

特 14  
919

法學博士 花井卓藏 序  
法學士 林增之 著

模範  
註解  
書式  
六法全書

東京 中央堂書房發兌

明治  
44.11.25  
丙午

C2  
5  
083

序

法學士林增之丞君、註解書式六法全書ヲ編輯シ、余ニ需ムルニ序ヲ以テス。憲法、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法ノ六法ハ、或ハ公法トシテ、或ハ私法トシテ、國民必讀ノ法典ナリ。既ニ必讀ノ法典ガリ。國民ハ切磋琢磨、以テ法意ノ存スル所ヲ知ラサルヘカラス。斯書說ク所、高尙深遠ノ法理ニアラスシテ、裨近實用ノ説明ニ過キス。而シテ其ノ

國民ノ法律的智識ヲ涵養スルニ於テ却テ效果ノ大ナル  
モノアルヲ覺フ。即チ一言ヲ記シテ序ニ代フ。

明治四十四年九月十一日

法學博士 花井卓藏識

帝國憲法

●皇憲典範  
●法例  
●裁判所構成法  
●裁判所權限法  
●裁判所管轄法  
●裁判所編制法

國民ノ法律的智識ヲ涵養スルニ於テ却テ效果ノ大ナル  
モノアルヲ覺フ、即チ一言ヲ記シテ序ニ代フ。

明治四十四年九月十一日

法學博士 花井卓藏識

# 帝國憲法

- 憲法
- 皇室典範
- 法例
- 裁判所構成法
- 裁判所構成法施行條例

●帝國憲法目次

第一章	天皇	一
第二章	臣民權利義務	二
第三章	帝國議會	三
第四章	國務大臣及樞密顧問	四
第五章	司法	五
第六章	會計	六
第七章	補則	七

●皇室範典目次

第一章	皇位繼承	三
第二章	成年立后立太子	四
第三章	敬稱	四
第四章	親政	五
第五章	皇太孫	六
第六章	皇族	六
第七章	皇位繼承料	六
第八章	世傳御料	八
第九章	皇室經費	八
第十章	皇室訴訟及懲戒	八
第十一章	皇族會議	九

目次

第十二章 補則

●皇室範典增補

●法例目次

●裁判所構成法目次

第一編	裁判所及檢事局	一
第一章	裁判所	一
第二章	地方裁判所	二
第三章	控訴院	三
第四章	大審院	四
第五章	裁判所及檢事局ノ官吏	四
第一編	裁判所及檢事局ノ官吏	四
第一章	必要ナル準備及資格	四
第二章	檢事	五
第三章	裁判所書記	五
第四章	執行吏	五
第五章	廷達吏	五
第六章	司法事務ノ取扱	六
第三編	司法事務ノ取扱	六

第一章 開廷	六〇
第二章 裁判所ノ用語	六三
第三章 裁判所ノ評議及言渡	六四
第四章 裁判所及検事局ノ事務章程	六六
第五章 司法年度	六六
第六章 法律上ノ共助	六七
附編 司法行政ノ職務及監督權	七〇
附則	七一

●裁判所構成法施行條例

**天皇** 我國は君主國なり其君主を天皇と稱す天皇とは萬世一系の大統を承けさせ給へる我帝國君主の尊稱にして我國は天皇の統治し給ふ所なり

**皇位** 皇位とは天皇の地位を稱し奉るものにして其御地位即ち皇位を承け續かせ給ふ順序は皇室典範の定むる所にして皇男子孫之を繼ぎ給ふ

**神聖不可侵** 天皇は神聖にして無貴爲、如何なる場合にも人民は決して之を貴むること能はず

**統治權の主体** 我國の統治權を有する者は即ち統治權の主体は天皇にして天皇は統治權を總括握有せらるれども之を行ふには憲法の條規に依り給ふ

**立法權** 立法權は統治權の一故天皇にあるも之を行ふには帝國議會の協賛を要す議會の協賛せし法律案

帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ヲ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ出リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸

は天皇の裁可に由て法律となる  
**緊急勅令** 立法事項即ち「法律に定むるに必ず議會の協賛を必要とするも火急の場合に議會閉會中なる時は已を得ず天皇は法律に代る勅令を發す之を緊急勅令と云ふ緊急勅令の効力及其後の手續は第八條に規定あり  
**執行命令及行政命令** 法律を執行するに執行命令と云ひ公共の安寧秩序を保持し臣民の幸福利益を増進する爲に發する命令を行政命令と云ふ  
**大權命令** 法上特に天皇の親らし給ふ政務として定めたる事柄につき發せらるる勅令也此事項に對し第九條の如く特別に委任し得べきことを明かに規定せるものは勿論明規なくも天皇親ら機關に委任するに在る者は日本臣民日本臣民たり其資格の取

驅テ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス  
 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル  
 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス  
 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム  
 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス  
 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス  
 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス  
 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ズ  
 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル  
 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ  
 第二章 臣民權利義務  
 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

得又は喪失に關しては國籍法に定む  
**臣民の義務** 憲法に定めたる義務は納税及兵役義務の二なり  
 其外日本臣民は君主及君主の機關に對して忠實なるべき義務を負ふ  
**臣民の權利** 之憲法制定に由て始めて明定せられたる所に於て  
 して主權又は國家の機關に對して之を變更するを得ず並に於て臣民の生命身體財產權利の安全を保證せられ實に我々祖先の夢想に及ばざる明治新時代の賜なり今憲法に認められたる權利を大別すれば參政權即ち公務に參與する權、自由權、國家の行爲を要求する權の三に於て之を憲法に規定の順序に上げれば左の如し  
 (一) 均しく公務に就くを得る權  
 (二) 住居移轉の自由  
 (三) 身體の自由權即ち安りに逮捕監禁審問處罰せられざる權利  
 (四) 法律に定めたる裁判官の裁判

第十九條 日本臣民ハ法律ヲ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及  
 其他ノ公務ニ就クコトヲ得  
 第二十條 日本臣民ハ法律ヲ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス  
 第二十一條 日本臣民ハ法律ヲ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス  
 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス  
 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ  
 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ  
 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレコトナシ  
 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信實ノ秘密ヲ侵サルコトナシ  
 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ  
 公益ノ爲ニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

(五) 住所の安全権即ち故なく住所に侵入せられ又搜索せらるゝことなし  
 (六) 信書の秘密を侵されざるの権  
 (七) 所有権を侵されざるの権利即ち公益を目的とする行政處分の外は必ず法律に依るにあらざれば侵されざることなし  
 (九) 自由 表の自由及集合結社の自由  
 (十) 相當の禮を守り禮類を爲す權但し現今は議員に請願受理の定めのみ  
 例外規定 戦時又は時變の時に天皇由權を制限するに當り陸海軍に對しては其身分に抵觸せざる場合に限り憲法第二章の規定に従ふ可きものとす

**帝國議會** 帝國議會は立法及豫算議定に關與する機關なり

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサハ限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス  
 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス  
 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得  
 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケルコトナシ  
 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ規律ニ抵觸セザルモノニ限リ軍人ニ施行ス

**第三章 帝國議會**  
 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス  
 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタ議員ヲ以テ組織ス  
 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタ議員ヲ以テ組織ス

帝國議會とは上下兩院を合したるものにして其二院を離して帝國議會と云ふを得ず  
 上院即ち貴族院の議員となるを得る者は貴族院令の定むる所により下院即ち衆議院は選舉法により人民の選舉したる議員を以て成立す  
**議院の權限** 上下兩院は各法律案を議定し又は提出することを得然しこれを得ずれば一方に於て否決したる議案は同會期中に再び提出することを得ず  
 各議院は政府に建議することを得然れ共受納なきものは同會期中に再び建議することを得ず  
 議會召集、開會、閉會、衆議院の解散會期の延長は勅令を以て之を命ず  
 毎年二回必ず帝國議會を開く之を常會と云ふ其會期は三月にして之を延長し得るも短縮する能はず又臨時

**議院の權限** 上下兩院は各法律案を議定し又は提出することを得然しこれを得ずれば一方に於て否決したる議案は同會期中に再び提出することを得ず  
 各議院は政府に建議することを得然れ共受納なきものは同會期中に再び建議することを得ず  
 議會召集、開會、閉會、衆議院の解散會期の延長は勅令を以て之を命ず  
 毎年二回必ず帝國議會を開く之を常會と云ふ其會期は三月にして之を延長し得るも短縮する能はず又臨時

**議院の權限** 上下兩院は各法律案を議定し又は提出することを得然しこれを得ずれば一方に於て否決したる議案は同會期中に再び提出することを得ず  
 各議院は政府に建議することを得然れ共受納なきものは同會期中に再び建議することを得ず  
 議會召集、開會、閉會、衆議院の解散會期の延長は勅令を以て之を命ず  
 毎年二回必ず帝國議會を開く之を常會と云ふ其會期は三月にして之を延長し得るも短縮する能はず又臨時

**議院の權限** 上下兩院は各法律案を議定し又は提出することを得然しこれを得ずれば一方に於て否決したる議案は同會期中に再び提出することを得ず  
 各議院は政府に建議することを得然れ共受納なきものは同會期中に再び建議することを得ず  
 議會召集、開會、閉會、衆議院の解散會期の延長は勅令を以て之を命ず  
 毎年二回必ず帝國議會を開く之を常會と云ふ其會期は三月にして之を延長し得るも短縮する能はず又臨時



會の會期は勅令により定まる  
 衆議院解散を命ぜられたる時は貴族院は停會を命ぜらるる上院には解散なし

**兩院の議決方法** 總議員の三分の二の多數を以て議決す若し可否同數なる時は議長の決する所による  
 兩院の議決異なる時は協議會を開きて決す  
 又兩議院は上奏をなし請願を受理する權あり

**議員の特權** 議員は院内に於て發言の自由を以て議決の公平を得、意見を隠匿し得ず又議員は現行犯内閣外に於て特權を受けず又議員は現行犯内閣外に關する罪の外は其會期中逮捕せらるる事なし且し其院の承諾ある時

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ  
 第四十五條 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ  
 第四十六條 兩議院各々其ノ總議員三分ノ二以上出席スルニ非サレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス  
 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル  
 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得  
 第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得  
 第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得  
 第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ據クルモノハ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得  
 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於

は此限りにあらず  
**國務大臣政府委員** 議決に加はる  
 何時にても出席發言するを得

**國務大臣及樞密顧問** 大臣は天皇は之を奨め然らざるものは諫官匡濟するの責あり大臣は之に關し天皇及國家に對し責任を負ふ副署は法律勅令若くは詔勅を奉行したることを證明するなり樞密顧問は重要なる國務に對する天皇の相談役なり

**司法** 司法は民事刑事の裁判を行ふを云ふ即ち裁判所が天皇に代り天皇の名に於て之を行ふ也裁判所の構成は裁判所構成法に定む裁判官の資格も亦法律が以て定む而して裁判

テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ  
 第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯即ち又ハ内閣外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ  
 第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

**第四章 國務大臣及樞密顧問**  
 第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス  
 凡ソ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス  
 第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

**第五章 司法**  
 第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ  
 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
 第五十八條 裁判官ハ法律ニ定ムル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

官は自己の意思に反し妄りに其職を免ぜらるるをなし裁判は公開し何人にも傍聴を許す之裁判の公平を期する爲なり  
特別の土地事件を管轄するを特別裁判所と云ひ之に關すべき事故は法律を以て特に定むべきものなり行政裁判の如き其の一なり

會計 國家の財政は國家存亡の基なる故に之に對しては特に慎重を要す  
新に租税を賦課し又其割合を變更するは法律を定めざるべからず  
國庫の負擔なる契約は國が債務を負ふ場合なり此場合には帝國議會

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルヲ外其ノ職ヲ免セラルコトナシ  
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得  
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス  
第六章 會計  
第六十二條 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

の協賛あるを要す  
政府は毎年國家の歳入歳出を概算して議會に提出し其協賛を経て來年度の豫算を作る豫算の款項は他に流用するを得ず若し其款項に超過して支出をしたる時又は豫算以外に支出したる時は後日帝國議會に提出し承諾を求めざる可らず  
豫算案議定の方法 豫算案は先づ衆議院に提出す發案權政府に在り皇室經費は増額を必要とする場合の外議會の協賛を要せず現在の定額を毎年國庫より支出すべきなり第六十七條に掲げたる歳出は政府の同意なければ議會の廢除削減するを得ず或年限経續する費用を経續費と云ひ已むを得ざる豫算の不足を補ふ爲に置かれたる費用を豫備費と云ふ火急必要ありて議會を召集するの暇なく又は内外の事情により召集し得ざる時は已むを得

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス  
第六十四條 國家ノ歳入歳出ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス  
第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ  
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外國議會ノ協賛ヲ要セス  
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス  
第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得  
第六十九條 避クヘカラルサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

す勅令を以て財政上の必要を處分  
なし以て機に臨み變に應ぜしむ此場  
合には次の會期に於て帝國議會の承  
諾を求むるを要す豫算不成立の場  
合は政府は前年度の豫算を施行す  
を要す

**會計監督** 國家の財政が正當に行は  
れたるか否かを監督する  
爲會計検査院なる機關を置く又帝國  
議會も之を監督す

**憲法の改正** 憲法は輕々に之を廢止  
變更するを得ず萬一  
之を改正する必要を生ずる時は天皇其  
議案を帝國議會に提出し兩院各參  
分の或以上出席の上密議し出席議員  
の參分の或以上の多數を以て議決す  
るを要す攝政を置く間は決して憲法

第七十條 公共の安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ  
因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必  
要ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムル  
ヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ  
政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ  
検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ  
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

**第七章 補則**

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議  
案ヲ帝國議會ニ付スヘシ  
此ノ場合ニ於テ兩院各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ  
議事ヲ開クコトヲ得ス

及典範を變更するを得ず憲法發布  
以前の法令にして現在行はるるもの  
も此憲法に抵触せざる以上は名稱の  
如何に係らず臣民は總て遵守せざる  
べからず政府の義務に屬する處出に  
して憲法發布前の契約又は命令によ  
るものは政府の同意なくして議會妄  
りに廢除消滅するを得ず

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ  
得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス  
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此憲法ニ矛盾  
セサル現行ノ法令ハ總テ遡及ノ效力ヲ有ス

議出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依

# 皇室典範

皇室典範は皇族御一家の御成典にして皇家内部の關係は一に之に由て定まり皇族の分儀を明かにせられたる御家憲とも申し奉るべきものなり

皇室典範は明治二十二年二月十一日即ち憲法發布と同時に樞密顧問の諮詢を経て制定せられ御後嗣及御子孫の遵守せらるゝ所を明かにし皇祖皇宗に之を誓ひ給ひし所なり

皇室典範の效力 皇室典範を以て國家の大典たる憲法を變更する事を得ず又法律を以て皇室典範を變更することも能はず而して如何に必要ありとも攝政を置く間は之を變更することを許されざる所なり

皇室典範の改正増補 此御成典は皇室内部のことに係るを以て帝國議會の干渉する所にあらず將來改正すべき條項又は増補すべき必要生じたることは皇族會議及樞密顧問に諮詢して勅定せらるゝなり

皇位繼承 皇位繼承は男系の男子に  
張るは女より出でたる男子  
子又は男より出でたる女子は皇位を  
繼承して天皇となるを能はず

皇位繼承の順位は第一位は皇長男子  
にして皇長男子あらざる時は皇長孫  
男、皇長子孫あらざる時は皇次男子  
及び其子孫男に傳へ以下は此例に倣  
ふ天皇の御子孫にして皇位を繼承す  
るは嫡出子孫を先にし庶出な後にす  
嫡庶を問はず天皇の御子孫なき時は  
皇兄弟及び其子孫に又皇兄弟其子孫  
なき時は皇伯叔父其子孫に傳ふ以上  
皆あらざる時は最近親の皇族男に傳  
へらるる而して皇兄弟以上の御親等内  
にありては嫡を先に庶出を後に長は  
幼に先だつ

皇位繼承の順位に當る御方にして精  
神又は身体に不治の重患あり又は重  
大なる事故ある時皇族會議及樞密  
顧問に諮詢して順序を換ふことを得

# 皇室典範 (明治二十二年二月十一日)

## 第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子不在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニシ傳フ

皇室典範 皇位繼承

第九條 皇嗣精神若クハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神靈ヲ奉ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ビ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇太子皇太孫ハ皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇太孫トス

第四章 敬稱

第十六條 皇后皇太子皇太孫ナシタルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

踐祚即位 天皇崩御の時は皇位繼承の禮位に當らせらるる御方其後につき神器を奉じ給ふ而して即位の禮及大嘗祭は京都にて行はせられ御即位の後元號を建て、御一代は再び改め給はず

成年 天皇皇太子皇太孫は滿拾八年を以て成年とす

儲嗣 儲子とは天皇の後を受けて帝位につぎ給ふ皇太子皇太孫を稱し奉る最も先に皇位をつぎ給ふ御方として定められたる御方にして皇太子なる時は皇太子皇孫なる時は皇太孫とす

敬稱 天皇太皇太后皇太后皇后は陛下と尊稱し其他の皇族は殿下と尊稱し奉る

第五節 攝政

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於

攝政 天皇の未成年又は久しきに亘る攝政の故障のため太政を親らし給ふ能はざるときは皇族會議及樞密顧問の議決を経て攝政を置く攝政は天皇に代りて大權を行ふものにして之に任ずる順位は成年以上の皇太子を第一位とし皇太孫之に次ぐ若し皇太子皇太孫未成年なる時は又はあらざる時は第一に親王を以て之に任じ第二皇后第三皇太后第四太皇太后第五内親王女王と順序を違ふ皇族男子の攝政に任ずるは皇位繼承の順序による但し未成年者は順位に當るも攝政となるを得ず皇族女子順位も之に倣ふ而し皇族女子は其配偶者なき者に限る最近親の皇族未成年又は其他の事故により他の皇族攝政に任じ後最近親の皇族成年に達し又事故止みたる時皇

太子皇太孫には其位を譲るべきも其  
外のものは之を譲る必要なく依然と  
して攝政の職に居る

**太傅** 天皇未成年の間保育の任に當ら  
しむべき者を太傅と云ふ太傅は  
先帝の遺命によるものなれど若遺  
命あらざりし時は攝政より皇族會議  
樞密顧問に諮詢して選任す攝政は太  
傅を兼ねるを得ず又攝政の子孫は太  
傅に任ずるを得ず攝政が太傅を退  
職せしむるは必ず皇族會議及び樞密  
顧問に諮詢したる上ならざる可から  
ず

**皇族** 皇族とは皇家御一族を稱し奉る  
先々帝の御后は太皇太后先帝の

ケルモ亦之ニ準ス  
第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其配適アラサル者ニ限ル  
第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他  
ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其他ノ事  
故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ  
第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事  
故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其順序ヲ換フルコトヲ得

**第六章 太傅**  
第二十六條 天皇未成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム  
第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞  
密顧問ニ諮詢シテ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其子孫之ニ任スルコトヲ得ス  
第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退  
職セシムルコトヲ得ス

**第七章 皇族**

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫

妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下  
ハ男ヲ女王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王ヲタル  
者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命シ保育ヲ掌ラシ  
ム事宜ニ依リ天皇ハ其父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘ  
シ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ認許セラレタル華族ニ限ル

御后を皇太后天皇の御后を皇后と稱  
し奉り此等の御方々は陛下と尊稱し  
奉る皇子より天皇の多孫に至る迄男  
は親王女は内親王五世以下は出で男  
は王女は女王とせし殿下と尊稱し奉る  
天皇御即位の時直系にあらざる時  
系より入り皇位を繼承せられたる時  
は新天皇の御兄弟姉妹の女王と稱  
し奉りしものは特別に男は親王女は  
内親王の號を給ふ天皇は皇家御一族  
の長として皇族を監督する幼少の皇  
族に御父なき時は宮内省の官吏に其  
保育を命ぜらる皇族の後見人は皇族  
に限る

**皇族婚嫁** 皇族の御婚嫁は皇族又は  
特別に勅旨を以て許され

たる華族に限る其他の臣家は御婚  
嫁相成らず皇族御婚嫁遊ばさんとい  
ふ時は天皇の勅許あるを要す皇族は  
養子をなすを得ず皇族が外國に旅  
行せんとする時は天皇に勅許を求む

るを要す皇族の女子にして華族に御  
 婚嫁ありし時は最早臣籍となる然し  
 特別に勅旨を以て内親王公主の稱號  
 を許さるゝもあり

**世傳御料** 世傳御料とは皇族御子孫  
 地物件にして之に編入するに當り  
 願問に諮詢し勅旨を以て定めらる  
 皇室經費(憲法第六十六條參照)皇室諸  
 般の費用は特別に一定の額を定め國  
 庫より支出す

**皇族の訴訟** 皇族相互の民事訴訟は  
 におらず人民と皇族との民事上の訴  
 訟は東京控訴院にて裁判をなす皇族  
 は出廷せらるゝ必要なく代人を以て  
 訴訟に當らしめらる皇族刑事上の事  
 件あるも當りに拘引又は裁判所に召  
 喚するを得ず若し必要ある時は勅旨  
 を待つべし

**皇族懲戒** 皇族身位令第五章參照  
 品位尊位を所爲あり

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル  
 第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルハ勅旨ヲ以テ之ニ副署ス  
 第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス  
 第四十三條 皇族國體ノ外ニ旅行セムトスルコトハ勅許ヲ請フ可シ  
 第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラズ但シ特旨ニ依  
 リ仍内親王公主ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

**第八章 世傳御料**  
 第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス  
 第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅旨ヲ以テ之  
 ヲ定メ宮内大臣ノ公告ス

**第九章 皇室經費**  
 第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ當額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム  
 第四十八條 皇室經費ハ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會議司法大臣  
 所ニ依リ

**第十章 皇族訴訟及懲戒**

又は皇室に對し忠順ならざる皇族  
 の時勅旨を以て懲戒さる其情の重  
 き者は皇族たる特權の一部又は全部  
 を停止し最も重きは特權を剝奪さる  
**皇族禁治産** 皇族に産を傾くる所爲  
 産を宣告せらる皇族の懲戒又は禁治  
 産宣告は皇族會議に諮りて後勅裁さ  
 る

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命ジ  
 裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス  
 第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス  
 但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス  
 第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコト  
 ヲ得ス  
 第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムル所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキ  
 ハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ  
 若ハ剝奪スヘシ  
 第五十三條 皇族汚産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管  
 財者ヲ任スヘシ  
 第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

**第十一章 皇族會議**  
 第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長  
 宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

は此會議に親臨し又は皇族中の一人  
を選びて議長ならしめらる

**補則** 皇族の地位は皇族身位令に規定

さる皇族は原則として普通法律  
によるにあらす其財産處置及諸規則  
は特別に規定さる  
若し將來に於て此典範を改正し又は  
増補の必要生じたる時は皇族會議及  
樞密顧問に諮りて天皇之を定め給ふ

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシ

**第十二章 補則**

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇太子皇孫子又ハ他ノ繼

嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産處置及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テ

ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

**皇族の降下**

皇族たる者は勅旨によ  
り又は請願により姓を賜

ひて華族たる臣籍に降らるゝとあり  
又勅許を得て華族の相續人となり又  
ハ華族の家督を相續する目的にて華  
族の養子となることを得然戒により  
皇族たる特權を剝奪せられ臣籍に降  
されたる時は其妻は當然夫の家即ち  
臣籍に降るものなり以上の場合に於  
ては先づ皇族會議及樞密顧問に諮詢  
あるべきものとす皇族にして一日臣  
籍に入りたるものは如何なる理由あ  
るも復皇族となり得ざるものとす

**皇室典範増補**

(明治四十年二月十一日)

第一條 王ハ勅旨又ハ請願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニヨリ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續人ノ目的ヲ以

テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其妻ハ其家ニ入ル但

シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降ルコトアルヘシ前

項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經

ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其他ノ權義ニ關スル規定ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外

別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前



令親族令及其他之れを定めらるる皇族  
と人民との關係につき適用すべき法  
律命令が相異なる時は典範に定めら  
るるもの外別に定めらるる所による

項ノ規程ニ依ル  
第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ  
基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ヲキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範(總) 法律

法律は何時より行はるゝや

特別に施行すべき時期を定めざる法  
律は其公布されたる日より滿二十日  
を過ぎて行はる然れども第一條第二  
項にある如き交通不便の地に對して  
は特別に施行の時期を勅令を以て定  
むることあり

習慣 地方により又事柄により種々な  
る慣習あり總ての事柄總ての地  
方に適切なる法律を認むるは困難な  
り故に慣習にして第二條に當るもの  
は法律と同一効力を有せしむ

人の能力

人が法律行為をなすを得  
る資格を能力と云ふ此能  
力の有無は其人の本國法によりて定  
む、外國人が日本にて法律行為をな  
したる場合に其本國法にては無能力  
にて日本法の法律にて能力あれば其  
行為につきては能力者として取扱は  
る而しては特別の規定にして親族相  
續の法律によるべき行為又は不動産

法 例

(明治三十一年六月二十一日)

第一條 法律ハ公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス但法律ヲ以テ

之ニ異ナリタル施行時期ヲ定メタルトキハ此限ニ在ラス

臺灣、北海道、沖繩縣其他島地ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ施行時期ヲ定

ムルコトヲ得

第二條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認め

タルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノニ限リ法律ト同一ノ效力

ヲ有ス

第三條 人ノ能力ハ其本國法ニ依リ之ヲ定ム

外國人カ日本ニ於テ法律行為ヲ爲シタル場合ニ於テ其外國人カ本國法ニ

依レハ無能力者タルヘキトキト雖モ日本ノ法律ニ依レハ能力者タルヘキ

トキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ能力者ト看做ス

前項ノ規定ハ親族法又ハ相續法ノ規定ニ依ルヘキ法律行為及ヒ外國ニ在

に關する行爲なるときは失張本國法に從ふ

**禁治産者準禁治産者** 原因は其の本國法によりて定め其効力は此宣告なしたる國の法律に從ふ日本に在する外國人に禁治産準禁治産の原因が其本國法により有るときは其者に對して禁治産準禁治産の宣告をなすことを得而して其原因は日本の法律にても禁治産準禁治産の原因と認むるものに限る

**失踪** 日本に財産を有するが日本の法律によるべき法律上の關係に立つ外國人が生死不明なるときは其日本に於ける財産及法律關係につきて失踪宣告をなすを得

**法律行爲** が如何にして成立つか其効力は如何と云ふことにつきては其行爲者及相手方又は行爲者のみの意思に從ふて何れの國の法

第四條 禁治産ノ原因ハ禁治産者ノ本國法ニ依リ其ノ宣告ノ効力ハ宣告ヲ爲シタル國ノ法律ニ依ル

日本ニ住所又ハ居所ヲ有スル外國人ニ付キ其本國法ニ依リ禁治産ノ原因アルトキハ裁判所ハ其者ニ對シテ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得但日本ノ法律カ其原因ヲ認メサルトキハ此限ニ在ラス

第五條 前條ノ規定ハ準禁治産ニ之ヲ準用ス

第六條 外國人ノ生死カ分明ナラサル場合ニ於テハ裁判所ハ日本ニ在ル財産及日本ノ法律ニ依ルヘキ法律關係ニ付テハ日本ノ法律ニ依リテ失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

第七條 法律行爲ノ成立及ヒ効力ニ付テハ當事者ノ意思ニ從ヒ其何レノ國ノ法律ニ依ルヘキカヲ定ム

當事者ノ意思カ分明ナラサルトキハ行爲地法ニ依ル

第八條 法律行爲ノ方式ハ其行爲ノ効力ヲ定ムル法律ニ依ル  
行爲地方ニ依リタル方式ハ前項ノ規定ニ拘ハラス之ヲ有効トス但物權其他登記スヘキ權利ヲ設定シ又ハ處分スル法律行爲ニ付テハ此限ニ在ラス

第九條 法律ヲ異ニスル地ニ在ル者ニ對シテ爲シタル意思表示ニ付テハ其通知ヲ發シタル地ヲ行爲地ト看做ス

契約ノ成立及ヒ効力ニ付テハ申込ノ通知ヲ發シタル地ヲ行爲地ト看做ス若シ其申込ヲ受ケタル者カ承諾ヲ爲シタル當時申込ノ發信地ヲ知ラザリトキハ申込者ノ住所地ヲ行爲地ト看做ス

第十條 動産及ヒ不動産ニ關スル物權其他登記スヘキ權利ハ其目的物ノ所在地法ニ依ル

前項ニ掲ケタル權利ノ得喪ハ其原因タル事實ノ完成シタル當時ニ於ケル目的物ノ所在地法ニ依ル

第十一條 事務管理、不當利得又ハ不法行爲ニ因リテ生スル債權ノ成立及ヒ効力ハ其原因タル事實ノ發生シタル地ノ法律ニ依ル

前項ノ規定ハ不法行爲ニ付テハ外國ニ於テ發生シタル事實カ日本ノ法律ニ依ルハ不法ナラザルトキハ之ヲ適用セス

外國ニ於テ發生シタル事實カ日本ノ法律ニ依リテ不法ナルトキト雖モ被害者ハ日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ處分ニ非サレハ之ヲ請求ス

律によるかを定め其意思不明ならざる場合には行爲地の法律による

**方式** 法律行爲をなすに方式を必要とするときは行爲の効力を定むる國の法律による然れども行爲を爲したる土地の法律の方式を踏みたるときは効力を定むる土地と異なるも物權其他登記を必要とする行爲にあらざる以上は有效なり

**行爲地** 前項々行爲地なる語を用ひたりしか行爲地とは如何なる土地なりやと云ふに單獨にてなす行爲及相手方と双方の意思一致を要する行爲とに分ちて定むるを要す第九條は之を定めたり

**所在地** 動産不動産及其他登記すべき權利債權を以て物權の如き債權に其目的物の所在地の法律による

**消滅時効取得時効** 等によりて權利を失ひ又は

權利を取得するは其原因たる事實完成の時其物の存在する地の法律による

**事務管理不當利得及不法行為に依る債權** は原因たる事柄の發生したる土地の法律による

不法行為とする事柄も日本の法律にて不法行為と認めざるは日本に於ては不法行為として取扱はず日本の法律にて不法行為と認むる行為に付被害者は日本の法律に認めたる處分の外は日本にて請求することを得ざるものとす

債權の譲渡の効力は第十二條による

**親族法上の關係** につきては日本人間と外國法律及外國人對日本法律に種々の複雑を來すことあり是等の場合に適合する條第十三條以下の規定あり

- ルコトヲ得ス
- 第十二條 債權譲渡ノ第三者ニ對スル效力ハ債務者ノ住所地法ニ依ル
- 第十三條 婚姻成立ノ要件ハ各當事者ニ付キ其本國法ニ依リ之ヲ定ム但其方式ハ婚姻舉行地ノ法律ニ依ル
- 第十四條 前項ノ規定ハ民法第七百七十七條ノ適用ヲ妨ケス
- 第十四條 婚姻ノ效力ハ夫ノ本國法ニ依ル
- 外國人カ女戸主ト入夫婚姻ヲ爲シ又ハ日本人ノ婿養子ト爲リタル場合ニ於テハ婚姻ノ效力ハ日本ノ法律ニ依ル
- 第十五條 夫婦財産制ハ婚姻ノ當時ニ於ケル夫ノ本國法ニ依ル
- 外國人カ女戸主ト入夫婚姻ヲ爲シ又ハ日本人ノ婿養子ト爲リタル場合ニ於テハ夫婦財産制ハ日本ノ法律ニ依ル
- 第十六條 離婚ハ其原因タル事實ノ發生シタル時ニ於ケル夫ノ本國法ニ依ル
- 但裁判所ハ其原因タル事實カ日本ノ法律ニ依ルモ離婚ノ原因タルトキニ非サレハ離婚ノ宣告ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十七條 子ノ嫡出ナルヤ否ヤハ其ノ出生ノ當時母ノ夫ノ屬シタル國ノ法律

**婚姻** の成立するに必要なる要件は夫より其方式は婚姻をなす土地の法律による而して日本人間にて外國に於て婚姻をなすには領事に届出づるも可なり而して又其婚姻にして成立したる以上其効力は夫の本國法による然れども外國人が日本の女戸主と入夫婚姻をなし又は日本人の婿養子となりたる時は日本の法律に從ふ者なる故日本の法律に從ふ

**離婚** につきては其原因の發生したる本國の裁判所に於て其宣告をなすには其原因が日本の法律に於ても認めたる原因なる可らず

**子** が嫡出子なるや否やは第十七條要件に關しては第十八條に規定せり

**養子縁組** の要件は養子及養親たる者双方の本國法により其

- ニ依リテ之ヲ定ム若シ其夫カ子ノ出生前ニ死亡シタルトキハ其最後ニ屬シタル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム
- 第十八條 私生子ノ認知ノ要件ハ其父又ハ母ニ關シテハ認知ノ當時父又ト母ノ屬スル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム其子ニ關シテハ認知ノ當時子ノ屬スル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム
- 第十九條 養子縁組ノ要件ハ各當事者ニ付キ其本國法ニ依リテ之ヲ定ム
- 養子縁組ノ效力及ヒ離婚ハ養親ノ本國法ニ依ル
- 第二十條 親子間ノ法律關係ハ父ノ本國法ニ依ル若シ父アラサルトキハ母ノ本國法ニ依ル
- 第二十一條 扶養ノ義務ハ扶養義務者ノ本國法ニ依リテ之ヲ定ム
- 第二十二條 前九條ニ掲ケタルモノノ外親族關係及ヒ之ニ因リテ生スル權利義務ハ當事者ノ本國法ニ依リテ之ヲ定ム
- 第二十三條 後見ハ被後見人ノ本國法ニ依ル
- 日本ニ住所又ハ居所ヲ有スル外國人ノ後見ハ其本國法ニ依レハ後見開始

注 例

成立後の效力及離縁は養親の本國法による

親子間の法律關係の事は第三十條に規定す

扶養の義務 扶養のことは元々其義務より發達したるものにして各國其義務者の事を詳細に規定す之れにより此義務に關して義務者の本國法によるべきなり

後見及保佐 是れは被後見人及準禁治產者の本國法により第二十三條第二項の場合には日本の法律に依るべきものにして準禁治產の保佐に關しても同様なり

相續 相續は被相續人後を受く可きものなるゆへ被相續人の本國法による

遺言の成立及效力並に取消につきては第二十六條に規定する如く遺言をなす者の本國法に依り其方式は本國法によるも行為地法によるも差

ノ原因アルモ後見ノ事務ヲ行フ者ナキトキ及ヒ日本ニ於テ禁治產ノ宣告アリタルトキニ限り日本ノ法律ニ依ル

第二十四條 前條ノ規定ハ保佐ニ之ヲ準用ス

第二十五條 相續ハ被相續人ノ本國法ニ依ル

第二十六條 遺言ノ成立及ヒ効力ハ其成立ノ當時ニ於ケル遺言者ノ本國法ニ依ル

遺言ノ取消ハ其當時ニ於ケル遺言者ノ本國法ニ依ル

前二項ノ規定ハ遺言ノ方式ニ付キ行為地法ニ依ルコトヲ妨ケス

第二十七條 當事者ノ本國法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其當事者カ二箇以上ノ國籍ヲ有スルトキハ最後ニ取得シタル國籍ニ依リテ其本國法ト定ム但其一カ日本ノ國籍ナルトキハ日本ノ法律ニ依ル

國籍ヲ有セサル者ニ付テハ其住所地方ヲ以テ本國法ト看做ス其住所カ知レサルトキハ其居所地法ニ依ル

地方ニ依リ法律ヲ異ニスル國ノ人民ニ付テハ其者ノ屬スル地方ノ法律ニ依ル

支なし 一人にて二以上の國籍を有する場合は本人の意を推し最後に取得したる國籍を以て本國法とし若し其國籍の一角が日本にあるときは國籍取得の前後を問はず日本を本國とす

無國籍者 何れの國にも國民籍を有せざる者につきては其住所若し住所知ざれるときは居所を本國と假定す

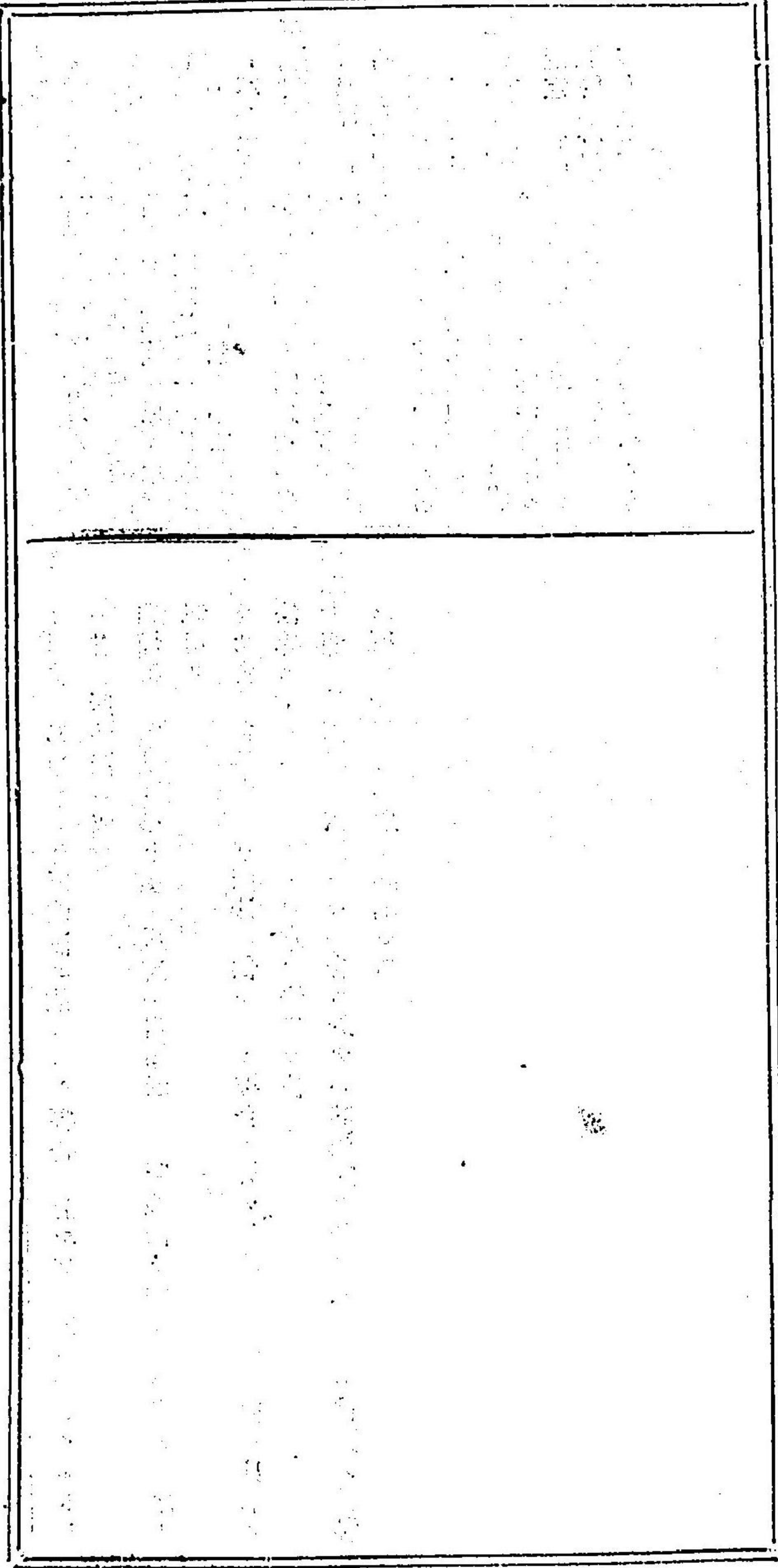
公秩良俗 外國の法律に依る可き場合につきては第二十七條末項による外國の法律に依る可き場合規定が我國の公の秩序を紊し善良の風俗を害すべき性質のものなるときは如何なる事由あるも適用すべきものにあらす

第二十八條 當事者ノ住所地方ニ依ルヘキ場合ニ於テ其住所カ知レサルトキハ其居所地法ニ依ル

前條第一項及ヒ第三項ノ規定ハ當事者ノ住所地方ニ依ルヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 當事者ノ本國法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其國ノ法律ニ從ヒ日本ノ法律ニ依ルヘキトキハ日本ノ法律ニ依ル

第三十條 外國法ニ依ルヘキ場合ニ於テハ其規定カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反ストキハ之ヲ適用セス



裁判所の種類 裁判所に通常裁判所  
として通常裁判所は特別裁判所あり  
判をなす官廳なり通常裁判所には區  
裁判所地方裁判所控訴院大審院の四  
種あり  
合議制及單獨制の裁判所 裁判をな  
すに一人の裁判官が裁判所を代表し  
て法律の適用をなすを單獨制と云ひ  
區裁判所は之に屬す事件を審理する  
に多數判事の決議を以て裁判所の意  
思として法律を適用するを合議制裁  
判所と云ひ地方裁判所控訴院大審院  
は之に屬す而して

### 裁判所構成法

(明治二十三年二月十日  
法律第六號)

#### 第一編 裁判所及檢事局

##### 第一章 總則

第一條 左ノ裁判所ヲ通常裁判所トス  
第一 區裁判所  
第二 地方裁判所  
第三 控訴院  
第四 大審院  
第二條 通常裁判所ニ於テハ民事刑事事ヲ裁判スルモノトス但シ法律ヲ以テ特  
別裁判所ノ管轄ニ屬セシメタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
第三條 地方裁判所控訴院及大審院ヲ合議裁判所トシ數人ノ判事ヲ以テ組立  
テタル部ニ於テ總テノ事件ヲ審問裁判ス但シ訴訟法又ハ特別法ニ別段規

#### 裁判所の設立廢止及區域を 定め又は變更するには必ず法律に依 る

裁判官 裁判所には相當なる人數の判  
事ニ云ふ裁判官を置く判事たる  
るに必要なる資格は後に説くべし

裁判所構成法

裁判所及檢事局 總則

**検事局** 各裁判所には一検事局宛附設の検事資格は之れ又後に説くべし而して検事局には相當人數の検事を置く

検事 検事は裁判所の指揮に従ふべきものにあらず裁判所と獨立して其職權を行ふ検事の職權の主要を述べれば

一、刑事につきては訟訴を起し其取扱上必要な手續を爲して法律の正當なる適用を裁判所に請求し而して判決の適當に執行するを要するを監視す

二、裁判所に屬し又は之に關する司法及行政の事件につきて國家公益の代表者として其法律に檢事の職權を定められたる公益監督の事務を行ふ

三、民事にても必要なりと認められたるときは通知を求め之に對して意見を述べざるを得

定シタルモシハ此ノ限ニ在ラス

第四條 裁判所ノ設立廢止及管轄區域並ニ其ノ變更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 各裁判所ニ相應ナル員數ノ判事ヲ置ク

第六條 各裁判所ニ檢事局ヲ附置ス檢事ハ刑事ニ付公訴ヲ起シ其ノ取扱上必要ナル手續ヲ爲シ法律ノ正當ナル適用ヲ請求シ及判決ノ適當ニ執行セラルルヲ監視シ又民事ニ於テモ必要ナリト認めムルトキハ通知ヲ求メ其ノ意見ヲ述フルコトヲ得又裁判ニ屬シ若ハ之ニ關ル司法及行政事件ニ付公益ノ代表者トシテ法律上其ノ職權ニ關スル監督事務ヲ行フ

檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其ノ事務ヲ行フ

檢事局ノ管轄區域ハ其ノ附置セラレタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ

若一人ノ檢事若ハ數人ノ檢事悉ク差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ裁判所長又ハ區裁判所ニ於テ判事若ハ監督判事ハ其ノ事件ヲ豫スヘカラサルニ於テハ判事ニ檢事ノ代理ヲ命シ其ノ事件ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第七條 檢事局ニ相應ナル員數ノ檢事ヲ置ク

**検事局の管轄** 検事局の管轄區域は其附設せられたる裁判所の管轄區域と同じ

**検事の差支** ありて或事件につき其職務を採ることを得ざる場合或事件が猶豫すべからざるものなる時は裁判所に判事に檢事代理を命じて檢事の取扱ふべき事件を取扱はしむることを得

**書記課** 各裁判所書記課には書記と會計記録員を置き文書の往復會計記録其他法律に定められたる事務を取扱ふ然れども司法大臣は會計事務を專任する特別の官吏を任命することを得合議制裁判所に附設されたる検事局は會計文書往復記録等の事務を取扱ふに必要なりと認めたる時は別に書記課を設くる事を得

**執達吏** 裁判所の執行をなす職員例へば強制執行をなすものにして并に裁判所より發する文書を送達す

第八條 各裁判所ニ書記課ヲ置ク書記課ハ往復會計記録其ノ他此ノ法律又ハ他ノ法律ニ特定シタル事務ヲ取扱フ

裁判所ニ附置セラレタル檢事局ニ於テ前項ノ如キ事務ヲ取扱フ爲必要ナリト認めムルトキニ限り別ニ書記課ヲ設クルコトヲ得但シ合議裁判所ノ檢事局ニ限ル

司法大臣ハ裁判所ノ會計事務ヲ專任スル爲特別官吏ヲ裁判所ニ置クコトヲ得

第九條 區裁判所ニ執達吏ヲ置ク執達吏ハ裁判所ヨリ發スル文書ヲ送達シ及裁判所ノ裁判ヲ執行ス

前項ノ外執達吏ハ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ヲ行フ

第十條 法律ヲ以テ特定シタルモノヲ除ク外左ノ場合ニ於テ適當ノ申請アルトキハ關係アル各裁判所ヲ併セテ之ヲ管轄スル直近上級ノ裁判所ハ何レノ裁判所ニ於テ本件ヲ裁判スルノ權アルヲ裁判ス

第一 權限アル裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコトヲ得且此法律第十三條ニ依リ之ニ代ルヘキコトヲ定

管轄裁判の指定

第二章以下は裁判所の事務の管轄につきて詳細に規定せらるるも、法律上又は事實上に於て管轄裁判所の何れなるか明かならざる事なれば、是によりて第十條に法律を以て特定したるもの外左の場合に於て適當の手續によりて申請ありたるときは關係ある各裁判所を併せて之を管轄する最近の上級裁判所は其事件が何れの裁判所に屬するかを指定する裁判をすなして第一より第四迄の適合を列察せり

區裁判所

區裁判所は單獨制の裁判所にして二人以上の裁判官を置きたる區裁判所と雖各別に司法大臣の定めたる通則に従ひて事務を分配し決して合議を以て裁判をなすべきものにあらざり此事務の分配は毎年地方裁判所長が前以て之を定む

第二章 區裁判所

第十一條 區裁判所ノ裁判權ハ單獨制ニ行フ  
判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ノ定メタル額則ニ從ヒ其ノ裁判事務ヲ各判事ニ分配ス  
此ノ事務分配ハ毎年地方裁判所長前以テ之ヲ定ム  
區裁判所判事ノ取扱ヒタル事ハ裁判事務分配上其ノ事他ノ判事ニ屬シタ

メラレタル裁判所モ亦之ヲ行フコトヲ得サルトキ

第二 裁判所管轄區域ノ境界明確ナラサルカ爲其ノ權限ニ付違テ生シタルトキ

第三 法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スルトキ

第四 二以上ノ裁判所權限ヲ有セストノ確定判決ヲ爲シ又ハ權限ヲ有セストノ確定判決ヲ受ケタルモ其ノ裁判所ノ一ニ於テ裁判權ヲ行フヘキトキ

如斯取扱ハ事務は分配せらるるも一判事が他判事の取扱ふべき事務を以て定められたる事件に對して裁判を行ふも其裁判は無効ならず判事の列事を置ク區裁判所に於ては司法大臣は其一人を監督判事として之に其行政事務を執らしむ

裁判所の代理

二の區裁判所にて法律上の理由又は特別の事情によりて其裁判事務を取扱ふこと能はざる時のために之を代理して裁判事務をなすべき他の區裁判所を地方裁判所長は毎年以前に定むべきものとす

區裁判所の民事管轄

訴訟物の性質によりて區裁判所が第一審として民事の訴訟を受理し裁判することを得る訴訟の種類は第十四條に定む但し反訴に付ては民事訴訟法の規定に従ふべきものとす茲に訴訟物と云ふは

トノ事實ノミニ因リ其ノ效力ヲ失フコトナシ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監督判事トシ之ニ其ノ行政事務ヲ委任ス

第十二條 事務分配ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監督判事トシ之ニ其ノ行政事務ヲ委任ス

第十三條 區裁判所ノ判事差支アルトキハ毎年地方裁判所長ノ前以テ定メタル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス但シ監督判事ノ職務ハ其ノ裁判所ノ判事官等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス

第十四條 區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ反訴ニ關リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一 二百圓ヲ超過セサル金額又ハ價額二百圓ヲ超過セサル物ニ關ル請求

訴訟の目的となる事實接言すれば判  
断を受くべき範圍内に於ける法律關  
係なり

訴訟物の價格による管轄 貳百  
超えざる金額又は價格が貳百圓を超  
ぬざるものに関する請求は區裁判所  
の管轄とする其價格は何人が如  
何にして何時を標準として算定する  
かは民事訴訟法第九十條第三項に  
規定す

訴訟物の性質による管轄 訴訟  
性質が簡易なるか審理に便利なるか  
又は事迅速を必要とするかによりて  
區裁判所の管轄すべきものとせられ  
たる事件は第十四條第二號に詳細の  
規定あり

區裁判所の非訴訟事件の管轄  
區裁判所は民事の裁判をなすべきも  
りなれども訴訟にあらざる事務につ

(三十八年法律第六十七號ヲ以テ百圓ヲ二百圓ニ改ム)  
第二 價額ニ拘ラス左ノ訴訟

- (イ) 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取明渡使用占據若ハ修繕  
ニ關リ又ハ賃借人ノ家具若ハ所持品ヲ賃借人ノ差押ヘタルコトニ  
關リ賃借人ト貸借人トノ間ニ起リタル訴訟
- (ロ) 不動産ノ境界ノミニ關ル訴訟
- (ハ) 占有ノミニ關ル訴訟
- (ニ) 雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約ニ關リ起リタル訴訟  
(ホ) 左ニ掲ケタル事項ニ付雇人ト旅店若ハ飲食店ノ主人トノ間ニ又ハ  
旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル訴訟
- (一) 賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ運送料  
(二) 旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲預ケタル  
手荷物金錢又ハ有價物

第十五條 區裁判所ハ非訴訟事件ニ付法律ニ定メタル範圍及方法ニ從ヒ左ノ事  
務ヲ取扱フ權ヲ有ス

さてし便宜上之を取扱はしむ第十五  
條は訴訟事件にあらざる事務取扱ひ  
の範圍を定む之れ又此事務を取扱ふ  
には法律の定めたる範圍及方法に從  
ふことを必要とする取扱ふべき事件  
は第十五條に列擧さる

刑事事件の區裁判所の管轄  
刑事につきては主として其簡易にし  
て罪の輕き事件を區裁判所に管轄せ  
しむ今區裁判所の管轄事件を定むる  
ものを列擧せば

- 一、拘留又は科料に當る罪
- 二、豫審を経ざる窃盜の罪(以下皆  
豫審を経ざるものに限る)
- 三、物盜遺失物拾得埋藏物發見漂流  
物の獲得等其他人の占有を離  
したるものを横領したる罪に  
關するもの
- 四、家宅侵入罪猥褻の文書圖畫其他  
風俗を紊すべき物を配布販賣又  
は公然多數人の見る所に陳列ス

裁判所構成法

區裁判所

第一 未成年者癡癩者白痴者失蹤者其ノ他法律若ハ判決ニ因リ治産ノ禁  
ヲ受ケタル者ノ後見人若ハ管財人ヲ監督スルコト

第二 不動産及船舶ニ關ル權利關係ヲ登記スル事

第三 商業登記及特許局ニ登録シタル特許意匠及商標ノ登記ヲ爲ス事

第十六條ノ一 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ第二以  
下ニ記載シタル罪ハ豫審ヲ經サル者ニ限ル(四十二年法律第三十號ヲ以  
テ改正)

- 第一 拘留又は科料ニ該ル罪
- 第二 竊盜ノ罪
- 第三 竊盜及刑法第二百五十四條ノ罪ノ贓物ニ關スル罪
- 第四 刑法第三百十條、第三百十五條、第三百八十五條乃至第三百八  
十七條及第二百九條ノ罪竝ニ第三百三十條ノ未遂罪
- 第五 一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓ヲ超過セサル罰金ニ該ル罪  
二個以上ノ主刑中其一一個ヲ科スヘキ罪ニシテ其ノ刑前項第一又ハ第五  
ノ規定ニ適セサルモノアルトキハ區裁判所ハ其ノ裁判權ヲ有セス



たる罪賭博及官職に關する罪死に至らざる過失傷害の罪及び家宅侵入の未遂罪  
 五、 刑期一年以下の懲役若しくは禁錮又は三百圓以下の罰金に當る罪  
 二個以上の刑罰に觸れ其中の一つを科すべき罪に對して裁判を爲すに其刑が科料罰金又は第十六條の第五の規定に適當せざるものあるときは區裁判所にて之を裁判する事を得ず然れども累犯即ち前に刑に處せられて又罪を犯したるもの併合罪又は未だ判決の確定せざる多くの罪を犯したるものなるによりて累犯者又は併合罪として處分すべき場合に於ては第十六條第一より第五迄に規定されたる罪につきては區裁判所にて裁判するの權を有す

一 地方裁判所の管轄區域にある一區裁判所の管轄に屬する罪賭博及官職に關する罪死に至らざる過失傷害の罪及び家宅侵入の未遂罪  
 第十六條ノ二 前條第一項第五號ニ記載シタル罪ニ付テハ累犯又ハ併合罪トシテ處分スヘキ場合ト雖モ區裁判所其ノ裁判權ヲ有ス(同上ヲ以テ追加)  
 第十六條ノ三 司法大臣ハ地方裁判所ノ管轄區域内ノ一ノ區裁判所ノ管轄ニ屬スル刑事ノ事務ノ全部又ハ一部分ヲ其ノ地方裁判所ノ管轄區域内ノ他ノ區裁判所ニシテ取扱ハシムルコトヲ得(三十八年法律第六十七號ヲ以テ改正)  
 第十七條 前數條ニ掲ケタルモノヲ除ク外區裁判所ノ權限ハ此ノ章ニ掲ケタル事件ニ關リ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル  
 第十八條 各區裁判所ノ檢察事務ニ檢察官ヲ置ク  
 區裁判所檢察官事務ハ其ノ地ノ警察官憲兵將校下士又ハ林務官之ヲ扱フコトヲ得  
 司法大臣ハ適當ナル場合ニ於テハ區裁判所判事試補又ハ郡市町村ノ長ヲシテ檢察官代理セシムルコトヲ得

第三章 地方裁判所  
 第十九條 地方裁判所ヲ第一審ノ合議裁判所トス

する刑事事務の全部又は一部を司法官は同一地方裁判所の管轄區域内の他の裁判所をして取扱はしむることを得區裁判所の權限は以上の外構成法第二章に掲げたる事件に關して訴訟法又は特別法定にゆゑらるる所に從ふ

檢事局 各區裁判所には檢事局を附設する而して檢事局には檢事を置くべきものなれども區裁判所には往々檢事を置かず檢事の事務を其土地の警察官憲兵將校下士又は事務官をして取扱はしむることあり又司法大臣適當と認むるときは區裁判所の判事試補又は郡市長町村長に檢事の事務を取扱はしむることを得

地方裁判所 是數人の判事の合議を以て裁判所の意思をなし民事刑事の裁判をなす官廳にして區裁判所に屬する以外の民事刑事の事件は第一審に地方裁判所にて裁判す

各地方裁判所ニ若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク  
 第二十條 各地方裁判所ニ地方裁判所長ヲ置ク  
 地方裁判所長ハ裁判所ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス  
 地方裁判所ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム  
 第二十一條 司法大臣ハ毎年各地方裁判所ノ判事一人若ハ二人以上ニ其ノ裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ズ  
 第二十二條 各地方裁判所ノ事務ハ司法大臣ノ定ムタル通則ニ從ヒ各部及豫審判事ニ之ヲ分配ス  
 各地方裁判所ノ各部長及部員ノ配置及所長部長部員差支アルトキノ代理モ亦毎年以前テ之ヲ定ム  
 前二項ニ掲ケタル諸件ハ裁判所長部長及部ノ上席判事一人ノ會議ニ於テ裁判所長部長トナリ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
 地方裁判所長ハ次年自ラ部長トナルヘキ部ヲ指定スヘシ  
 第二十三條 或ル部ニ於テ著手シタル事務ニシテ司法年度ノ終ニ臨ミ未ダ終

べきものとす但し特別の規定あるものは之に従ふ

**部** 地方裁判所には一又は二つ以上の民事部刑部を置き各部に於て數人の裁判をして合議裁判せしむ而して其各部に各一人の部長を置き其部の事務を監督し其事務の分配を定む

**裁判所長** 地方裁判所は數人の判事が故に裁判所の一般の事務を指揮し行政事務を監督せしむる爲一人の裁判所長を置く

**事務の分配** 各地方裁判所の事務は則に従ひて各部及各豫審判事のなすべき事務の分配をなす而して各地方裁判所の各部長及其部員の配置及所長部長部員に差支ある場合に代理をなすべき者の順序等も亦毎年以前以て之を定むべきものとす事務の分配及之等の事務は裁判所長部長及各部の

結ニ至ラサルモノハ裁判所長便利ト認ムルトキ同部員ヲシテ引續キ之ヲ結了セシムルコトヲ得(明治四十四年修正)

豫審判事ノ取扱フ事務ニシテ未ダ終結ニ至ラサルモノモ亦同シ

第二十四條 第三十二條ニ從ヒ事務ノ分配及判事ノ配置一タヒ定マリタルトキハ一部ノ事務多キニ過キ又ハ判事轉退シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ次シテ關勤スル者アル等引續キ差支アルニ非サレハ司法年度中之ヲ變更セズ(明治四十四年修正)

裁判所ノ事務其ノ現在ノ部ニ過多ナル場合ニ於テ司法大臣適宜ト認ムルトキハ新ニ一部又ハ數部ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 地方裁判所ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同裁判所ノ判事中之代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ裁判所長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第二十六條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第二審トシテ

上席判事一名宛の會議に於て裁判所長は其會長となり多數決を以て定む若し可否同數なる時は會長の決する所に依りて之を定む

**年度終了** に至り或事に於て取扱ひせざる場合に裁判所長が其事件を早く完了せしむる爲便利なりと認る時は其部員をして年度終了に至るも之を繼續し其事件を終了せしむることを得豫審判事の取扱ふ事務に就きても亦同シ

**判事の差支ある場合** は定められたる順序に依り代理すべきものなれども事火急を要し第二十五條の如き場合には裁判所長は其管轄區裁判所の判事又は豫備判事に其代理を命ずることを得

**事務に對する管轄** 地方裁判所は第一審とし

區裁判所ノ權限又ハ第三十八條ニ定メタル控訴院ノ權限ニ關スルモノヲ除キ其ノ他ノ請求

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

(ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二十七條 地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限並ニ大審院ノ特別權限ニ屬セサル刑事訴訟

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

(ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二十八條 地方裁判所ハ破産事件ニ付一般ノ裁判權ヲ有ス

第二十九條 地方裁判所ハ非訟事件ニ關ル區裁判所ノ決定及命令ニ對シ法律ニ定メタル抗告ニ付裁判權ヲ有ス

第三十條 地方裁判所ノ權限並ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此法

て裁判をなすもの第二審即ち區裁判所の判決決定に對する控訴の裁判をなすもの二あり故に今之を區別して左に掲ぐれば

**民事の管轄** 第一審としては最初にべきものと定められたる事件又は第一審をなすべき事件等を除きたる其他の請求の訴を裁判す

第二審としては區裁判所のなしたる判決に對する訴訟及區裁判所の決定に命令に對する法律に定たる抗告

**刑事の管轄** 第一審としては區裁判所に屬せざる刑事訴訟即第二審としては民事の管轄と同じく區裁判所の判決に對する控訴及命令決定に對する法律に定めたる控訴

就ては一般に地方裁判所の裁判す可きものとす

**破産事件** 所の裁判す可きものとす

律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第三十一條 司法大臣ハ地方裁判所ト其ノ管轄區域内ノ區裁判所ト遠隔ナルカ若ハ交通不便ナルカ爲テ當ト認ムルトキハ地方裁判所ニ屬スル民事及刑事ノ事務ノ一部分ヲ取扱フ爲一若ハ二以上ノ支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且支部ヲ開クヘキ區裁判所ヲ定ム

支部ニハ之ヲ設置シタル區裁判所若ハ近隣ノ區裁判所ノ判事ヲ用キルコトヲ得此ノ場合ニ於テ判事ヲ選用スルノ權ハ司法大臣ニ屬ス

司法大臣ハ支部ニ勅ムヘキ豫審判事及檢事ヲ命ス

司法大臣ハ支部ノ本部タル地方裁判所ノ管轄區域内ノ區裁判所判事ニ豫審判事ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 地方裁判所ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ三人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ三人ノ判事申一ハ判事長トシ且豫審判事ハ如何ナル事情アルモ二人以上其ノ部ニ列席スルコトヲ得其ノ他ノ事件ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ

非訟事件 及命令に對して法律に定めたる控訴ある時は地方裁判所之を裁判す

**地方裁判所の權限** 並びに其裁判其範圍等に関して此法律即ち裁判所構成法に定めざるものは其他の法律によりて之を定め決して命令を以て之等の事柄を定むることを得ず

**地方裁判所の支部** 地方裁判所に刑事の事務の一部を取扱はしむる爲に司法大臣の命令に依り設定されたる所に於て必ず其地方裁判所管轄區域内の區裁判所内に開ク

**地方裁判所の裁判** 地方裁判所に於て裁判をなすに訴訟法により法廷に於て其裁判をなすべき事件は部に於て審問裁判す而して部は三人の判事を以て組立テ

判事之ヲ取扱フ

第三十三條 各地方裁判所ノ檢事局ニ檢事正ヲ置ク檢事正ハ檢事局ノ事務取扱ヲ分配指揮及監督ス但シ檢事局ノ其ノ他ノ檢事ハ事務取扱ニ付何等ノ事件ニ拘ラス特別ノ許可ヲ受ケスシテ檢事正ヲ代理スルノ權ヲ有ス

**第四章 控訴院**

第三十四條 控訴院ヲ第二審ノ合議裁判所トス

各控訴院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

第三十五條 各控訴院ニ控訴院長ヲ置ク

控訴院長ハ控訴院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

控訴院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第三十六條 事務ノ分配及終了並ニ判事ノ代理ニ付テハ第二十二條第二十三條及第二十五條ヲ左ノ變更ヲ以テ控訴院ニ適用ス

第一 前項ニ掲ケタル各條ヲ以テ地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院長ニモ之ヲ與ヘタルモノトス

第二 控訴院ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判

其中の一人を以て裁判長とす其部に一人豫備判事を列席せしむるを得此他の事件に就きては訴訟法又は特別法の定むる所により判事を取扱ふ

**検事局** 各地方裁判所の検事局には檢事正を置く檢事正は檢事局の事務の分配及監督をなす

**控訴院** 控訴院は原則として最初に裁判をなす所に非ず唯列外として皇族に對する民事訴訟に就きて東京控訴院を以て最初の裁判をなさしむ即ち控訴院は第二審の裁判所にして合議制なり

**控訴院長** 各控訴院には各一人の控訴院長を置きて控訴院の取扱ふべき一般の事務を指揮し其行政事務を監督せしむ

**部及部長** 控訴院に二若しくは二以上各部に各一人の部長を置く而して此

事申其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ事件緊急ナルト認ムトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ控訴院長ヨリ其ノ控訴院所在地ノ地方裁判所長ニ通知シ其ノ裁判所ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得但シ豫備判事ヲ用キルコトヲ得ス

**第三十七條** 控訴院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

第二 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴ニ付爲シタル地方裁判所ノ判決ニ對スル上告

第三 地方裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

**第三十八條** 皇族ニ對スル民事訴訟ニ付第一審及第二審ノ裁判權ハ東京控訴院ニ屬シ但シ第一審ノ訴訟手續ニ付テハ地方裁判所ノ第一審手續ヲ適用ス

**第三十九條** 控訴院ノ權限並ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メザルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

部長は部の事務を監督し其事務の分配を定む

**控訴院の事務の分配** 及び事務の事ノ代理と云ふことにつきては地方裁判所ノ所に規定されたる第二十二條第二十三條第二十五條の規定に依るべきものなり

**控訴院の事物の裁判管轄** 地方所の判決に對する控訴の裁判及其の決定命令に對する抗告につきては抗告の裁判をなす區裁判所の判決に對して地方裁判所にてなしたる控訴の判決に對しては上告裁判をなす

**控訴院裁判の方法** 控訴院にて民事事件は其法廷に於て審問裁判すべき事件は控訴院の部に於て之をなす而して其部は五人の判事を以て組立て其中の一人を裁判長とす其他の事

**第四十條** 控訴院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ五人ノ判事申一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事ヲ取扱フ

**第四十一條** 第三十八條ノ場合ニ於テ第一審ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判シ第二審ハ特ニ七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判ス其ノ五人又ハ七人ノ判事申一人ヲ裁判長トス

**第四十二條** 各控訴院ノ檢事局ニ檢事長ヲ置ク

**第四十三條** 大審院ニ最高裁判所トス

**第四十四條** 大審院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

**第四十五條** 大審院長ハ大審院ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

大審院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

大審院ノ事務ノ分配並ニ代理ノ順序ハ毎年部長ト協議シ大審院

件につきては各訴訟法の規定によりて控訴院の刑事事件を取扱ふ皇族に對する民事の訴訟は第一審即ち最初の裁判は五人の判事を以て組立てたる部に於て審問裁判をなし第二審の協会は特別に七人の判事を以て組立てたる部に於て審問裁判をなすべきものとせり

**検事局** 控訴院の検事局に検事長なるものを置く

**大審院** 大審院は我國通常裁判所中の最高裁判所にして合議制なり大審院には一人の大審院長を置く

**大審院長の職務権限** 大審院長は一般の事務を指揮し大審院の行政事務を監督するものにして今特に大審院長のなすべき事務として定められたる

長前以テ之ヲ定ム

大審院長ハ次年自ラ上席セントスル部ヲ指定スヘシ

大審院ノ刑事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判事中共ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ大審院長ヨリ其ノ所在地ノ控訴院長ニ通知シ其ノ控訴院ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十六條 大審院長ハ何時ニテも部長若ハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部ニ轉セシムルコトヲ得

第四十七條 大審院ニ於テ一タヒ定マリタル部ノ組立ヲ變更シタルトキハ現ニ取扱中ノ事務ニ付テハ第二十三條ヲ適用ス

司法年度中事務分配ノ變更ニ付テハ第二十四條ヲ適用ス

第四十八條 大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其ノ訴訟一切ノ事ニ付下級裁判ヲ覆ス

第四十九條 大審院ノ或ル部ニ於テ上告ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點ニ付會テ二若ハ二以上ノ部ニ於テ爲シタル判決ト相反スル意見アルトキハ其

る主要なるものを舉ぐれば

一 大審院長は毎年院內各部の部長と協議して大審院の事務の分配及び代理の順序等を前以て定むべし

二 大審院長は次年に於て自己が上席即ち部長席につく部を前以て指定すべし

三 大審院の判事に差支の事故生じたるため或事件を取扱ふことがはす而も其院内の判事の中に之が代理をなし得べき者なき場合に其事件が火急を要する事件と認めたるときは大審院長は大審院所在地の控訴院長に其代理をなすべき判事を控訴院より出すべき旨の通知をなして控訴院の判事を以て之が代理をなさしむるを得

四 大審院にて第四十九條に規定されたる場合に刑事の總部民事の

ノ部ハ之ヲ大審院長ニ報告シ大審院長ハ其ノ報告ニ因リ事件ノ性質ニ從ヒ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部ヲ聯合シテ之ヲ再ヒ審問シ及裁判スルコトヲ命ス

第五十條 大審院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス(四十一年法律第三十號ヲ以テ第二號改正)

第一 終審トシテ

(イ) 第三十七條第二ニ依リ爲シタル判決及第三十八條ノ第一審ノ判決ニ非サル控訴院ノ判決ニ對スル上告

(ロ) 控訴院ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第七十三條、第七十五條及第七十七條乃至第七十九條ノ罪並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキモノノ豫審及裁判

第五十一條 前條第二ニ掲ゲタル事件ニ付大審院ハ必要ナリト認ムルトキハ事件ノ審問裁判ヲ爲ス爲メ控訴院若ハ地方裁判所ニ於テ法廷ヲ開クコトヲ

總部又は民事刑事の總部を聯合せしめて再び審問し裁判することを命ずべし

部及部長 大審院には一若しくは二設け各部に於て審問裁判す而して各部に各一人の部長を置き各部の事務の分配及監督をなすし部長は大審院の事務の分配並に代理の順序を定むる會議に參與す大審院は各部の部長若しくは部長の承諾を得たる時は其部長又は部長を他の部に轉ぜしむるを得部長又は部長の意思に反して之れを轉ぜしむるを得ず

得 此の聯合ニ於テハ控訴院判事ヲ以テ部員ニ加フルコトヲ得但シ其ノ半數ニ滿シルコトヲ得ス  
第五十二條 大審院ノ權限並ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモシハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル  
第五十三條 大審院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ七人ノ判事中心人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ  
第五十四條 第四十九條ニ定メタル場合ニ於テハ聯合部ノ判事少クトモ三分ノ二列席スルコトヲ要ス  
前項ノ場合ニ於テ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部聯合スルトキ又ハ民事及刑事ノ總部聯合スルトキハ總部ノ判事中心官等最モ高キ者ヲ部長ト爲ス大審院長ハ至當ナルト認ムルトキハ自ら總部ニ長タルノ權ヲ有ス  
第五十五條 大審院長ハ第五十條ニ依リ大審院ニ於テ第一審ニシテ終審ヲ爲スベキ各別ノ場合ニ付大審院ノ判事ニ豫審ヲ命ズ但シ便宜ニ依リ各裁判

る部は之を大審院長に報告し四十九條の總部の聯合會を開きて之を討論す

大審院の事務の管轄 大審院は帝國所中最高のものなり全院の事務の管轄は終審として(一)第三十七條第二に上げたる即ち區裁判所の判決に對する判決に付地方裁判所の判決の判決を下したる時に其控訴判決に對し控訴院にて上告の裁判をなしたるときは此事件は並に全了終了して最早此事件を裁判すること能はず此以外の第三十七條第一第三に對する控訴審の判決に對する上告及び第三十八條にて控訴院の第二審をなしたる判決に對する上告は大審院にて最終の裁判をなす(二)第五十條第一の四に關する裁判を大審院にてなす

所判事ヲシテ豫審ヲ爲サシムルコトヲ得  
第五十六條 大審院ハ檢事局ニ檢事總長ヲ置ク  
檢事總長並ニ其ノ他人ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス  
第二編 裁判所及檢事局ノ官吏  
第一章 判事又ハ檢事ニ任セラルルニ必要ナル準備及資格  
第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラルルニハ第六十五條ニ掲ケタル場合ヲ除キ二回ノ競争試験ヲ經ルコトヲ要ス  
第五十八條 志願者前條ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此ノ試験ニ關ル細則ハ判事檢事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム  
第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受ケルノ前試験補トシテ裁判所及檢事局ニ於テ一年六月以上實地修習ヲ爲スコトヲ要ス(四十一年法律第十號ヲ以テ本項中改正)  
前項ノ修習ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

裁判所構成法

裁判所及檢事局ノ官吏 判事又ハ檢事ニ任セラルルニ必要ナル準備及資格

事の機部聯合するときは其聯合の部員  
の三分の二以上の列席あるにあらざれば  
討論決定することを得ず而して此總部聯合  
の場合には總部判事の中にて官等の最も  
高き者の一人を其總部長とし又大審院長自  
ら部長となることを得  
檢事局 檢事局長を置く檢事局長は最高  
の檢事にして大審院檢事局に於てすべき職  
務権限及其他の檢事の職務等につきては第  
十三條の規定に従ふ  
裁判所又は檢事局の官吏  
判事又は檢事に任ぜらるるに必要なる準備  
及資格 判事  
檢事に任ぜらるるものは先づ或回の競争  
試験に合格せざる可らず然れども三年以上  
帝國大學法科の教授又は三年以上帝國大學  
法科を卒業したる必要なし帝國大學法科を  
卒業したる

第五十九條 司法大臣ハ試補ノ行狀罷免  
スルニ足レト認ムトキハ何時ニテモ之ヲ  
罷免スルコトヲ得此ノ罷免ニ關ル細則モ亦  
試験規則中ニ之ヲ定ム  
第六十條 一年以上修習ヲ爲シタル試補ハ  
其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ  
區裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコ  
トヲ得豫審判事及地方裁判所ノ受命判事モ  
亦其ノ附屬ノ試補ヲシテ自己ニ代リ或ル事務  
ヲ取扱ハシムルコトヲ得  
第六十一條 試補ハ如何ナル場合ニ於テモ  
左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有セス  
第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁  
判ヲ爲スコト  
第二 證據ヲ調フルコト但シ前條第二項ノ  
場合ヲ除ク  
第三 登記ヲ爲スコト  
第六十二條 第二回ノ競争試験ニ及第シ  
タル試補ハ判事又ハ檢事ニ任セラレコトヲ  
得  
第六十三條 新任ノ判事又ハ檢事ハ關位  
アルトキ之ヲ區裁判所若ハ地方裁判所ノ  
檢事局ノ檢事ニ補ス

ものは第一回ノ試験を要せず以上  
の要件を具備するものにして第六十六條  
各號の一に該るものは判事又ハ檢事に  
任ぜらるるに必要なる準備及資格を得ず  
司法官試補 第一回競争試験に及第  
したる者は司法官試補に任ぜらるる而して  
第一回試験に及第したるもの又は帝國大  
學法科を卒業したるものにして第二回試験  
を受験したるものにして第二回試験に及第  
したるものは其試験前必ず試補として裁判  
所及檢事局に於て一年六ヶ月以上實地練習  
をなすことを要す此練習に關する詳細なる  
規則は判事檢事登用試験規則中に定めらる  
判事檢事其職を免ぜらるるもなきを原則  
とするも司法官試補に對して司法大臣が  
其行狀が罷免するに足ると認むるときは  
何時にても其職を免するを得  
試補にして一年以上其實地練習をなしたる  
者は其現に實地練習の監督を

司法大臣ハ關位アルマテ新任ノ判事又ハ  
檢事ニ豫備判事又ハ豫備檢事トシテ勤務  
スルコトヲ命ジ之ヲ司法省又ハ區裁判所  
又ハ地方裁判所又ハ其ノ裁判所又ハ其ノ  
裁判所ノ檢事局ニ用キラレタル豫備判事  
又ハ豫備檢事ハ判事又ハ檢事差支アリテ  
職務ニ從事スルコトヲ得且通常代理ノ規  
程ニ依リ雖キコトアルトキハ第三十二條  
ノ制限ニ從ヒ司法大臣ハ之ニ其ノ判事又ハ  
檢事ヲ代理セシムルコトヲ得  
司法大臣ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ判  
事又ハ其檢事局檢事ニ一時關位アル間ハ  
此ノ法律ノ範圍内ニ於テ豫備判事又ハ豫  
備檢事ヲ以テ之ヲ充タスコトヲ得  
第六十五條 三年以上帝國大學法科教授  
若ハ辯護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケタル試  
験ヲ經スシテ判事又ハ檢事ニ任セラレル  
コトヲ得  
帝國大學法科卒業生ハ第一回試験ヲ經  
スシテ試補ヲ命セラレルコトヲ得  
第六十六條 左ニ掲ケタル者ハ判事又ハ  
檢事ニ任セラレルコトヲ得ス  
第一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシ  
テ復権シタル者ハ此ノ限ニ在ラ

裁判所構成法

裁判所及檢事局ノ官吏 判事又ハ檢事ニ任  
セラレハ必要ナル準備及資格

なし居る判事の命あるときは區裁判所の或司法事務を自ら取扱ふことを得豫備判事及地方裁判所の受命判事も其監督せる試補を自己に代りて或事務を取扱はしむることを得然れども試補は如何なる時と雖第六十一條に列擧されたる事務を取扱ふことを得ず

判事檢事の任命

司法官試補に試験に合格したる者は判事又は檢事に任ぜらるることを得然れ共其欲員ある迄は豫備判事又は豫備檢事として司法省又は地方裁判所又は區裁判所又は其裁判所の檢事局に勤務せしめらるることあり

豫備判事又は豫備檢事

區裁判所又は地方裁判所及檢事局に勤務を命ぜられたる豫備判事又は豫備檢事に差支ありて事務を採ること能はざる時に

第二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者  
第三 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レザル者

第二章 判事

第六十七條 判事ハ勅任又ハ委任トシ其ノ任官ヲ終身トス

第六十八條 大審院長ハ勅任判事ノ中ヨリ天皇之ヲ補シ各控訴院長及大審院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ判事ハ司法大臣之ヲ補ス

第六十九條 五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非サレハ控訴院判事ニ補セララルコトヲ得ス

第七十條 十年以上判事タル者又ハ十年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非サレハ大審院判事ニ補セララルコトヲ得ス

第七十一條 第六十九條及第七十條ニ掲ケタル年限ヲ算ゾルニハ補職ノ時ヲ得ス

通常の代理の規程によることを得ざれば第三十二條の制限に従ひ其判事又は檢事に代り其事務を取扱はしむることを得

判事

判事に任ぜられたる者は自己の意思に反し其官を免ぜらるることなく終身其職にあるものとす  
判事の補職 普通一般の判事の職は司法大臣之ヲ補フべきものなれども大審院長は勅任判事の中ヨリ天皇之ヲ補シ給ひ各控訴院長及大審院各部の部長は司法大臣ヨリ上奏して勅任判事の中ヨリ其職に補フべきものとす

控訴院判事

控訴院の判事に補せらるるは左の一に該當するを要す

(A) 五年以上判事たりし者  
(B) 五年以上檢事帝國大學法科教授又は辯護士たりしものにして判事に任ぜられたる者

タ各々其ノ條ニ列記シタル職務ノ一ノミニ引續キ從事シタルコトヲ必要トモス

第七十二條 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス  
第一 公然政事ニ關係スル事  
第二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ府縣郡市町村ノ議會ノ議員トナル事

第三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就ク事  
第四 商業ヲ營ミ又ハ其ノ他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ム事

第七十三條 第七十四條及第七十五條ノ場合ヲ除ク外判事ハ刑法ノ宣告懲戒ノ處分ニ由ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ轉官轉所停職免職又ハ減俸セラルルコトナシ但シ豫備判事タルトキ及補職ノ必要ナル場合ニ於テ轉所ヲ命セララルハ此ノ限ニ在ラス

前項ハ懲戒取調刑事訴訟ノ始若ハ其ノ間ニ於テ法律ノ許ス停職ニ關係アルコトナシ

第七十四條 判事身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リ



大審院判事 大審院の判事に補せらるるには左の二に該當するを要す

(イ) 十年以上判事たりし者  
(ロ) 十年以上検事帝國大學法科教授又は辯護士にして判事に任ぜられたる者

以上大審院判事控訴院判事補せられ得べき資格要件として掲げられたる年限を算するに其職に補せらるる時迄同一の職に引續き従事したることを必要とせし其中の二或は其れ以上の職を経たるも差支なし

判事に對する一行爲の制限

判事は終身官にして永久其職に忠實にし其品位を保たざる可らず故に判事の職にある間は第七十二條列擧の事柄に従事するを得ず

判事の在官保證 判事は刑法の宣告又は懲戒の處分に於て自ら其の意思に

タルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第七十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ關位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ關位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス

第七十六條 判事ノ官等俸給及進級ニ關ル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十七條 判事ハ退職シタルトキハ恩給法ニ依リ恩給ヲ受ケ

第七十八條 判事ノ俸給ハ判事ニ對シ懲戒取調又ハ刑事訴訟ヲ始メタルカ後ニ停職シタルニ拘ラズ引續キ之ヲ給ス

第三章 檢事

第七十九條 檢事ハ勅任又ハ委任トス

第七十六條及第七十七條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

檢事總長及檢事長ノ職ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任檢事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ檢事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ハ

第八十條 檢事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シ

反して轉官轉任職務停止免職減俸等を命ぜらるることなし司法の獨立及び職務に忠實を期せんが爲の保證なり然し豫備判事たる者を他の裁判所の判事となし又は補缺の必要により一裁判所の判事を他の裁判所の判事に轉所せしむるは差支なし

以上の保證の例外と見る可きは次の如し

- 一、懲戒事件の取調又は刑事訴訟の進行中又は其始めに於て特に法律に於て停職處分を許すべき
- 二、第七十四條の場合
- 三、第七十五條の場合

檢事 檢事は終身官に非ず故に判事の如く官職の保證なく只免職に對して第八十條の保證あるのみ他は行政官と同じく上官の命令に従ふべきものなり

一般の檢事の職は司法大臣之に補せらるるなり

之ニテ免職スルコトヲシ

第八十二條 檢事ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ判事ノ裁判事務ニ干渉シ又ハ裁判事務ヲ取扱フコトヲ得ス

第八十三條 檢事ハ其ノ上官ノ命令ニ從フ

職務範圍内ニ在ル事務ヲ自ら取扱フノ權ヲ有ス

檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ各管轄區域内ノ裁判所ノ檢事ノ事務ヲ他ノ事ニ檢移スノ權ヲ有ス

第八十四條 司法警察官ハ檢事ノ職務上其ノ管轄區域内ニ於テ發シタル命令及其ノ檢事ノ上官ニ發シタル命令ニ從フ

司法省又ハ檢事局及内務省又ハ地方官廳ハ協議シテ警察官中各裁判所ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官トシテ勤務シ前項ノ命令ヲ受ケ之ヲ執行スル者ヲ定ム

第四章 裁判所書記

裁判所構成法 裁判所及檢事局 官吏、檢事

**検事総長** 検事長の職のみ司法大臣より上奏して勅任の検事の中より之を補す判事は裁判事務を取扱ふ可き者なれども検事は國の公益を代表し司法警察権を行ひ公訴を提起し裁判所に對し法律の適用を請求すべき官更なる故如何なる事情あるも裁判所の裁判事務に干渉することを得ず

**検事總長** 検事長 各區管内に在る検事局の検事は部下なるが故に其部下の職務の範圍内に在る事務を自ら取扱ひ又は他の部下に移して取扱はしむる權を有す

**司法警察官** 司法省又は検事局及び内務省又は地方官廳(例へば府縣廳)の協議によりて警察官中各裁判所の管轄區域内に於て司法警察官として勤務すべきことを定められたるものにして自己を管轄するは検事局の検事が其管轄區域内に

第八十五條 裁判所ニ第八條ニ從ヒ相應ナル員數ノ書記ヲ置ク

區裁判所ノ各判事及合議裁判所ノ各部ノ爲少クトモ一人ノ書記ヲ置ク

第八十六條 地方裁判所ノ書記課ニ監督書記ヲ置ク控訴院及大審院ノ書記課ニ書記長ヲ置ク

區裁判所及検事局ノ書記課ニ二人以上ノ書記ヲ置キタルトキハ其ノ二人ヲ監督書記トス

監督書記及書記長ハ各々其上官ノ命令ニ服從シテ書記課ノ事務ヲ指揮監督ス

第八十七條 書記其ノ職務ノ範圍内ニ於テ取扱ヒタル事ハ既ニ定マリタル事務分配上其ノ事他ノ書記ニ關シタリトノ事實ノミニ因リ其ノ効力ヲ失フコトナシ

第八十八條 書記ハ司法大臣之ヲ任シ及ビ之ヲ補ス

書記長ハ奏任トス

書記長ハ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十九條 書記ニ任セララルルニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ試験ヲ經ルコトヲ

於て發したる命令及び其檢事の上官の發したる命令に從ひて行動するものなり

**裁判所書記** 書記は裁判所の書記課又は検事局の書記課に於て庶務會計記録等の事務を取扱ふべき職員なり

**監督書記及書記長** 地方裁判所書記課に監督書記及書記長ニ置キタルトキハ其ノ二人以上ノ書記長なる者ハ置ク而して又區裁判所及検事局の書記課には二人以上の書記を置きたる場合には其中の一人を監督書記となす此等の監督書記又は書記長なる者は上官の命令に從ひ

要ス

志願者前項ノ試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此ノ試験及試験ヲ經タル後爲スヘキ修習ニ關ル細則ハ裁判所書記登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十條 書記ニ任セララルル者關位ナキ間ハ豫備書記ニ補ス

豫備書記ハ書記トシテ臨時勤務ヲ命セララルコトヲ得

第九十一條 書記ハ其ノ上官ノ命令ニ從フ

裁判所ノ開廷ニ於テハ裁判長ノ命令ニ從ヒ又判事一人ナルトキハ其ノ判事ノ命令ニ從フ

書記ハ検事局ニ勤務スルトキ又ハ特別ノ事務ニ付判事若ハ檢事ニ附屬シタルトキモ亦其ノ検事局又ハ判事若ハ檢事ノ命令ニ從フ

前二項ノ命令ニシテ口述ノ書取ニ關ルカ又ハ書類記録ノ調製若ハ變更ニ關ル場合ニ於テ其ノ調製若ハ變更ヲ正當ナラスト認ムルトキ書記ハ自己ノ意見ヲ記シテ之ニ添フルコトヲ得

前四項ニ掲ケタルモノヲ除ク外書記ノ職務及其事務取扱方法ハ書記ニ關

書記課の事務を指揮監督すべきもの  
をす

**書記に任命され得べき資格**  
書記に任命するには必ず勅令の定  
むる所により裁判所書記登用試験に  
合格せざるべからず書記の受験資格  
試験に關する細則及試験に及第した  
る後なすべき練習に關する説明は裁  
判所書記登用試験規則中に司法大臣  
之を定む

**豫備書記** 新に書記に任命されたる  
書記は豫備書記に補せられ書記として  
臨時の勤務を命ぜらるることを得べ  
し

ル規則中に司法大臣之を定む

第九十二條 合議裁判所長又は區裁判所ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所ニ  
於テ習修中ノ時補ニ書記ノ事務ヲ臨時取扱ハシムルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ職務上署名ヲ要スルトキハ特別ノ許可ヲ得テ署名スル  
旨ヲ記ス

第九十三條 豫備書記ハ事務ノ取扱ニ於テハ書記ニ同シ但シ書記規則中ニ制  
限ヲ設ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

**第五章 執達吏**

第九十四條 各區裁判所ニ第九條ニ從ヒ相應ナル員數ノ執達吏ヲ置ク

第九十五條 執達吏ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス司法大臣ハ控訴院長ニ其  
ノ管轄區域内ノ裁判所ノ執達吏ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任スルコトヲ  
得

執達吏ニ任セラルルニ必要ナル資格並ニ試験ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ  
定ム

第九十六條 執達吏ハ手数料ヲ受ク其ノ手数料一定ノ額ニ達セサルトキニ補

助金ヲ受ク

第九十七條 執達吏ハ其ノ所屬區裁判所管轄スル地方裁判所管轄區域内ノ何  
レノ場所ニ於テモ其ノ職務ヲ行フ

第九十八條 裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ執達吏ヲ以テ  
之ヲ送達ス但シ書記ヨリ直接ニ若ハ郵便ヲ以テ送達スルコトヲ法律ノ許  
ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

執達吏ハ刑事ニ付警察官ヲ以テ執行ヲ爲サレル場合ニ限り裁判所ノ裁判  
ヲ執行ス

前二項ニ掲ケタルモノヲ除ク外執達吏ノ權限ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ム  
ル所ニ依ル

第九十九條 執達吏ハ其ノ職務ヲ適實ニ行フ爲保證金ヲ出スコトヲ要ス

執達吏ノ職務細則並ニ保證金ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第一百條 執達吏ハ其ノ所屬裁判所ノ上官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ裁判所ヲ  
管轄スル地方裁判所ノ上官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ書記ノ上官ノ命令  
ニ從フ

し而して豫備書記が事務を取扱ふ上  
に於ては書記と殆んど同様なり  
**書記** は其上官の命令に從ひて職務を  
行ひ裁判所の開廷の場合には其  
裁判長の命令に從ふ又判事一人の時  
には其判事の命令に從ふべきものと  
す而して又検事局に勤務し又は特別  
の事務のため判事若くは検事に附屬  
したる時は其検事局又は判事檢事の  
命令に服従す然れども其事務が口述  
の書取書類記録の調製又は變更に關  
する事柄なる時に其調製變更が正當  
に非ずと認めたる時には其書記は自  
己の意見を書して其書類に添附する  
ことを得

第六章 廷丁

司法官試補書記の事務を取扱

はしむる場合 地方裁判所以上の裁判所長又は高等裁判所の判事若しくは監督判事は其裁判所にて實地事務練習中の司法官試補をして臨時書記の爲すべき事務を取扱はしむるを得

執達吏 區裁判所には相應の人数の執達吏を置くべきものとす

及試験に關する細則は司法大臣之を定む

第百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方裁判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テハ地方裁判所長之ヲ雇ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第百二條 廷丁ハ開廷ニ出頭セシメ及司法大臣ノ發シタル一般ノ規則中ニ定メタル事務ヲ取扱ハシム

區裁判所ハ執達吏ヲ用ケルコト能ハサルトキハ其ノ裁判所所在地ニ於テ書類ヲ送達スル爲廷丁ヲ用ケルコトヲ得

第三編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第百三條 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲ス

司法大臣ニ於テ事情ニ因リ必要ナリト認ムルトキハ區裁判所ナシテ其ノ管轄區域内ノ一定ノ場所ニ於テ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第百四條 訴訟審問ノ上席及指揮ハ合議裁判所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル裁判長ニ屬シ區裁判所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル判事ニ屬ス

執達吏の職務執行

執達吏ハ區裁判所に置かれ

第百條に掲げられたる者の命令に従ひて裁判所より發する文書にして送達を要するものを送達し裁判所の裁判を執行すべき者なれども其職務を行ふには自己の屬する區裁判所の管轄區域外ニ雖亦其區裁判所を管轄する地方裁判所の管轄區域内なる時は何れの場所にて其職務を行ふことを得

右の外執達吏の職務権限に就きては

裁判長ニ屬スル權ハ裁判上一人ニテ執務スル判事ニモ亦屬ス

第百五條 裁判所ニ於テ對審ノ公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ハ其ノ理由ト共ニ公衆ヲ退カシムル前之ヲ言渡ス此ノ場合ニ於テ裁判所ノ判決ヲ言渡ストキハ再ヒ公衆ヲ入廷セシムベシ

第百六條 裁判長ハ公開ヲ停メタルトキモ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ至當ト認ムル者ヲ入廷セシムルノ權ヲ有ス

第百七條 裁判長ハ婦女兒童及相當ナル衣服ヲ著セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得其ノ理由ハ之ヲ訴訟ノ記録ニ記入ス

第百八條 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ屬ス

第百九條 裁判長ハ審問ヲ妨グル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ有ス

前項ニ掲ケタル違犯者ノ行狀ニ因リ之ヲ勾引シ開廷ノトキマテ之ヲ勾留スルノ必要アリト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ命令スルノ權ヲ有ス開廷ノトキ裁判所ハ之ヲ釋放スルコトヲ命シ又ハ五圓以下ノ罰金若ハ五日以内ノ拘留ニ處スルコトヲ得

訴訟法又は特別の法律の定むる所に従ふ

身元保証金 執達吏の職務を誠實

を出すべきものにして此保証金に關する細則及職務に關する詳細なる規則は總て司法大臣定むる所に従ふ

延了 延了は裁判所に雇ひ入れ使用せざる者にして司法大臣の定めたる事務を取扱ひ裁判所の開廷の時に

出頭せしめらる而して又區裁判所に於て文書の送達に執達吏を用ふる事能はざる時に延了を以て其裁判所所在地に書類の送達をなさしむ

滞丁の雇入及解雇 は大審院控訴院地方裁判所

此法開三對シテハ上告ヲ許シ控訴ヲ許サス且其ノ所爲ノ罪若ハ重罪ニ該ルベキモノナルトキバ之ニ對シテ刑事訴訟ヲ爲スコトヲ得

第一百十條 前條ノ規程ハ左ノ變更ヲ以テ當事者證人及鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

第一 裁判所ハ開廷ヲ待タズシテ本條ノ違犯者ヲ即時ニ罰スルコトヲ得

第二 違犯者原告ナルトキハ裁判所ハ處罰ノ上仍本人有恕ヲ讀フカ又ハ恭順ヲ表シテ之ノ敬ノ即ヲ謝スルマテ其ノ審問ヲ中止スルコトヲ得

第一百十一條 裁判長ハ不當ノ言語ヲ用キル辯護士ニ對シ同事件ニ付引續キ陳述スルノ權ヲ行フコトヲ禁スルコトヲ得其ノ禁止ハ此ノ行狀ニ付懲戒上ノ訴追ヲ爲スコトヲ妨ケス

第一百十二條 裁判所ノ開廷ハ秩序ヲ維持スル爲第百九條第百十條及第百十一條ヲ以テ與ヘタル權ハ豫審判事又ハ受命判事又ハ法律ニ從ヒ其ノ職務ヲ行フ試補モ亦之ヲ行フコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ異議ハ二十四時以内ニ其ノ判事又ハ試補ニ之ヲ申出ルコトヲ得

にては各其裁判所長區裁判所に對しては其區裁判所を管轄する地方裁判所長の聲を所なり

司法事務の取扱 是は裁判事務を取扱ふことにして左に之を分ちて述べべし

開廷 法廷を開きて民事刑事の裁判をなすは裁判所又は裁判所の支部に於てなすべきものなり然れども事情により必要なりと認むるときは司法大臣は區裁判所をして其管轄區域内の或場所に於て其事務を取扱はしむることを得

裁判の公開 裁判所に於て法律が正當に適用せらるるや否や

豫審判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ判事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若ハ刑事支部ニ於テ前項ノ異議ヲ裁判ヲ受命判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第一百十三條 第百九條第百十條第百十一條及第百十二條ヲ以テ與ヘタル權ヲ行ヒタルトキハ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入シ及其ノ理由ヲ記ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ所爲ノ重罪若ハ輕罪ニ該ルベキモノナルカ又ハ懲戒上罰ハベキモノナルトキハ詳細ニ之ヲ記入シ裁判長ハ其ノ事件ヲ更ニ處分スルノ權アル官廳ニ報告ヲ爲ス

第一百十四條 判事檢察及裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ制服ヲ著ス

前項ノ開廷ニ於テ審問ニ參與スル辯護士モ亦一定ノ職服ヲ著スルコトヲ要ス

第一百十五條 裁判所ニ於テハ日本語ヲ用ユ

第二章 裁判所ノ用語

要ス

裁判所ノ用語

裁判所ノ用語

裁判所ノ用語

裁判所ノ構成法 裁判所ノ用語

やを公衆に知らしめ裁判官の専断を妨ぐと同時に裁判の公平を得んが爲裁判所の訴訟進行中法廷公開し公衆の傍聴を許す然れども公衆が却て公の秩序を紊し又は善良の風俗に害ある等の虞あるときは裁判所の決議を以て公開を停止し傍聴人を法廷より退かしむることを得其裁判の判決を言ひ渡す時には必ず公開し一般の傍聴を許すべし

公開を停めたるときは雖特別に法廷に入ることを許すを至當と認めたるときは裁判長は其者を入廷せしむる権あり

當事者證人又は鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者アルトキハ訴訟法又ハ特別法ニ通事ヲ用キルコトヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用ウ

第百十六條 通事ノ任命及使用並ニ訴訟手續上其ノ行フヘキ職務ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第百十七條 通事ノ得難キ場合ニ於テ書記其ノ言語ニ通スルトキハ裁判長ノ承諾ヲ得テ通事ニ用キラルコトヲ得

第百十八條 外國人ノ當事者タル訴訟ニ關係チ有スル者及其ノ訴訟ノ審問ニ參與スル官吏ノ或ル外國語ニ通スル場合ニ於テ裁判長便利ト認ムルトキハ其ノ外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ審問ノ公正記録ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

**第三章 裁判ノ評議及言渡**

第百十九條 合議裁判所ノ裁判ハ此ノ法律ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及之ヲ言渡ス

第百二十條 四日以上引續クヘキ見込アル判事ノ審問ニ於テ裁判所長ハ補充判事一人ヲ命ジ之ニ立會ハシムルコトヲ得此ノ補充判事ハ其ノ審問中或

**法廷の秩序維持** 開廷中法廷の秩序を維持するは裁判長の責なり其結果として裁判長は婦女兒童又は相當の衣服を着せざる者及び審問を妨害する者又不當の所行を爲す者を傍聴席より退かしむることを得

審問を妨害し又は不審の行爲をなしたる者の行狀によりては法廷を閉つるとき迄拘留する必要ありと認めたるときは閉廷迄の拘留を命ず而して其閉廷されたるとき裁判所は拘留を許して歸らしめ又は五圓以下の罰金を若しくは五日以内の拘留に處するこゝとも得此裁判所の處罰に對して不服なるものは上告をなすことを得

判事ノ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ參與スルコト得サル場合ニ於テ之ニ代リ審問及裁判ヲ完結スルノ權ヲ有ス

第百二十一條 判事ノ評議ハ之ヲ公行セズ但シ豫備判事及試補ノ傍聴ヲ許スコトヲ得

判事ノ評議ハ其裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス其ノ評議ノ額末並ニ各判事ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ秘密ヲ守ルコトヲ要ス

第百二十二條 評議ノ際各判事意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ始トシ裁判長ヲ終トシ官等同キトキハ年少ノ者ヲ始トシ受命ノ事件ニ付テハ受命判事ヲ始トス

第百二十三條 裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル

金額ニ付判事ノ意見三説以上ニ分レ其ノ説各々過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ル迄最多額ノ意見ヨリ順次算ス

刑事ニ付其ノ意見三説以上ニ分レ各々過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第百二十四條 判事ハ裁判スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコ

審問を妨害し又は不當の行状をなしたる其所行が刑法上の犯罪に當るときは之に對して刑事訴訟を起すことを得以上の行爲を原告被告證人及鑑定人がなしたるときは其裁判開廷中にも直ちに之を處罰するを得若し原告なるときは第百十條第二號によりて其審問を中止するを得裁判長は不當の言辭を用ふる辯護士に對して第百十一條の權を有す以上裁判所の開廷中其法廷の秩序を維持する爲め裁判長が與へられたる第百〇九條以下三ヶ條の權は豫審判事受命判事又は法律に従ひて其職務を行

トを得

第四章 裁判所及檢事局ノ事務章程

第百二十五條 裁判所及檢事局ノ標準ト爲スヘキ規則ハ司法大臣之ヲ定ム  
控訴院長及檢事長ハ前項ノ規則ニ依リ各自管轄區域内ノ裁判所及檢事局ニ對シテ事務ノ一般ノ取扱ニ關リ成ルヘク統一ヲ旨トシ殊ニ裁判所及檢事局ノ開庭時間及開廷ノ時日ニ付訓令ヲ發ス  
大審院ハ自ら其ノ事務章程ヲ定ム但シ之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ受ル

第五章 司法年度

第百二十六條 司法年度ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル  
第百二十七條 削除(明治四十四年)  
第百二十八條 削除(明治四十四年)  
第百二十九條 削除(明治四十四年)  
第百三十條 削除(明治四十四年)

第六章 法律上ノ共助

ふ試補にも與へらるゝこと第十二條の如し  
以上第百八條以下第十二條に至る五ヶ條に掲げられたる權を行ひたるときは訴訟の一件記録に其理由と共に之を記入することを要す若し其行爲が刑罰を科すべき犯罪なるときは懲戒罪に處せらるべきものなるときは其事由を明細に記入して裁判長は第百十三條第二項の報告をなすべし

裁判所に於て裁判上用ふる語

は日本語と日本語に通ぜざる者の爲め通事(即ち通譯)を用ふることは訴訟法又は特別の法律に定む

第百三十一條 裁判所ノ訴訟法又は特別法ノ定ムル所ニ依リ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

法律上ノ補助ノ別ニ法律ニ定ムル場合ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ニ區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第百三十二條 檢事局モ亦各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第百三十三條 裁判所書記課モ亦其ノ管内ノ事件又ハ其ノ配下ノ執達吏ノ權内ノ事件ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第四編 司法行政ノ職務及監督權  
第百三十四條 合議裁判所長區裁判所ノ判事若シテ監獄判事檢事總長檢事長檢事正ハ司法大臣ノ由テ司法行政ノ職務ヲ行フノ官吏トス

第百三十五條 司法行政監督權ノ施行ハ左ノ規程ニ依ル  
第一 司法大臣ハ各裁判所及各檢事局ヲ監督ス  
第二 大審院長ハ大審院ヲ監督ス

裁判所構成法 法律上ノ共助、司法行政ノ職務及監督權

通事に關する一般の細則

は司法大臣の定むる所とす而して若し通事を用ふる必要あるに通事を得る事能はざる場合に於て其書記にして必要なる言語に通ずる者あるときは裁判長は便宜之を通事に用ふることを得又は都合によりては第百十八條に規定する如き場合に外國語を以て審問することを得然れども此場合に審問の記録は日本語を以て作成することとす

裁判の評議及言渡

地方裁判所以上之裁判所即ち合議制を採る裁判所に於ては裁判

- 第三 控訴院長ハ其ノ控訴院及其ノ管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス
- 第四 地方裁判所長ハ其ノ裁判所若ハ其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區裁判所ヲ監督ス
- 第五 區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所屬ノ書記及執達吏ヲ監督ス
- 第六 檢事總長ハ其ノ檢事局及下級檢事局ヲ監督ス
- 第七 檢事長ハ其ノ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル控訴院管轄區域内ノ檢事局ヲ監督ス
- 第八 檢事正ハ其ノ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄區域内ノ檢事局ヲ監督ス
- 第百三十六條 前條ニ掲ケタル監督權ハ左ノ事項ヲ包含ス
  - 第一 官吏不適當又ハ不充分ニ取扱ヒタル事務ニ付其ノ注意ヲ促シ或ニ適當ニ其ノ事務ヲ取扱フコトヲ之ニ訓令スル事
  - 第二 官吏ノ職務上ノ上下トニ拘ラス其ノ地位ニ不相應ナル行狀ニ付之ニ諭告スル事

は一定數の判事の評議決定を以て言渡をなすべきものとす

補充判事

裁判が四日以上引續の見込の刑事裁判につきては裁判長は一名の補充判事を命じて其事件の審問に立合はしめ第百二十條によりて其裁判に參與すること能はざる判事あるとき代りて審問及裁判の終決をなさしむ

評議の方法

裁判は之を公開すべきものを公開すべきものにあらず評議は裁判長之を開きて之を整理し其の評議の經過並に各判事の述べた

但シ此ノ諭告ヲ爲ス前其ノ官吏ヲシテ辯明ヲ爲スコトヲ得セシム

- 第百三十七條 第十八條及第八十四條ニ掲ケタル官吏ハ第百三十五條ニ依り行フヘキ監督ヲ受ケルノ官吏中ニ之ヲ包含ス
- 第百三十八條 裁判所若ハ檢事局ノ官吏ニシテ適當ニ其ノ職務ヲ行ハサル者又ハ其ノ行狀其ノ地位ニ不相應ナル者ニ付第百三十六條ヲ適用スルコト能ハサルトキハ懲戒法ニ從ヒ之ヲ訴追ス
- 第百三十九條 前條ニ掲ケタル司法行政ノ職務及監督權ハ判事若ハ檢事其ノ官吏タルノ資格又ハ其ノ他ノ資格ヲ以テ爲シタル事ニ對シテ起リタル請求ニ付其ノ請求ヲ満足セシムル爲メ之ヲ執行スルコトヲ得ス
- 第百四十條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル抗告殊ニ或ル事務ノ取扱方ニ對シ又ハ取扱ノ延滞若ハ拒絕ニ對スル抗告ハ此ノ編ニ掲ケタル司法行政ノ職務及監督權ニ依リ之處分ス
- 第百四十一條 裁判所及檢事局ハ司法大臣又ハ監督權アル判事若ハ檢事ノ要求アルトキハ法律上ノ事項又ハ司法行政ニ關ル事項ニ付意見ヲ述フ



る意見及其或意見に對する判事の數の多少につきては嚴重に秘密を守るべく而して裁判は判事の過半数の意見により過半数に至らざるべき如何にすべきかは第二百二十三條に規定する所なり判事は裁判すべき事件に對して自己の意見を發表することを拒むを得ず

**意見を述ぶる順序** は第二百二十二條に規定する如く官等の最低者より始め若し官等同じきときは年少者を先とし遂に裁判長に至りて終りす

**裁判所及検事局の事務章程** 裁判所及検事局が其事務を取扱ふ上

第四百二十二條 司法官廳ニ對シテ起リタル民事ノ訴訟ニ於テハ其ノ訴訟ヲ受ケタル裁判所ノ検事局ハ司法官廳ヲ代表ス

第四百二十三條 此ノ編ニ掲ケタル前各條ノ規程ハ裁判上執務スル判事ノ裁判權ニ影響ヲ及ボシ又ハ之ヲ制限スルコトナシ

**附 則**

第四百四十四條 此ノ法律ノ施行ニ關ル規程並ニ從來ノ法律ニシテ此ノ法律ニ牴觸スト雖モ當分ノ内仍ホ效力ヲ有セシムルモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

**附 則** (四十二年法律第三十號)

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ提起シタル訴訟ハ本法ニ依リ他ノ裁判所ノ權限ニ屬スヘキモノト雖モ受訴裁判所之ヲ裁判スヘシ

本法施行後重禁錮又ハ輕禁錮ニ處スヘキ罪ノ裁判權ニ付テハ重禁錮ヲ懲役ト看做シ輕禁錮ヲ禁錮ト看做ス

に於て標準とすべき規則は司法大臣之を定め控訴院長及檢察長は各自己の管轄區域内の裁判所及検事局の事務の取扱の統一を計り殊に是等に對して開庭時間及閉庭の時日等に付きては訓令を發す

大審院長は司法大臣の定むる所に於て自ら其事務の取扱に關する規則を定む

**司法年度** 司法年度は曆に隨ひ一月十一日を以て終りす

**法律上の共助** 法律上裁判所の管轄區域なるものを定められたる以上は各裁判所は妄りに管

**裁判所構成法施行條例** (明治二十三年三月十九日法律第二十二號)

**裁判所構成法施行條例**

第一條 從來ノ治安裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル區裁判所トシ從來ノ始審裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所トシ又從來ノ控訴院大審院ハ裁判所構成法ニ定メタル控訴院大審院トス

第二條 始審裁判所從來ノ検事局ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所ノ検事局トシ控訴院大審院ノ検事局モ亦同シ

第三條 區裁判所ノ管轄區域ヲ爲ス町村ノ變更ハ之ヲ區裁判所管轄區域ニ及ボスモノトス

第四條 裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ儘相當ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判所ハ區裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

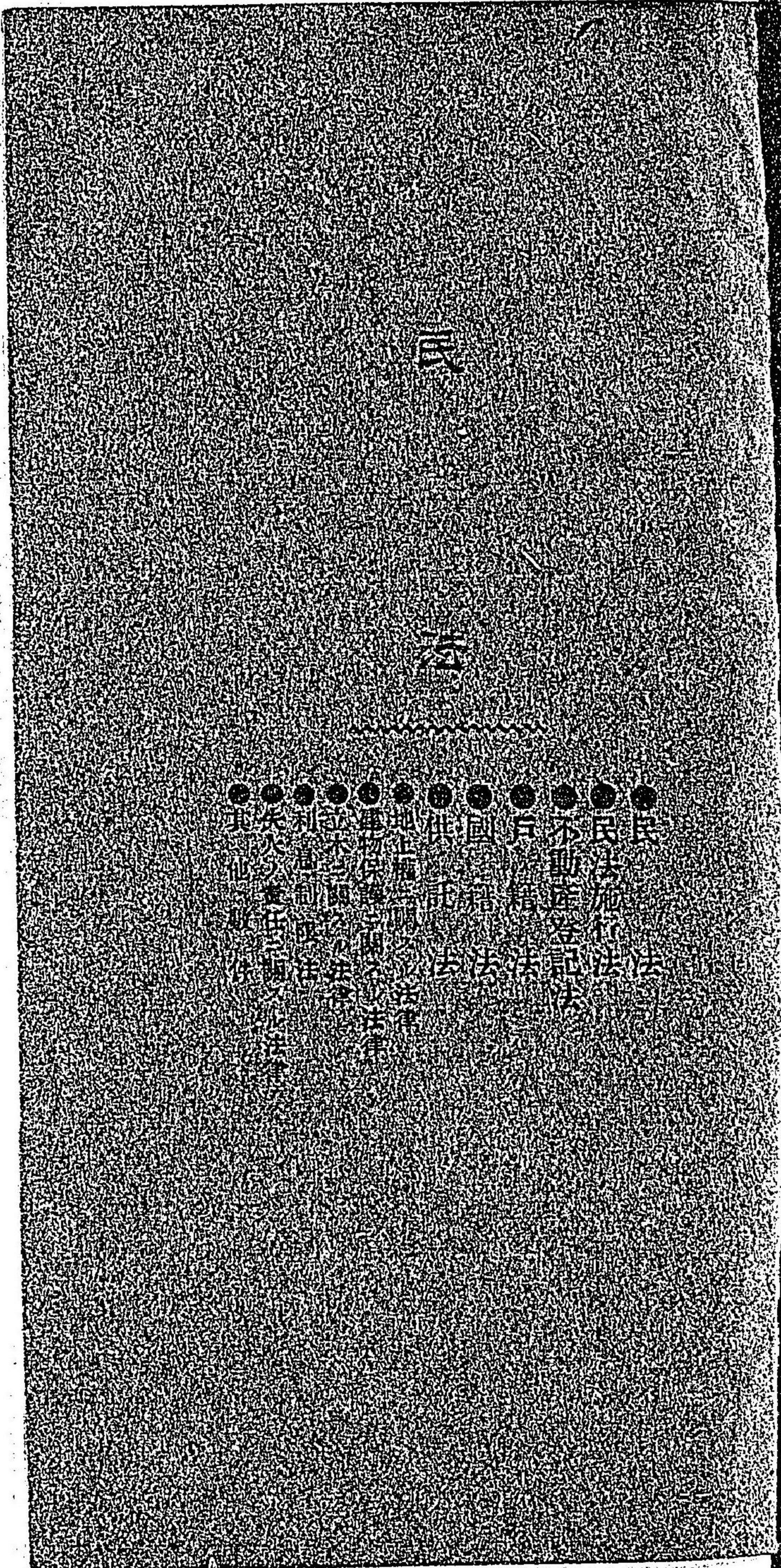
第五條 裁判所構成法ニ依リ地方裁判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控訴院ニ

轄區域外に於て裁判權を行ふこと能はず而して其管轄區域内の訴訟事件は一切取扱ふべきものなれども場合に依りては他の裁判所の補助又は他の機關の補助を求むる必要發生することあり法律上の補助は之が爲に設けられたるものなり通常裁判所は法律上互に補助する義務あるものとし又通常裁判所と他の機關との間の補助のことも第百三十一條及第百三十二條の規定及訴訟法特別法に規定あり

於テ受理シタル事件ハ控訴院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院之ヲ裁判スヘシ  
第六條 裁判所構成法實施前重罪裁判所ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ地方裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス  
第七條 裁判所構成法實施前始審裁判所ニ於テ受理シタル郡長區長戸長又ハ市長町長村長ニ對スル民事訴訟ハ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノト雖其ノ地方裁判所之ヲ裁判シ控訴院ニ於テ受理シタル官廳ニ對スル民事訴訟ハ其ノ控訴院之ヲ裁判スヘシ  
第八條 裁判所構成法實施前高等法院ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ルモノトス高等法院ニ於テ受理シタル民事刑事訴訟ハ其ノ所ニ於テ受理シタルモノトモ亦同シ  
第九條 明治十八年第三十二號布告違警罪即決例ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ  
第十條 明治十八年第十二號布告普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交涉ノ件

處分法ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ  
第十一條 明治二十一年勅令第六十四號ハ仍効力ヲ有ス  
區裁判所出限所ニ於テ判事差支アルトキハ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得  
北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔ノ地方ニ於テ司法大臣ハ郡長町長又ハ村長ニ委任シテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得  
第十二條 東京地方裁判所管内小笠原島及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ訴訟ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノ及非訟事件ハ裁判所設置マテ島吏之ヲ取扱フ但シ刑事訴訟ノ手續ハ便宜之ヲ取扱フコトヲ得  
第十三條 沖繩縣ニ於テ民事刑事ノ訴訟及非訟事件ニシテ區裁判所及地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所設置マテ同縣官吏之ヲ取扱フ但シ控訴院ノ裁判權ニ屬スルモノハ長崎控訴院ノ管轄トス  
第十四條 (四十二年法律第三十一號ヲ以テ削除)  
第十五條 明治二十一年勅令第七十一號清國駐在領事裁判規則ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ  
第十六條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ裁判官檢察官ハ同法第二編第一章ノ

要件ヲ必要トセス  
 第十七條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ書記ハ同法第二編第四章第八十九條ノ要件ヲ必要トセス  
 第十八條 裁判所構成法實施後三年間ハ司法大臣ハ試験實地修習ノ時間ヲ一年六箇月マテニ減縮スルコトヲ得  
 明治十七年太政官達第百二號判事登用規則及明治二十年勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則ニ依リ試補ト爲リタル者ハ第二回試験ヲ要セスシテ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得  
 第十九條 裁判所構成法實施後一年間ハ司法大臣ハ同法第二編第二章第六十九條及第七十條ノ規程ニ拘ラス補職ヲ爲スコトヲ得  
 第二十條 三年以上裁判官又ハ檢察官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上舊參事院議官又ハ議官補ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上法制局參事官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上司法官高等官(會計局ノ高等官ヲ除ク)ノ職ヲ奉シタル者ハ裁判所構成法實施後一年間ハ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得  
 第二十一條 裁判所構成法第二編第二章第七十四條及第七十五條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス



民

法

- 民法
- 民法施行法
- 不動産登記法
- 戸籍法
- 國籍法
- 供託法
- 地上權ニ關スル法律
- 建物保護ニ關スル法律
- 立木ニ關スル法律
- 利息制限法
- 失火ノ責任ニ關スル法律
- 其他數件

要件ヲ必要トス  
 第十七條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ書記ハ同法第二編第四章第八十九條ノ要件ヲ必要トセス  
 第十八條 裁判所構成法實施後三年間ハ司法大臣ハ試補實地修習ノ時間ヲ一年六月マテニ減縮スルコトヲ得  
 明治十七年太政官達第百二號勅事登用規則及明治二十年勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則ニ依リ試補ト爲リタル者ハ第二回試驗ヲ要セスシテ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得  
 第十九條 裁判所構成法實施後一年間ハ司法大臣ハ同法第二編第二章第六十九條及第七十條ノ規程ニ拘ラス補職ヲ爲スコトヲ得  
 第二十條 三年以上裁判官又ハ檢察官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上舊參事院議官又ハ議官補ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上法制局參事官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上司法省高等官會計局ノ高等官ヲ除クノ職ヲ奉シタル者ハ裁判所構成法實施後一年間ハ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得  
 第二十一條 裁判所構成法第二編第二章第七十四條及第七十五條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

●民法目次

第一編 總則

第一章 人

第一節 私權ノ享有.....一

第二節 能力.....一

第三節 住所.....六

第四節 失踪.....六

第二章 法人

第一節 法人ノ設立.....九

第二節 法人ノ管理.....四

第三節 法人ノ解散.....八

第四節 罰則.....三

第三章 物

第四章 法律行為.....三

第一節 總則.....四

第二節 意思表示.....四

第三節 代理.....六

第四節 無效及取消.....三

第五節 條件及期限.....三

第六章 時效

第一節 總則.....三

第二節 取得時效.....三

第三節 消滅時效.....三

第二編 物權

第一章 總則

第二章 占有權

第一節 占有權ノ取得.....三

第二節 占有權ノ效力.....三

第三節 占有權ノ消滅.....三

第四節 準占有.....三

第三章 所有權

第一節 所有權ノ限界.....三

第二節 所有權ノ取得.....三

第三節 共有.....三

第四章 地上權.....三

第五章 永作權.....三

民法目次



第四節 離婚	一〇七
第一款 協議上ノ離婚	一〇七
第二款 裁判上ノ離婚	一〇八
第三章 親子	一〇九
第一節 親子	一〇九
第一款 嫡出子	一〇九
第二款 庶子及私生子	一一〇
第二節 養子	一一〇
第一款 縁組ノ要件	一一〇
第二款 縁組ノ無効及取消	一一一
第三款 縁組ノ效力	一一一
第四款 縁組ノ效力	一一一
第五章 親權	一一二
第一節 總則	一一二
第二節 親權ノ效力	一一三
第三節 親權ノ喪失	一一三
第六章 後見	一一四
第一節 後見ノ開始	一一四
第二節 後見ノ機關	一一五
第一款 後見人	一一五
第二款 後見ノ事務	一一六
第三款 後見ノ終了	一一六
第七章 親族會	一一七
第八章 扶養ノ義務	一一七
第五編 相續	一一八
第一章 家督相續	一一八
第一節 總則	一一八
第二節 家督相續人	一一九
第三節 家督相續ノ效力	一二〇
第二章 遺產相續	一二〇
第一節 總則	一二〇
第二節 遺產相續人	一二一
第三節 遺產相續ノ效力	一二二
第一款 總則	一二二
第二款 相續分	一二三
第三款 遺産ノ分割	一二三
第三章 相續ノ承認及拋棄	一二四

第一節 總則	一二五
第二節 承認	一二五
第一款 單純承認	一二五
第二款 限定承認	一二六
第三款 拋棄	一二六
第四章 財產ノ分離	一二七
第五章 相續人ノ缺	一二七
第六章 遺言	一二八
第一節 總則	一二八
第二節 遺言ノ方式	一二九
第一款 普通方式	一二九
第二款 特別方式	一三〇
第三節 遺言ノ效力	一三〇
第四節 遺言ノ執行	一三一
第五節 遺言ノ取消	一三一
第七章 遺留分	一三二
○民法施行法	一三三
第一章 通則	一三三
第二章 總則編ニ關スル規定	一三七
第三章 物權編ニ關スル規定	一三八
第四章 債權編ニ關スル規定	一三九
第五章 親族編ニ關スル規定	一四〇
第六章 相續編ニ關スル規定	一四一
○立木ニ關スル件	一四二
○地上權ニ關スル件	一四三
○建物保護ニ關スル件	一四四
○利息制限法	一四五
○失火ノ責任ニ關スル件	一四六
○供託法	一四七
○不動產登記法	一四八
第一章 總則	一四八
第二章 登記所及登記官吏	一四九
第三章 登記ニ關スル手續	一五〇
第四章 登記手續	一五一
第一節 通則	一五一
第二節 所有權ニ關スル登記手續	一五二

第三節 所有權以外ノ權利ニ關スル登記手 續	第三節 隱居
第四節 抹消ニ關スル登記手續	第十一節 失踪
第五節 抗告	第十二節 死亡
附則	第十三節 家督相續
戸籍法	第十四節 推定家督相續人ノ廢除
第二章 戸籍吏及ヒ戸籍役場	第十五節 家督相續人ノ指定
第三章 身分登記簿	第十六節 入籍、離籍及ヒ復籍拒絶
第四章 登記手續	第十七節 廢家及ヒ絶家
第一章 身分ニ關スル届出	第十八節 廢家及ヒ廢絶家再興
第一節 通則	第十九節 分家及ヒ廢絶家再興
第二節 出生	第二十節 國籍ノ得喪
第三節 嫡出子否認	第二十一節 氏名及ヒ族稱ノ變更
第四節 私生子認知	第五章 戸籍簿
第五節 養子縁組	第六章 戸籍ノ記載手續
第六節 養子離縁	第七章 戸籍ニ關スル届出
第七節 婚姻	第八章 抗告
第八節 離婚	第九章 附則
第九節 後見	國籍法
	民法目次終

民法	民法
總則	第一編 總則
第一章 人	第一章 人
第一節 私權ノ享有	第一節 私權ノ享有
第二條 私權ノ享有ハ出生ニ始マル	第二條 私權ノ享有ハ出生ニ始マル
第三條 外國人ハ法令及ヒ條約ニ禁止アル場合ヲ除ケ外私權ヲ享有ス	第三條 外國人ハ法令及ヒ條約ニ禁止アル場合ヲ除ケ外私權ヲ享有ス
第二節 能力	第二節 能力
第三條 滿二十年ヲ以テ成年トス	第三條 滿二十年ヲ以テ成年トス
第四條 未成年者カ法律行為ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス	第四條 未成年者カ法律行為ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
第五條 法定代理人カ目的ヲ達セザル限ニ在ラズ	第五條 法定代理人カ目的ヲ達セザル限ニ在ラズ

總則

一



治産者及妻之なり是等の者も無能力者云ふ

未成年者

滿二十歳以下は未成年者なり、未成年者は獨斷に其専有せる私權を行使することを得ず、必ず法定代理人(例へば父母又は後見人)の同意を得ざる可らず若し其同意を得ず獨斷にて爲したる行為は法定代理人又は未成年者より之を取消し得べきものとなる、然れども單に未成年者が權利を得又は義務を負ふ行為をなしたるは未成年者の獨斷にてなすも有効なり、獨斷の行為を取消し得ざりたるは未成年者の如き智慮の發育不十分なる者を保護せんが爲めなり

於テ未成年者隨處ニ之ヲ處分スルコトヲ得目的ヲ定メシテ處分ヲ許シタル財産ヲ處分スル亦同シ

第六條 一種又は數種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ其營業ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ未成年者カ未タ其營業ニ堪ヘサル事跡アルトキハ其法定代理人ハ親族編ノ規定ニ從ヒ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第七條 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

第八條 禁治産者ハ之ヲ後見ニ付ス

第九條 禁治産者ノ行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第十條 禁治産ノ原因止ミタルトキハ裁判所ハ第七條ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リ其宣告ヲ取消スコトヲ得

第十一條 心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及ヒ瀕死者ハ準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得

成年者は其營業の範圍内の行為は之を獨斷にて爲し得るなり即ち其營業の範圍内の行為に就ては成年者と同じの能力を有す

法定代理人は未成年者に對する營業許可を何時にても取消又は制限することを得

禁治産者

心神喪失の常況に在る者例へば狂人白痴者等は第七條列舉の者の請求に依り禁治産の宣告を爲す、此宣告を受けた者は權利義務に關する行為を自ら爲すの能力なし若し權利義務に關する行為を爲したるときは其行為を取消することを得、禁治産宣告の原因が止みたるときは第七條に列舉される者の請求によりて其宣告を取消す

準禁治産者

心神耗弱者例へば老弱者の他第十一條列舉の者の請求に依り準禁治産者として爲すこと

第十二條 準禁治産者カ左ニ掲ケタル行為ヲ爲スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 元本ヲ領收シ又ハ之ヲ利用スルコト

二 借財又ハ保證ヲ爲スコト

三 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル權利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ爲スコト

四 訴訟行為ヲ爲スコト

五 贈與、和解又ハ仲裁契約ヲ爲スコト

六 相続ヲ承認シ又ハ之ヲ拋棄スルコト

七 贈與者クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負擔附ノ贈與者クハ遺贈ヲ受諾スルコト

八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ爲スコト

九 第六百二條ニ定メタル期間ヲ超ニル貸借ヲ爲スコト

裁判所ハ場合ニ依リ準禁治産者カ前項ニ掲ケサル行為ヲ爲スニモ亦其保佐人ノ同意アルコトヲ要スル旨ヲ宣告スルコトヲ得

總則

三

を得、準禁治産者は二の無能力者にして之に補佐人を附す、準禁治産者か第十二條に列擧されたる行為及裁判所が特に補佐人の同意を要するもの定めて宣告したる行為を爲すには補佐人の同意あることを要す若し是等の行為を獨断にてなしたるときは其行為は之を取消すことを得準禁治産の原因止みたるときは又第七條列擧の者の請求に依りて準禁治産の宣告を取消すべし  
妻 夫有る婦人は亦無能力者にして第十四條に列擧の行為を爲すには夫の許可を得ることを要す若し其の許可を得ずして爲したるときは其行為は夫又は妻より之を取消すことを得一種又は數種の營業を許されざる要は其營業の範圍内にては夫なき即ち獨立人と同様完全な權利義務に關する行為を爲す資格あり  
此許可は夫に於て何時にても取消し

- 前二項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得
- 第十三條 第七條及第十條ノ規定ハ準禁治産ニ之ヲ準用ス
- 第十四條 妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
- 一 第十二條第一項第一號乃至第六號ニ掲ケタル行為ヲ爲スコト
- 二 贈與若クハ遺贈ヲ受諾シ又ハ之ヲ拒絕スルコト
- 三 身體ニ關シテ受ケヘキ契約ヲ爲スコト
- 前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得
- 第十五條 一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル妻ハ其營業ニ關シテハ獨立人トシテ之ノ能力ヲ有ス
- 第十六條 夫ハ其與ヘタル許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得但其取消又ハ制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
- 第十七條 左ノ場合ニ於テハ妻ハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ
- 一 夫ノ生死分明ナラサルトキ
- 二 夫カ妻ヲ遺棄シタルトキ
- 三 夫カ禁治産者又ハ準禁治産者ナルトキ

又は制限することを得るも未成年者に對する營業許可取消し又は制限の場合と異り善意の（其取消又は制限を知らざる）第三者には其取消又は制限を對抗し無能力の妻の爲したる行為なりと主張することを不得す  
夫の許可を要せざる場合 妻が夫權に服從して財産上に重大なる關係ある行為又は妻の身體の自由を制限する契約をなすに夫の許可を受けしむるは夫婦の情愛及び一家の平和を保つ上に於て誠に必要なりと雖第十七條に列擧される場合の如きも尙且つ夫の許可を要せざるは不能を強ふるなり故に此等の場合には夫の許可を要せず獨断にて爲したる行為を爲すことを得と定めたり

- 無能力者の相手方 無能力者ニ關する行為を爲したる相手方は無能力者か能力者となりたる後無能力者
- 四 夫カ癲癪ノ爲メ病院又ハ私宅ニ監置セラレトキ
- 五 夫カ禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ在ルトキ
- 六 夫婦ノ利益相反スルトキ
- 第十八條 夫カ未成年者ナルトキハ第四條ノ規定ニ依ルニ非サレトキ妻ノ行為ヲ許可スルコトヲ得ス
- 第十九條 無能力者ノ相手方ハ其無能力者カ能力者ト爲リタル後之ニ對シテ二ヶ月以上ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行為ヲ追認スルコトヲ得答ヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ無能力者カ其期間内ニ催告ヲ發セザルトキハ其行為ヲ追認シタルモノト看做ス
- 無能力者カ未成年者トナラサル時ニ於テ夫又ハ法定代理人ニ對シテ前項ノ催告ヲ爲スモ其期間内ニ催告ヲ發セザルトキ亦同シ但法定代理人ニ對シテハ其期限内ノ行為ニ付テハ右ノ期間内ニ其方式ヲ踐ミタル通知ヲ發セザルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス
- 準禁治産者及ヒ妻ニ對シテハ第一項ノ期間内ニ保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可

たりし者に對して一ヶ月以上の期間を定め其期間内に行爲の取消を爲すや追認を爲すやを確答すべき旨の確答を發せざるべきは追認したるものとみなす  
無能力者が矢張り未だ無能力なる間にも其夫又は法定代理人に對して前同様の確答をなすを得、而して期間内に確答なき場合は又行爲を追認したるものと看做す然れども法定代理人の權利外の行爲に付ては法定代理人に此確答を爲すことを得ず  
特別の方式を要する場合例へば後見人が同意を與ふるに親族會の同意を要する如き場合に於て確答に定めたる期間内に其方式を履みたることを通知なければ取消したるものと看做す  
追認又は取消の確答を發すべき旨の追認又は取消の確答を發すべき旨の

ヲ得テ其行爲ヲ追認スヘキ旨ヲ確答スルコトヲ得若シ追認消産者又ハ妻カ其期間内ニ右ノ同意又ハ許可ヲ得タル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス

第二十條 無能力者カ能力者タルコトヲ信セシムル爲メ詐術ヲ用非タルトキハ其行爲ヲ取消スコトヲ得ス

### 第三節 住所

第二十一條 各人ノ生活ノ本據ヲ以テ其ノ住所トス

第二十二條 住所ノ知レサル場合ニ於テハ居所ヲ以テ住所ト看做ス

第二十三條 日本ニ住所ヲ有セサル者ハ其日本人タルト外國人タルトノ間ハ日本ニ於ケル居所ヲ以テ其住所ト看做ス但法例ノ定ムル所ニ從ヒ其住所ノ法律ニ依ルヘキ場合ハ此限ニ在ラズ

第二十四條 或行爲ニ付キ假住所ヲ選定シタルトキハ其行爲ニ關シテハ之ヲ住所ト看做ス

### 第四節 失踪

第二十五條 從來ノ住所又ハ居所ヲ去リタル者カ其財産ノ管理人ヲ置カザリ

催告を爲したる期間内に同意又は許可を得たることを通知なき場合も亦同  
住所 自然人が生活の中心を爲す場所を住所と云ふ、住所の知れざる場合には其現在地を以て住所と看做す  
日本に住所を有せざる者は明治三十年發布の法例によりて其住所の法律に依るべしとせる場合の外は現在地に住所と看做す  
假住所 住所に非ざる土地に或行爲例へば訴訟行爲をなす爲め假住所を選定したるときは其行爲に關しては住所と同様に看做さる即ち其行爲に關する送達書面の送附等總て其場所を住所として爲すか如し  
失踪 住所又は居所を去りたる者が長き間生死不明なるを失踪と云ふ  
不在者の財産管理 居所又は住所

シトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ其財産ノ管理ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得本人ノ不在中管理人ノ權限カ消滅シタルトキ亦同シ

本人カ後日ニ選リ管理人ヲ置キタルトキハ裁判所ハ其管理人、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ其命令ヲ取消スコトヲ得

第二十六條 不在者カ管理人ヲ置キタル場合ニ於テ其不在者ノ生死分明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得

第二十七條 前二條ノ規定ニ依リ裁判所ニ於テ選任シタル管理人ハ其管理ニ付キ其財産ノ目録ヲ開示スルコトヲ要ス但其費用ハ不在者ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨ス

不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ利害關係人又ハ檢事ノ請求アルトキハ裁判所ハ不在者カ置キタル管理人ニモ前項ノ手續ヲ命スルコトヲ得

右ノ外總テ裁判所カ不在者ノ財産ノ保存ニ必要ト認ムル處分ハ之ヲ管理人ニ命スルコトヲ得

を去りたるものか財産管理人を置か  
ざりしとき又は不在者本人の不在中  
に管理人の権限が消滅したるときは  
第二十五條第一項に依りて裁判所は  
不在者の財産の管理に必要なる處分  
を命ずることを得、此處命令は後  
に至りて本人が財産の管理人を置き  
たるべきに於て管理人利害關係人又  
は檢察の請求に因りて取消すべし、  
不在者の生死が分明ならざるべきに  
裁判所が本人の置きたる管理人を利  
害關係人又は檢察の請求によりて改  
任することを得るは第二十六條に明  
かなり

第二十八條 管理人が第三百三條ニ定メタル權限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルト  
キハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得不在者ノ生死分明ナラサル場合  
ニ於テ其管理人カ不在者ノ定メ置キタル權限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルト  
キ亦同シ

第二十九條 裁判所ハ管理人ナシテ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ  
供セシムルコトヲ得

裁判所ハ管理人ト不在者トノ關係其他ノ事情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相  
當ノ報酬ヲ管理人ニ與フルコトヲ得

第三十條 不在者ノ生死ガ七年間分明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ  
請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

戰地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルハ  
キ危難ニ遭遇シタル者ノ生死カ戰爭ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又  
ハ其他ノ危難ノ去リタル後三年間分明ナラサルトキ亦同シ

第三十一條 失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前條ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモ  
ト看做ス

す而して擔保及び報酬のことは第三  
十九條の定むる所なり

失踪宣告。不在者の生死分明なら  
ざるは七年に及ぶべき及左の原因  
ありて三年間生死不明なるときは  
裁判所は利害關係人又は檢察の請求  
に依りて失踪の宣告を爲すことを得  
而して失踪の宣告を受けた者は七  
年又は三年の期間満了の時に死亡し  
たるものと看做す

一、戰地及び沈没船中に在りし者が  
其戰爭終了又は沈没の後生死不明な  
ること

二、其他死亡の原因たるべき危険に  
遭遇して生死不明なること

失踪宣告の取消。取消の原因取消  
の手續及び其取消前の行為の效力如  
何は第三十二條に定む

失踪の宣告に因りて財産を得たる者  
は宣告の取消によりて財産取得の原  
因なきことなる故其權利を失ふも

第三十二條 失踪者ノ生存スルコト又ハ前號ニ定メタル時ト異ナリタル時ニ  
死亡シタルコトノ證明アルトキハ裁判所ハ本人又ハ利害關係人ノ請求ニ因  
リ失踪ノ宣告ヲ取消スコトヲ得但失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ爲  
シタル行為ハ其效力ヲ變ヘス

失踪ノ宣告ニ因リテ財産ヲ得タル者ハ其取消ニ因リテ權利ヲ失フモ現ニ利  
益ヲ受ケル限度ニ於テノミ其財産ヲ返還スル義務ヲ負フ

### 第二章 法人

#### 第一節 法人ノ設立

第三十三條 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ  
得ス

第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團  
ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコ  
トヲ得

第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商事會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト

其返還義務は現に利益の存する限度  
 法人は自然人の如く肉體及び精神を有せされ共法律は便宜上よりして自然人又は財産の集合體を一人の人と看做して權利を享有せしむるなり、故に法人は法律の規定に依るに非ざれば成立するを得ざるものなり、法人に公益法人と私益法人あり

公益法人。法人成立の目的が第三十四條列擧の如く公益に關するときは之を公益法人と云ふ、此法人は主務大臣の許可を経て設立することを得私益法人。利益を得ることを目的とする法人を營利法人又は私益法人と云ふ、此法人の設立及び總ての法律關係は商法の會社に關する規定に従ふ

外國法人。如何なる外國法人を我國

- 爲スコトヲ得
- 前項ノ社団法人ニハ總テ商會社ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第三十六條 外國法人ハ國ノ行政區畫及シ商會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス但法律又ハ條約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス
- 前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外國法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私權ヲ有ス但外國人カ享有スルコトヲ得サル權利及ヒ法律又ハ條約中ニ特別ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス
- 第三十七條 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 目的
  - 二 名稱
  - 三 事務所
  - 四 資産ニ關スル規定
  - 五 理事ノ任免ニ關スル規定
  - 六 社員タル資格ノ得喪ニ關スル規定

に於て認許すか我國にて認許したる外國法人は如何なる私權を享有するを得べきが之れ第三十六條の社団法人。自然人の集合體にして一の權利主體たるものを社団法人と云ふ、社団法人を設立するに其設立の目的が第三十四條列擧の如く公益に關するときは之を公益法人と云ふ、此法人は主務大臣の許可を経て設立することを得私益法人。利益を得ることを目的とする法人を營利法人又は私益法人と云ふ、此法人の設立及び總ての法律關係は商法の會社に關する規定に従ふ

外國法人。如何なる外國法人を我國

- 第三十八條 社団法人ノ定款ハ總社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ變更スルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス
- 定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレハ其效力ヲ生セス
- 第三十九條 財団法人ノ設立者ハ其設立ノ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七條第一號乃至第五號ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス
- 第四十條 財団法人ノ設立者カ其名稱事務所又ハ理事ノ任免ノ方法ヲ定ムルコトヲ要ス
- 第四十一條 生前處分ヲ以テ寄附行為ヲ爲ス時ハ贈與ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第四十二條 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ爲ストキハ遺贈ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第四十三條 生前處分ヲ以テ寄附行為ヲ爲シタルトキハ寄附財産ハ法人設立ノ許可アリタル時ヨリ法人ノ財産ヲ組成ス
- 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ爲シタルトキハ寄附財産ハ遺言カ效力ヲ生シタル時ヨリ法人ニ歸屬シタルモノトシテ看做ス
- 第四十三條 法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル

一 目的ノ範圍内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ  
 第四十四條 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス  
 法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ養成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス  
 第四十五條 法人ハ其設立ノ日ヨリ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
 法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス  
 法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ一週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
 第四十六條 登記スヘキ事項左ノ如シ  
 一 目的  
 二 名稱

設立ノ許可ありたる時遺言を以て爲したるときは其遺言が效力を生じたる時より寄附財産は法人の財産と爲る  
 法人の權利義務享有の範圍。定款又は寄附行為に定めたる目的の範圍内に於てのみ權利を有し義務を負ふものとす  
 賠償責任。法人の事務を行ふ者が其職務執行上他人に損害を加へたるときは其賠償責任は法人を預メ法人の目的の範圍外の行爲に因リテ他人に損害を加へたるときは其事項の決議に賛成したる社員、理事又其行爲を爲したる理事其他の代理人等連帶して賠償すヘキものとす  
 法人の設立登記法。人は設立したる日より二週間内ニ各事務所所在地に於テ其事務所を管轄する登記所に第四十六條の各事項を登記すヘキ新ニ事務所を設けたる時は一週間内に登記

三 事務所  
 四 設立許可ノ年月日  
 五 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期  
 六 資産ノ總額  
 七 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法  
 八 理事ノ氏名、住所  
 前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス  
 第四十七條 第四十五條第一項及ヒ前條ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス  
 第四十八條 法人カ其事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス  
 同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其移轉ノミノ

記すべし  
 法人は事務所所在地に於て登記を爲すに非ざれば法人の成立したることを他人に對抗するを得ず  
 民法第四十六條に定めたる登記事項に變更を生じたるときは一週間内に其登記を爲すべく此變更登記を爲すに非ざれば其變更を以て他人に對抗するを得ず  
 法人の設立又は其登記事項に主務官廳の許可を必要とするときは其許可書の到達したる日より前に述べたる一週間又は三週間の期間に於ては事務所を移轉し得ず  
 事務所所在地に於ては一週間内に移轉の登記を爲し新所在地に於ては同期間内に設立の場合も同様の登記をなす  
 新事務所所在地が同一登記所の管轄區域内なるときは移轉の登記のみにて足る  
 外國法人の登記。外國法人が新に日本に事務所を設くる場合にも事務所新設第四十六條の登記事項事務所移轉の登記に關する規定を適用す又始めて日本に事務所を設けたるときは其事務所所在地に於て登記を爲すに非ざれば其事務所を以て他人に對抗するを得ず  
 外國法人の登記事項にして外國に於て生じたる事項は其通知の到達したる日を以て登記期間の始めとする  
 法人の住所。法人には生活の本據なる故に法人の住所は主たる事務所の所在地にあるものとす  
 財産目録及社員名簿。常に法人の事務所を備付し置くべきものとす  
 財産目録は何時作成すべきか社員に變更ありたる時に社員名簿を如何にすべきかは第五十一條の明かにする所なり  
 法人の管理。元來法人は無形のものにして之に權利義務の主體たり得ざる

登記ヲ爲スコトヲ要ス  
 第四十九條 第四十五條第三項、第四十六條及七前條ノ規定ハ外國法人カ日本ニ事務所ヲ設クル場合ニモ亦之ヲ適用ス但外國ニ於テ生シタル事項ニ付テハ其通知ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス  
 外國法人カ始メテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマデバ他人ハ其法人ノ成立ヲ否認スルコトヲ得  
 第五十條 法人ノ住所ハ其主たる事務所ノ所在地ニ在ルモノトス  
 第五十一條 法人ハ設立ノ時及ビ毎年初ノ三ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設ケルモノハ設立ノ時及ビ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス  
 社團法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ變更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第二節 法人ノ管理

第五十二條 法人ニハ一人又ハ數人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス理事數人アル場

合ニ於テ定款又ハ寄附行爲ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス  
 第五十三條 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ズ又社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス  
 第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ  
 第五十五條 理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得  
 第五十六條 理事ノ缺タタル場合ニ於テ遲滯ノ爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ假理事ヲ選任ス  
 第五十七條 法人ノ理事トシテ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理權ヲ有セス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス  
 第五十八條 法人ニハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ヲ以テ一人又ハ數人ノ監事ヲ置クコトヲ得

民法 總則

一五

格を與ふるも此を代表して權利行使の任に當る者を置かすは到底其目的を貫徹するに能はず茲に於て法人を代表すべき理事なるものを認めたり法人には此理事なるものを必ず一人又は數人を置かざる可らず而して理事が如何なる範圍に於て法人を代表するか法人の事務を執行するに如何にして爲すべきかは第五十二條及第五十三條の定むる所なり法人の理事は元來總て法人の事務につき代理權を有するものなるが故に此に制限を加ふるも其制限を知らざる第三者には對抗するを得ず理事のみにては到底總ての事務を執り能はざるもあり斯る場合に理事は或特定の行為の代理を他人に委任するを得ず理事に缺員を生じたるを如何にすべきか又理事が法人と利益相反する場合に如何にすべきは第五十六條

第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ  
一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト  
二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト  
三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト  
四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト  
第六十條 社團法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス  
第六十一條 社團法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得  
第六十二條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前に其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

及第五十七條に於て之を明かにす  
監事 法人の事務は理事に於て總て之を爲すべきものなるに依り理事の一舉手一投足は直ちに會社の利益に重大なる影響を及ぼす故に理事をして偏行專斷を爲さざめざることを期する爲め法人は其監督として一人又は數人の監事を置くを得ず事か如何なる職務を執るべきかは第五十九條に明かなり  
社員總會 社團法人に於て其意思を決定する爲め社員總會なるものを開く、理事は少くとも毎年一回この通常總會を開くべし又必要ありと認むるときは何時にても臨時總會を招集するを得、社員の五分の一以上のものが會議の目的たる事項を示して總會の招集を請求したるときは理事は必ず臨時總會を招集すべし、理事は定款及び總會の決議に準據して法人の事務を執行すべき

第六十三條 社團法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外總テ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ  
第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テハ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラズ  
第六十五條 各社員ノ表決權ハ平等ナルモノトス  
總會ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得  
前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス  
第六十六條 社團法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス  
第六十七條 法人ノ業務ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス  
主務官廳ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得



第三節 法人ノ解散

社員總會招集の手續社員の表決權及び決議の方法は第六十二條以下に於て明かなり  
 法人の業務は主務官廳に於て監督を爲し主務官廳は其監督權の行使に於て何時にても法人の業務及び財産の狀態を検査するを得  
 法人の解散 前既に述べたる如くは無形のものに人格を與へて法律上權利義務の主格ならしむるものなれ共最早其存立を必要とせず又は存立する能はざるに至りたる時は人格を與へ置く必要なし法人の資格を消滅せしむるを解散と云ふ然れども特別に法律は總ての關係を簡單ならしむる爲め解散したる法人も清算の目的の範圍内に於ては尚法人として一の權利義務の主體と成り得るものとせり而して其解散すべき原因は本

第六十八條

法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス  
 一 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生  
 二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能  
 三 破産  
 四 設立許可ノ取消  
 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス  
 一 總會ノ決議  
 二 社員ノ缺亡  
 第六十九條 社団法人ハ社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス  
 第七十條 法人ガ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事者クハ債權者ノ請求ニ因リテ又ハ破産宣告ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス  
 前項ノ場合ニ於テ理事者ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス  
 第七十一條 法人ガ其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル條件ニ

違反シ其他公益ヲ害スルキ行為ヲ爲シタルトキハ主務官廳ハ其許可ヲ取消スコトヲ得  
 第七十二條 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ歸屬ス  
 定款又ハ寄附行為ヲ以テ歸屬權利者ヲ指定セシ又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メザルシトキハ理事者ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ヲ爲メニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
 前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス  
 第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス  
 第七十四條 法人ガ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事者其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス  
 第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺クテ

法第六十八條に之を列挙せり  
 社団法人ガ解散ノ決定を爲すには別段の定めある場合の外總て社員の四分三以上の承諾を以て爲すべきものとす

破産

法人ガ其債務を完済するも能はざるに至りたる時は第七十條に因リ破産の宣告を爲す而して理事者ハ此場合直ちに破産宣告を裁判所に申請する義務あるものとす

法人設立許可の取消

主務官廳設立を許可するは其目的を第一主眼として其設立の許可を決するものなるに若し其設立許可されたる法人ガ第七十一條に掲ぐる如き行為を爲さんか即ち許可の趣旨に反するものなり因リて斯る場合には其許可を取消するも亦あるべし

残余財産の歸屬

解散したる法人に清算の結  
果残余財産あるときは第七十二條に  
依りて其歸屬を定む

清算人

解散したる法人の事務處理  
の任に當る者を清算人とし  
ふ普通の場合には法人の理事たりし  
者が清算人となる然れども定款又は  
寄附行為を以て特別の定めをなせる  
時及社員總會に於て他人を選任した  
る時は例外なり 又以上依りて清  
算人となる者なき時は清算人に缺  
員を生じたる時は第七十五條に依り  
裁判所之を選任す

清算人の職務

清算人は第七十七  
條に依り一週間に

ル爲メ損害を生ズル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ  
因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得  
第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求  
ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得  
第七十七條 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後一週間に其氏名、住所及  
ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲シ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ主務官廳ニ  
届出ツルコトヲ要ス  
清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週間に其氏名、住所ノ登記ヲ爲シ  
且ツ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス  
第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ  
一 現務ノ終了  
二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟  
三 残余財産ノ引渡  
清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得  
第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ

に必要事項の登記をなすへし 其清  
算人として執るべき職務は現務の結  
了、債權の取立及ヒ債務の辨濟を爲  
し、残余財産ある時は第七十二條に  
依りて其引渡しを爲すへきものとす  
斯くして引渡し終りたる時は清算事  
務は全く終了するものなる故主務官  
廳に届出つへし  
清算人は法人の事務處理を爲す上  
於て其解散法人を代理して一切の裁  
判上裁判外の行爲を爲すを得、而  
して清算人は前述の如く債務を辨濟  
すへき者なる故第七十九條に従つて  
債權申出の公告及ヒ催告を爲すへき  
若し其催告及ヒ公告に定めたる期間  
内に債權の申出を爲さざる債權者あ  
らば其債權は清算より除去するも妨  
げなし然れども右期間後雖も解散  
法人の債權者は法人の残余財産中未  
だ歸屬權利者に引渡さざるものにつ  
きては其支拂を請求する權利あり

債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ  
要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス  
前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ  
除外セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除外  
スルコトヲ得ス  
清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス  
第八十條 前條ノ期間後ニ申出テタル債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ歸屬  
權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノ請求ヲ爲スコトヲ得  
第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナ  
ルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告ス  
ルコトヲ要ス  
清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス  
本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノア  
ルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得  
第八十二條 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

若し清算中に法人の財産が其債務を完済するに足らざることを明かに至りたる時は清算人は直ちに其旨を告げ破産の申請を裁判所に爲すものとす。之に因りて清算人の任務は清算終了に因りて終了す。破産管財人は清算人より既に辨済したる法人の債務及歸屬權利者に引渡したる財産を取戻すことを得、法人の清算及解散は裁判所に於て監督することを得。其職権の作用として其検査を爲し得べきことは第八十三條の明かにする所なり。

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得  
第八十三條 清算力終了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

**第四節 罰則**

第八十四條 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上三百圓以下ノ過料ニ處セラル

一 本章ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一條ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第六十七條又ハ第八十二條ノ場合ニ於テ主務官廳又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

四 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

**物**  
民法上物とは形を有するものなり。云ふ故に體を有せざる空氣の如き物ならざる。而して物に動産不動産の別あり土地及び建物立木等を不動産と云ひ他は動産と云ふ。債權の權利を記したる書面にて債權者の氏名を記せざるもの即ち無記名債權は物に非ざる。動産と同一取扱を爲す。又物に主物從物の別あり之を第八十七條に明かなり。物より産出するものを果實と云ふ。天然自然に生ずる果實を天然果實と云ひ物を使用する對價として生ずるものを他人の家屋を使用するが爲め支拂ふ借賃の如きを法定果實と云ふ。而して各種果實の取得權利者は何人なりやは第八十九條に於て明にす。

第六十七條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

**第三章 物**

第八十五條 本法ニ於テ物トハ有體物ヲ謂フ

第八十六條 土地及ヒ其定著物ハ之ヲ不動産トス

此他ノ物ハ總テ之ヲ動産トス

無記名債權ハ之ヲ動産ト看做ス

第八十七條 物ノ所有者ガ其物ノ常用ニ供スル爲メ自己ノ所有ニ屬スル他ノ物ヲ以テ之ニ附屬セシメタルトキハ其附屬セシメタル物ヲ從物トス

從物ハ主物ノ處分ニ隨フ

第八十八條 物ノ用方ニ從ヒ收取スル產出物ヲ天然果實トス

物ノ使用ノ對價トシテ受ケヘキ金錢其他ノ物ヲ法定果實トス

第八十九條 天然果實ハ其元物ヨリ分離スルトキニ之ヲ收取スル權利ヲ有スル者ニ屬ス

**法律行為**  
私權關係を規定したる法律を私法と云ひ私法上の權利義務

の關係其他の効果を發生せしむることを目的とする意思の發表を法律行為と云ふ、公の秩序に反する事項例へば警察を燒打することを約するが如き、又善良の風俗に反する事項例へば娯樂を爲すことを約するが如き事項を目的とする法律行為は効力なし、若し法律が公の秩序を取締る必要上設けたる規定に非ざる規定例へば標準となるべきのみの規定に異なる意思表示を爲したる時は其意思に従ひ、また法律に異りたる慣習ある時其慣習に従ふの意思あるものを見るべき時は其慣習に従ふ。

**意思表示**

自己の欲する意思を發表したる所に相違する時は其意思表示は相手方へき様なれども之が爲めに相手方へ害すべからず故に相手方が其意思に非ざることを其意思表示當時に知り

法定果實ハ之ヲ收取スル權利ノ存續期間日割ヲ以テ之ヲ取得ス

**第四章 法律行為**

**第一節 總則**

第九十條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

第九十一條 法律行為ノ當事者カ法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第九十二條 法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ於テ法律行為ノ當事者カ之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ其慣習ニ從フ

**第二節 意思表示**

第九十三條 意思表示ハ表意者カ其真意ニ非ザルコトヲ知りテ之ヲ爲シタル爲メ其效力ヲ妨ケラルルコトナシ但相手方カ表意者ノ真意ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス

居る場合に限り無効とす  
相手方と相謀りて不實の意思表示を爲したる場合は無効なり例へば差押を免れんか爲め自己の所有物な名義上賣却するも無効とす然れども其意思表示が不實のものなることを知らざりし他人には其無効を對抗するを得ず。

**法律行為の要素**

法律行為の要素に錯誤ある時は無効なり然らば何を法律行為の要素と云ふや法律行為には目的あることを要し決意と表示の一致せることを要す且適法ならざる可らず此三を普通法律行為の要素と云ふ法律行為の要素に錯誤あるの理由にて其無効を主張せんとするには其當事者に重大なる過失なきことを要す  
詐偽又は強迫に依りて表示することを得、或人に對する意思表示にして第

第九十四條 相手方ト通シテ爲シタル虚偽ノ意思表示ハ無効トス

前項ノ意思表示ハ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第九十五條 意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

第九十六條 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スルコトヲ得

或人ニ對スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行フタル場合ニ於テハ相手方カ其事實ヲ知りタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スルコトヲ得

詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第九十七條 隔地者ニ對スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ其效力ヲ生ス

表意者カ通知ヲ發シタル後ニ死亡シ又ハ能力ヲ失フモ意思表示ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第九十八條 意思表示ノ相手方カ之ヲ受ケタル時ニ未成年者又ハ禁治産者ナリシトキハ其意思表示ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ス但法定代理人カ之

三者に詐偽又は強迫されたるに依り  
其意思表示を爲したる時は相手方  
其詐偽又は強迫に依る意思表示なる  
ことを知りたる時に限りて取消す  
ことを得、強迫に依る意思表示の取消は  
之、何人にも對抗することを得、之  
も詐偽に因る意思表示の取消は之れ  
を知らざる第三者に其取消を主張す  
ることを得ず  
意思表示の效力發生時期及無能力者  
に對する意思表示の效力如何は第九  
十七條及第九十八條に之を明かにす  
代理 他人に代りて法律行為を爲  
すを代理と云ふ、或原因に  
依り他人を代理する權を附與され  
たるものを代理人と云ふ、他人を代理  
する權を代理權と云ふ、法律の規定  
によりて當然此權を附與するを  
法定代理と云ひ、他人より法律行為  
爲すを委託するを委任代理と云  
ふ、代理人が代理權の範圍内に於て

第三節 代理

第九十九條 代理人ハ其權限内ニ於テ本人ノ爲メニスルコトヲ示シテ爲シタ  
ル意思表示ハ直接ニ本人ニ對シテ其效力ヲ生ス  
前項ノ規定ハ第三者カ代理人ニ對シテ爲シタル意思表示ニ之ヲ準用ス  
第一百條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ示サズシテ爲シタル意思表示ハ自  
己ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス但相手方カ其本人ノ爲メニスルコト  
ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス  
第一百一條 意思表示ノ效力カ意思ノ欠缺詐欺強迫又ハ或事情ヲ知りタルコト  
若クハ之ヲ知ラサル過失アリタルコトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ  
其事實ノ有無ハ代理人ニ付キ之ヲ定ム  
特定ノ法律行為ヲ爲スゴトヲ委託セラレタル場合ニ於テ代理人カ本人ノ指  
圖ニ從ヒ其行為ヲ爲シタルトキハ本人ハ其自ラ知りタル事情ニ付キ代理人  
ノ不知ヲ主張スルコトヲ得ス其過失ニ因リテ知ラザリシ事情ニ付キ亦同シ

爲す意思表示及代理人に對して第三  
者より爲す意思表示が代理權の範圍  
内の事項に限りしものなる時は直接  
本人に對して效力を生ず法律行為に  
つきて之を定む然れども或特定の行  
爲を爲すを委託し本人の指圖に従  
て其行為を爲したる時例へば或二者  
間の虛偽の意思表示に依りて甲より  
乙に土地所有權を移轉せしむるに  
る第三者が丙に委託して乙より其土  
地を買取らしめたる時の如き假令代  
理人カ知らずとも其不知なる主張す  
るを許さず代理人となるには能力  
者たるを要せず無能力者例へば未成  
年者妻の如き者をも代理人と爲すこ  
とを得

第九十二條 代理人ハ能力者タルコトヲ要セス  
第九十三條 權限ノ定ナキ代理人ハ左ノ行為ノミヲ爲ス權限ヲ有ス  
一 保存行為  
二 代理ノ目的タル物又ハ權利ノ性質ヲ變セサル範圍内ニ於テ其利用又  
ハ改良ヲ目的トスル行為  
第九十四條 委任ニ因リ代理人ハ本人ノ許諾ヲ得タルトキ又ハ已ムコトヲ得サ  
ル事由アルトキニ非サレハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ス  
第九十五條 代理人カ前條ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタルトキハ選任及ヒ  
監督ニ付キ本人ニ對シテ其責ニ任ス  
代理人カ本人ノ指名ニ從ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキハ其不適任又ハ不  
誠實ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ得ル  
ニ非サレハ其責ニ任セス  
第九十六條 法定代理人ハ其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得但已ムコ  
トヲ得サル事由アリタルトキハ前條第一項ニ定メタル責任ノミヲ負フ  
第九十七條 復代理人ハ其權限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス

他人より委任によりて代理権を附與  
 されたる時は其權限を再び他人に委  
 任するを得ざるを原則とす然れど  
 も本人の承諾ある時及已むを得ざる  
 事由(例へば疾病)ある時は此限に非  
 らず而して此代理人より再び委任さ  
 れたる者を復代理人と云ふ復代理人  
 を選任したる代理人は本人に對して  
 其復代理人の選任及監督の責に任す  
 若し本人の指定したるものを復代理  
 人に選任したる場合は不適任の通知  
 及解任するの義務あるのみ  
 法定代理人は委任代理と異なり何時  
 にも復代理人を選任する事を得而  
 して已むを得ざる正當の事由ある場  
 合の外全責任を負担す已むを得ざる  
 事由ある時は其選任及監督に關して  
 本人に責を負ふのみ  
 復代理人は代理人を代理するに非ず  
 本人を代理するものなり故に本人及

復代理人ハ本人及ヒ第三者ニ對シテ代理人ト同一ノ權利義務ヲ有ス  
 第百八條 何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人ト爲リ又ハ當  
 事者雙方ノ代理人ト爲ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス  
 第百九條 第三者ニ對シテ他人ニ代理權ヲ與ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代  
 理權ノ範圍内ニ於テ其他人ト第三者トノ間ニ爲シタル行為ニ付キ其責ニ任  
 ス  
 第百十條 代理人カ其權限外ノ行為ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者カ其權限ア  
 リト信スヘキ正當ノ理由ヲ有セシトキハ前條ノ規定ヲ準用ス  
 第百十一條 代理權ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス  
 一 本人ノ死亡  
 二 代理人ノ死亡禁治產又ハ破産  
 此他委任ニ因ル代理權ハ委任ノ終了ニ因リテ消滅ス  
 第百十二條 代理權ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス但  
 第三者カ過失ニ因リテ其事實ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス  
 第百十三條 代理權ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ爲シタル契約ハ本人

第三者に對して代理人と同一の權利  
 義務を有す  
 法律行為の當事者双方は普通利益相  
 反するものなる故双方の代理となり  
 又は自己と法律行為を爲すは許すべ  
 からざる所なり然れども債務の履  
 行に付ては双方を代理するも妨なし  
 法律行為の當時代理權を附與せざる  
 第三者に代理權を與へたる旨表示し  
 たるものは其附與したりと云ふ代理  
 權の範圍内にて他人と其第三者との  
 間に爲されたる行為につきは本人  
 としての責任を負ふ、代理人カ其權  
 限外にて爲したる行為も第三者カ其  
 權限内の行為なりと信し得へき正當  
 の理由ありし時は亦同様なり  
 代理權は第百十一條に掲げられたる  
 事由に依りて消滅するものなれども  
 其權限消滅を知らざる者に對しては  
 之を主張するを得ず

カ其追認ヲ爲スニ非サレハ之ニ對シテ其效力ヲ生セス  
 追認又ハ其拒絕ハ相手方ニ對シテ之ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ  
 對抗スルコトヲ得ス但相手方カ其事實ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス  
 第百十四條 前條ノ場合ニ於テ相手方ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ追認ヲ  
 爲スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ本人ニ催告スルコトヲ得若シ本人カ其期間内  
 ニ確答ヲ爲ササルトキハ追認ヲ拒絕シタルモノト看做ス  
 第百十五條 代理權ヲ有セサル者ノ爲シタル契約ハ本人ノ追認ナキ間ハ相手  
 方ニ於テ之ヲ取消スルコトヲ得但契約ノ當時相手方カ代理權ナキコトヲ知リ  
 タルトキハ此限ニ在ラス  
 第百十六條 追認ハ別段ノ意思表示ナキトキハ契約ノ時ニ過リテ其效力ヲ生  
 ス但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス  
 第百十七條 他人ノ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其代理權ヲ證明スルコ  
 ト能ハス且本人ノ追認ヲ得ザリシトキハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シテ履  
 行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス  
 前項ノ規定ハ相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキ若クハ過失ニ因リテ

無權代理

代理權を有せざる者が本人の代理人なりしとして第三者と契約を締結するも本人が之を承認するの意思を表示するに非ざれば本人に對して其効なしにして其追認又は拒絶は相手方から之を知る場合の外其行為の相手方から之を知る意思表示を爲すに非ざれば不可なり然れども相手方が其追認又は拒絶の事實を知りたる時は特に相手方に對しての意思表示を爲さずとも効力を生ず相手方は本人に對して追認するや拒絶するやの確定を第百十四條に依りて備置することを得其行為の當時相手方が無權代理なることを知らずして爲したる場合には第百十五條に依りて取消すも妨げなし無權代理人の爲したる行為の追認は始より代理權ありたる者の爲したる行為と同様行為の時より本人に對して効力を生ず然れども其行為は追認

之ヲ知ラザリシトキ又ハ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其能力ヲ有セザリシトキハ之ヲ適用セス  
第百十八條 單獨行為ニ付テハ其行為ノ當時相手方カ代理人ト稱スル者ノ代理權ヲクシテ之ヲ爲スコトニ同意シ又ハ其代理權ヲ爭ハザリシトキニ限リ前五條ノ規定ヲ準用ス代理權ヲ在セサル者ニ對シ其同意ヲ得テ單獨行為ヲ爲シタルトキ亦同シ

第四節 無効及ヒ取消

第百十九條 無効ノ行為ハ追認ニ因リテ其效力ヲ生ゼス但當事者カ其無効ナルコトヲ知リテ追認ヲ爲シタルトキハ新ナル行為ヲ爲シタルモノト看做ス  
第百二十條 取消シ得ヘキ行為ハ無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ爲シタル者其代理人又ハ承繼人ニ限リ之ヲ取消スコトヲ得  
第百二十一條 取消シタル行為ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス但無能力者ハ其行為ニ因リテ現ニ利益ヲ受ケル限度ニ於テ償還ノ義務ヲ負

その間に於て第三者が取得したる權利は之を害することを不得す  
代理人なりしとして契約を爲す者が其代理權を證明すること能はず且本人の追認せざる行為は第百十七條第二項に依り代理人に對して履行又は賠償の請求をなすことを得但し第二項の場合に代理の責に任せず  
右の外如何なる場合に以上の規定を應用するかは第百十八條に明にせり

無効及び取消

無効の法律行為は法律上全く其効果なきものなり故に何人も其無効を

第百二十二條 取消シ得ヘキ行為ハ第百二十條ニ掲ケタル者カ之ヲ追認シタルトキハ初ヨリ有效ナリシモノト看做ス但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス  
第百二十三條 取消シ得ヘキ行為ノ相手方カ確定セル場合ニ於テ其取消又ハ追認ハ相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス  
第百二十四條 追認ハ取消ノ原因タル情況ノ止ミタル後之ヲ爲スニ非サレハ其効ナシ  
禁治產者カ能力ヲ回復シタル後其行為ヲ了知シタルトキハ其了知シタル後ニ非サレハ追認ヲ爲スコトヲ得ス  
前二項ノ規定ハ夫又ハ法定代理人カ追認ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セス  
第百二十五條 前條ノ規定ニ依リ追認ヲ爲スコトヲ得ル時ヨリ後取消シ得ヘキ行為ニ付キ左ノ事實アリタルトキハ追認ヲ爲シタルモノト看做ス但異議ヲ留シタルトキハ此限ニ在ラス  
一 全部又ハ一部ノ履行

主張するを得るを以て原則として主張し得ざる旨を規定するに非らず例へば第九十五條但書の如し無効の法律行為は之を追認するも新なる行為を爲したるものと看做さるる場合は別として無効の行為自身は決して有効なるべきものに非らず

取消し得べき法律行為は法律上有効に存在するも或條件に依て其取消す者ある時は其法律行為を爲したる當時に遡りて無効なる即ち取消されたる時は法律上初より全く其行為の存在せざりしものと爲す

取消し得べき法律行為は如何なる者が其取消し得べき権利を有するか及び取消の効果如何は第二百二十條及第二百二十一條に明かにして取消権の消滅時効は第二百二十六條に之を規定す取消し得べき行為の追認。追認とは

二 履行ノ請求  
三 更改  
四 擔保ノ供與  
五 取消シ得べき行為ニ因リテ取得シタル權利ノ全部又ハ一部ノ讓渡  
六 強制執行

第二百二十六條 取消権ハ追認ヲ爲スコトヲ得ル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行為ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第五節 條件及ヒ期限

第二百二十七條 停止條件附法律行為ハ條件成就ノ時ヨリ其效力ヲ生ス解除條件附法律行為ハ條件成就ノ時ヨリ其效力ヲ失フ

第二百二十八條 條件附法律行為ノ各當事者ハ條件ノ成否未定ノ間ニ於テ條件ノ成就ニ因リ其行為ヨリ生スべき相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ハ

第二百二十九條 條件ノ成否未定ノ間ニ於ケル當事者ノ權利義務ハ一般ノ規定ニ從ヒ之ヲ處分、相續、保存又ハ擔保スルコトヲ得

第二百三十條 條件ノ成就ニ因リテ不利益ヲ受ケべき當事者カ故意ニ其條件ノ成就ヲ妨ケタルトキハ相手方ハ其條件ヲ成就シタルモノト看做スコトヲ得

第二百三十一條 條件カ法律行為ノ當時既ニ成就セル場合ニ於テ其條件カ停止條件ナルトキハ其法律行為ハ無條件トシ解除條件ナルトキハ無條件トス

第二百三十二條 不法ノ條件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス不法行為ヲ爲ササルヲ以テ條件トスルモノ亦同シ

第二百三十三條 不能ノ停止條件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス不能ノ解除條件ヲ附シタル法律行為ハ無條件トス

第二百三十四條 停止條件附法律行為ハ其條件カ單ニ債務者ノ意思ノミニ係ルトキハ無効トス

取消権の放棄なるを以て取消権を有する者は又追認するの權利を有するなり、而して其追認の効力及追認の方法、追認し得べき時期は第二百二十二條乃至第二百二十四條に之を明かにす、元來法律行為の取消を許すは其成立を認まざる當事者を保護するが爲めに認められたる規定なる故第二百二十五條に列擧されたる如き行為ある時は追認の意思は表示せずとも有効の成立を認むるに非されば爲し能はざる所なる故追認したるものと看做さる、但異議を止めて爲したる時は例外なり。

條件 法律行為の効力の發生又は消滅に係らしむる意思表示を條件と云ふ其効力の消滅に關するものを解除條件と稱し効力の發生に關するものを停止條件と云ふ。

停止條件付法律行為は其條件の成就

二 從ヒ之ヲ處分、相續、保存又ハ擔保スルコトヲ得

第二百三十條 條件ノ成就ニ因リテ不利益ヲ受ケべき當事者カ故意ニ其條件ノ成就ヲ妨ケタルトキハ相手方ハ其條件ヲ成就シタルモノト看做スコトヲ得

第二百三十一條 條件カ法律行為ノ當時既ニ成就セル場合ニ於テ其條件カ停止條件ナルトキハ其法律行為ハ無條件トシ解除條件ナルトキハ無條件トス

第二百三十二條 不法ノ條件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス不法行為ヲ爲ササルヲ以テ條件トスルモノ亦同シ

第二百三十三條 不能ノ停止條件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス不能ノ解除條件ヲ附シタル法律行為ハ無條件トス

第二百三十四條 停止條件附法律行為ハ其條件カ單ニ債務者ノ意思ノミニ係ルトキハ無効トス



するによりて即ち其成就の時より効力を發生するものにして解除條件付法律行為は其條件成就によりて効力を失ふものなり、而して法律行為の當事者が條件成就の効果を其成就以前に遡らしむる意思の表示をなすは有効なり、條件付法律行為の成否未定中の各當事者の權利義務は第二百二十八條及第二百二十九條の明かにする所にして條件の成就に依り不利益を受くべく者が故らに其成就を妨けたる時條件の成就したるものと看做すへきこと、第二百三十條の定むる所也、條件は元來將來に於て發生するこゝろあるべき不確定のものたるべきも、若其法律行為の當時に於て已に條件となしたる事實の成就し居りし場合及成就せざるこゝろの明確なりし場合は之を如何なる法律行為と看做すべきか又成就不成就を當事者が知らざる場合は之を如何にすべきかは第二百

第三百三十五條 法律行為ニ始期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ履行ハ期限ノ到來スルマテ之ヲ請求スルコトヲ得ス  
法律行為ニ終期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ效力ハ期限ノ到來シタル時ニ於テ消滅ス  
第三百三十六條 期限ハ債務者ノ利益ノ爲メニ定メタルモノト推定ス  
第三百三十七條 左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主張スルコトヲ得ス  
一 債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
二 債務者カ擔保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタルトキ  
三 債務者カ擔保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ之ヲ供セザルトキ  
第五章 期間  
第三百三十八條 期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ從フ

三十一條に於て明かにす、條件付法律行為にして無効なるものは第二百三十二條乃至第二百三十四條に之を規定す  
期限 期限とは法律行為の履行又は消滅を必ず到來すべき事實の發生に繋らむる意思表示なり故に其事實の到來の不確定なる時は決して期限付法律行為と云ふことを得ず、期限付に始期付と終期付とありて始期付の場合には法律行為の履行に係り終期付の場合には其効力に係るものなり、通常期限なるものは債務者の利益の爲めに附するものなる故債務者は何時にても相手方の利益を害せざる範圍内に於て此利益を拋棄するを得、之を例へば借主が貸金を期限前に返還するには貸主の要求に依り期限迄の利子を附すべきものとす、期限は法律上の効果を生ずべき期間と規定されたる時間を云ふ即ち

第三百三十九條 期間ヲ定メルニ時ヲ以テシタルトキハ即時ヨリ之ヲ起算ス  
第四百十條 期間ヲ定メルニ日、週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス  
第四百十一條 前條ノ場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ満了トス  
第四百十二條 期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ當タルトキハ其日ニ取リ代ヘザル慣習アル場合ニ限リ期間ハ其翌日ヲ以テ満了ス  
第四百十三條 期間ヲ定メルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス  
週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セザルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満了トス  
第六章 時効  
第一節 總則  
第四百十四條 時効ノ效力ハ其起算日ニ週ル

一定の時期の経過する間にして此時  
間の経過によりて種々の法律上の効  
果を生ずるものなり  
第一、法律又は法律行為の定めによ  
り或權利の行使又は履行を一定の期  
間内に於てせざる可らざる場合には  
其期間経過後は最早其權利の行使又  
は履行すること能はざる効果を生ず  
第二、法律行為に附したる意思表示  
にて一定の期間を定めたる時は其期  
間の満了に因りて權利の發生又は消  
滅を來すの効果を生ず、第三、法律  
に於て或情況が或一定の期間繼續す  
るに因りて權利を發生し又は消滅す  
ること規定するあり例へば時効の  
如きなり、期間は以上の如く法律  
の規定に因りて定めらるゝことあり  
當事者間の意思表示に因ることあり  
又裁判上の命令に因りて定まるあり  
右述べたる如く期間が或時間の経過  
なりせば之を如何にして計算する

第三百四十五條 時効ハ當事者カ之ヲ援用スルニ非サレハ裁判所之ニ依リテ裁  
判ヲ爲スコトヲ得ス  
第三百四十六條 時効ノ利益ハ豫メ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス  
第三百四十七條 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中斷ス  
一 請求  
二 差押、假差押又ハ假處分  
三 承認  
第三百四十八條 前條ノ時効中斷ハ當事者及ヒ其承繼人ノ間ニ於テノミ其效力  
ヲ有ス  
第三百四十九條 裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中斷ノ  
效力ヲ生ゼス  
第三百五十條 支拂命令ハ權利拘束カ其效力ヲ失フトキハ時効中斷ノ效力ヲ生  
ゼス  
第三百五十一條 和解ノ爲メニスル呼出ハ相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ハサ  
ルトキハ一ヶ月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中斷ノ效力ヲ生ゼス任意

かに就て本法は第三百三十八條以下に  
於て詳細なる規定を設けたり  
時効 時効とは法律が時間の経過を  
を以て自然の現象に因りて權利  
を取得し又は之を喪失するの効果を  
生ぜしむるを云ふ之に依りて時効に  
は權利を取得する效力あるものと之  
を消滅するの效力あるものと二種  
あることを知るべし法律は前者を  
取得時効と云ひ後者を消滅時効と  
云ふ然れども時効は當然に效力を  
生ずるものに非ず當事者カ之を援用  
するに因りて始めて效力を生ずるな  
り、而して其効力は時効完成の時  
始まるものなり或將た起算日に及ぶ  
ものなりやと云ふに此點に就ては本  
法は第三百四十四條に明かにせり、而  
して時効の利益を其時効完成前に於  
て拋棄するも其効なきこと及時効が  
如何なる事由に因りて中斷するべし

出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ  
第三百五十二條 破産手續参加ハ債權者カ之ヲ取消シ又ハ其請求カ却下セラレ  
タルトキハ時効中斷ノ效力ヲ生ゼス  
第三百五十三條 催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ爲メニスル呼出若ク  
ハ任意出頭、破産手續参加、差押、假差押又ハ假處分ヲ爲スニ非サレハ時  
効中斷ノ效力ヲ生ゼス  
第三百五十四條 差押、假差押及ヒ假處分ハ權利者ノ請求ニ因リ又ハ法律ノ規  
定ニ從ハサルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中斷ノ效力ヲ生ゼス  
第三百五十五條 差押、假差押及ヒ假處分ハ時効ノ利益ヲ受クル者ニ對シテ之  
ヲ爲ササルトキハ之ヲ其者ニ通知シタル後ニ非サレハ時効中斷ノ效力ヲ生  
ゼス  
第三百五十六條 時効中斷ノ效力ヲ生スヘキ承認ヲ爲スニハ相手方ノ權利ニ付  
キ處分ノ能力又ハ權限アルコトヲ要セス  
第三百五十七條 中斷シタル時効ハ其中斷ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進  
行ヲ始ム

は第百四十五條及第百四十六條に於て之を規定す然らば時効の中断は如何なることなるか時効の中断は法定の原因の發生に因りて時効の進行を中途にて切斷され其以前に経過したる期間の利益は無効ならしめ其原因の止まらざる限り又新に其期間の進行を始むる所の時効進行時効なり而して此効力は當事者及び其承繼人の間にのみ限られ其以外の者に對しては中断の効なし  
時効中断の原因は第百四十七條に列擧し申斷の効を生ぜざる場合は第百四十八條乃至第百五十五條に於て各場合に關する詳細の規定を設けたり承認は相手方の權利を認むるものなる故承認の意思表示に因りて時効の中断ざるは勿論なり時効の中断

裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム  
第百五十八條 時効ノ期間満了前六个月内ニ於テ未成年者又ハ禁治産者カ法定代理人ヲ有セザリシトキハ其者カ能力者ト爲リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ之ニ對シテ時効完成セズ  
第百五十九條 無能力者カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見人ニ對シテ有スル權利ニ付テハ其者カ能力者ト爲リ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セズ  
妻カ夫ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六个月内亦同シ  
第百六十條 相続財産ニ關シテハ相続人ノ確定シ、管理人ノ選任セラレ又ハ破産ノ宣告アリタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セズ  
第百六十一條 時効ノ期間満了ノ時ニ當タリ天災其他避クヘカラサル事變ノ爲メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其妨礙ノ止ミタル時ヨリ二週内ハ時効完成セズ

### 第二節 取得時効

は其物又は權利を處分するの能力又は權限なくも之を承認することを得而して中断したる時効は何時より新なる進行を始むべきかは第百五十七條に明かなり  
時効の停止。法律に定められたる原因に因りて一時時効の進行を停め其既に経過したる時間の利益は之を留保し其原因の止みたる後進行を繼續するを時効の停止と云ふ而して其停止の原因は第百五十八條乃至第百六十一條に各場合を分ちて之を定む

第百六十二條 二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有權ヲ取得ス  
十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ不動産ヲ占有シタル者ガ其占有ノ始意ニシテ且過失ナカリシトキハ其不動産ノ所有權ヲ取得ス  
第百六十三條 所有權以外ノ財産權ヲ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ平穩且公然ニ行使スル者ハ前條ノ區別ニ從ヒ二十年又ハ十年ノ後其權利ヲ取得ス  
第百六十四條 第百六十二條ノ時効ハ占有者ガ任意ニ其占有ヲ中止シ又ハ他人ノ爲メニ之ヲ奪ハレタルトキハ中断ス  
第百六十五條 前條ノ規定ハ第百六十三條ノ場合ニ之ヲ準用ス

### 第三節 消滅時効

第百六十六條 消滅時効ハ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス  
前項ノ規定ハ始期附又ハ停止條件附權利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ爲メ

時は動産は即時不動産は十年間経過するに因りて所有權又は其他の權利を取得す而して如何なる場合に時效中斷するやは第六十四條第六十五條に於て規定す右の外總則の規定に依り中斷するは勿論なり

**消滅時效** 權利の不行使が或一定の期間経過するに依りて其物に對する權利を喪失するの效力を生ぜしむる時效を消滅時效と云ふ此時効は權利者か其權利を行使し得るにも係らず或期間内其行使を爲さざるに因り完成するものなるを以て第六十六條第一項の規定あり而して權利者は何時にても其進行を中斷せしむる爲めに占有者の承認を求むることを得即ち權利者たることを認めしむることを得るなり

ニ其占有の時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但權利者ハ其時効ヲ中斷スル爲メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第六十七條 債權ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

債權又ハ所有權ニ非サル財産權ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第六十八條 定期金ノ債權ハ第一回ノ辨濟期ヨリ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス最後ノ辨濟期ヨリ十年間之ヲ行ハサルトキ亦同シ

定期金ノ債權者ハ時効中斷ノ證ヲ得ル爲メ何時ニテモ其債務者ノ承認書ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金錢其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債權ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第七十條 左ニ掲ケタル債權ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 醫師、産婆及ヒ藥劑師ノ治術、勤勞及ヒ調劑ニ關スル債權

二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ關スル債權但此時効ハ其負擔シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第七十一條 辯護士ハ事件終了ノ時ヨリ公證人及ヒ執達吏ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ關シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル

第七十二條 辯護士、公證人及ヒ執達吏ノ職務ニ關スル債權ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ關スル債權ハ消滅ス

第七十三條 左ニ掲ケタル債權ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 生産者、卸賣商人及ヒ小賣商人カ賣却シタル產物及ヒ商品ノ代價

二 居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ關スル債權

三 生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食及ヒ止宿ノ代料ニ關スル工主、塾主、教師及ヒ師匠ノ債權

第七十四條 左ニ掲ケタル債權ハ一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料

二 勞力者及ヒ藝人ノ賃金並ニ其供給シタル物ノ代價

三 運送賃

消滅時効の期間は種々の權利に依り異なりたる規定あるも一々列擧するの必要なしと信ずるか故に省く宜しく各明文を熟讀すへし

時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ關シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル

第七十二條 辯護士、公證人及ヒ執達吏ノ職務ニ關スル債權ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ關スル債權ハ消滅ス

第七十三條 左ニ掲ケタル債權ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 生産者、卸賣商人及ヒ小賣商人カ賣却シタル產物及ヒ商品ノ代價

二 居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ關スル債權

三 生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食及ヒ止宿ノ代料ニ關スル工主、塾主、教師及ヒ師匠ノ債權

第七十四條 左ニ掲ケタル債權ハ一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料

二 勞力者及ヒ藝人ノ賃金並ニ其供給シタル物ノ代價

三 運送賃

物權

物權とは物を支配する権利なり。物權には所有權、占有權、地上權、永小作權、地役權、留置權、先取特權、質權、抵當權の九種ありて、所有權、占有權以外の物權はみな得、所有權、占有權以外の物權は之を他物權と云ふ、以上九種の外は當事者の意思を以て物權を創設することを得ず。

物權の設定移轉は當事者の意思表示のみにて其効を生ずるも第三者に對抗せんとするには不動産の物件の得喪變更は不動産登記法の定に依つて登記を爲すべく、動産上の物權移轉は其物の引渡を爲すべし。同一物に對する三種以上の物權が同一人に歸したる時は第七十九條に定められたる效力を生ずる。

四 旅店、料理店、貸席及ヒ娯遊場ノ宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並ニ立替金

五 動産ノ損料

第二編 物權

第一章 總則

第七十五條 物權ハ本法其他ノ法律ニ定ムルモノノ外之ヲ創設スルコトヲ得ズ

第七十六條 物權ノ設定及ヒ移轉ハ當事者ノ意思表示ヲ以テ因リテ其效力ヲ生ズ

第七十七條 不動産ニ關スル物權ノ得喪及ヒ變更ハ登記法ニ定ムル所ニ從ヒ其登記ヲ爲ズニ非サレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七十八條 動産ニ關スル物權ノ讓渡ハ其動産ノ引渡アルニ非サレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七十九條 同一物ニ付キ所有權及ヒ他ノ物權カ同一人に歸シタルトキハ

占有權

占有權とは其名の示す如く自己の爲めにする意思を以て有體物を占有する者か法律の定めたる方法に依るに非らざれば其意に反して其占有を追奪せられざるの權利なり。然れども他人の爲めにするの意思を以ても物を占有することを得之を代理占有と云ふ。占有を分ちて左の數種を爲すことを得

- 一、自己占有代理占有、自己の爲めにするの意思を以て爲す占有を自己占有と云ひ、代理人に依りて物を占有するを代理占有と云ふ。
- 二、正當の占有不當の占有、正當の權利者か物の占有を爲すを正當占有と云ひ、權利無き者か物の占有を爲すを不當の占有と云ふ。
- 三、善意占有及惡意占有、物の占有を爲すに正當の權利ありき借して物を

其物權ノ消滅ニ但其物又ハ其物權カ第三者ノ權利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス

所有權以外ノ物權及ヒ之ヲ目的トスル他ノ權利カ同一人に歸シタルトキハ其權利ハ消滅ス此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ占有權ニハ之ヲ適用セス

第二章 占有權

第一節 占有權ノ取得

第八十條 占有權ハ自己ノ爲メニシテ意思ヲ以テ物ヲ所持スルニ因リテ之ヲ取得ス

第八十二條 占有權ハ代理人ニ依リテ之ヲ取得スルコトヲ得

第八十三條 占有權ノ讓渡ハ占有物ノ引渡ニ依リテ之ヲ爲ス

讓受人又ハ其代理人カ現ニ占有物ヲ所持スル場合ニ於テハ占有權ノ讓渡ハ當事者ノ意思表示ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第八十三條 代理人カ自己ノ占有物ヲ爾後本人ノ爲メニ占有スルニ意思ヲ

を所持するを善意の占有と云ひ、自己に権利なきを知らず物に占有するを悪意の占有と云ふ  
四、平穩占有強暴占有、平穩に物の占有を爲すを平穩占有と云ひ暴行強迫に依りて占有を爲すを強暴占有と云ふ  
五、公然占有、隠秘占有、容易に何人にも其占有を知り得る状態に物の所持を爲すを公然占有と云ひ占有を秘して外形上の行為に發表せしめざるを隠秘占有と云ふ  
以上の外尙種々に分類するを得れども極めて必要とするは右の五種とす、占有権の取得及喪失に關しては第百八十條以下に詳細に規定す  
占有権の效力、本法が占有権の效力として規定するもの中主要なるものを權利の推定、果實の取得、權利の取得、占有訴訟の四とす  
一、權利の推定、占有権者は或權利

表示シタルトキハ本人ハ之ニ因リテ占有権ヲ取得ス  
第百八十四條 代理人ニ依リテ占有ヲ爲ス場合ニ於テ本人カ其代理人ニ對シ爾後第三者ノ爲メニ其物ヲ占有スヘキ旨ヲ命シ第三者之ヲ承諾シタルトキハ其第三者ハ占有権ヲ取得ス  
第百八十五條 權原ノ性質上占有者ニ所有ノ意思ナキモノトスル場合ニ於テハ其占有者カ自己ニ占有ヲ爲サシメタル者ニ對シ所有ノ意思アルコトヲ表示シ又ハ新權原ニ因リ更ニ所有ノ意思ヲ以テ占有ヲ始ムルニ非サレハ占有ハ其性質ヲ變セス  
第百八十六條 占有者ハ所有ノ意思ヲ以テ善意、平穩且公然ニ占有ヲ爲スモノト推定ス  
前後兩時ニ於テ占有ヲ爲シタル證據アルトキハ占有ハ其間繼續シタルモノト推定ス  
第百八十七條 占有者ノ承繼人ハ其選擇ニ從ヒ自己ノ占有ノミヲ主張シ又ハ自己ノ占有ニ前主ノ占有ヲ併セテ之ヲ主張スルコトヲ得  
前主ノ占有ヲ併セテ主張スル場合ニ於テハ其瑕疵モ亦之ヲ承繼ス

### 第二節 占有権ノ效力

の行使として物を占有するものにして占有者の行使する權利は適法の原因ありて之を有するものと推定する  
二、果實の取得、善意の占有者は其占有物より生ずる果實を取得するものなり悪意の占有者は果實を返還する義務及び其毀損又は滅失したる時は若しくは果實の取得を怠りたる時は其代價を償還すべき義務を負ふ、而して善意の占有者も後に至りて悪意の占有者となることありハ一八九ノ強暴隠秘の占有者にも應用す  
三、權利の取得、或權利を行使する爲めに有體物を占有するものは法律に定めたる要件を具ふるに依りて占有物の上に行使するの權利を取得す而して權利の取得の要件は占有物が動産なること不動産なることに依りて異なる不動産の權利取得は第百六十二條及第百六十三條に依る動産につき

第百八十八條 占有者カ占有物ノ上ニ行使スル權利ハ之ヲ適法ニ有スルモノト推定ス  
第百八十九條 善意ノ占有者ハ占有物ヨリ生ズル果實ヲ取得ス  
善意ノ占有者カ本權ノ訴ニ於テ敗訴シタルトキハ其起訴ノ時ヨリ悪意ノ占有者ト看做ス  
第百九十條 悪意ノ占有者ハ果實ヲ返還シ且其既ニ消費シ、過失ニ因リテ毀損シ又ハ收取ヲ怠リタル果實ノ代價ヲ償還スル義務ヲ負フ  
前項ノ規定ハ強暴又ハ隠秘ニ因ル占有者ニ之ヲ準用ス  
第百九十一條 占有物カ占有者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ悪意ノ占有者ハ其回復者ニ對シ其損害ノ全部ヲ賠償スル義務ヲ負ヒ善意ノ占有者ハ其滅失又ハ毀損ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ賠償ヲ爲ス義務ヲ負フ但所有ノ意思ナキ占有者ハ其善意ナルトキト雖モ全部ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス  
第百九十二條 平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナ

も占有者か其占有の初めに於て悪意又は過失ある時は二十年を以て其所を有権を取得す。平穩且公然に占有を始めたる者が善意無過失なる時は即時に其上に行使するの權利を取得す。右に依り占有者か占有物上に權利を取得するに同時に所有者は其權利を喪失し占有物回復を請求するに能はざるを原則とするも盗難品遺失物に關して第百九十三條の例外あり代價を賠償して始めて回復し得べき場合之を第百九十五條に明かにす。占有者か占有物を返還すべき場合に如何なる程度に於て返還すべき義務あるかは各場合を分ちて第百九十六條に詳細なる規定を設けたり。

四、占有訴權、占有は元來只一の事實に過ぎざれば法律は之に重大なる効果を附し之を侵害する者ある時は他の權利侵害と同じく占有者を以て訴權の方法に依りて其救済を裁判す。

キトキ六即時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス  
 第百九十三條、前條ノ場合ニ於テ占有物カ盜品又ハ遺失物ナルトキハ被害者又ハ遺失主ハ盜難又ハ遺失ノ時ヨリ二年間占有者ニ對シテ其物ノ回復ヲ請求スルコトヲ得  
 第百九十四條、占有者カ盜品又ハ遺失物ヲ強買若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ノ同種ノ物ヲ販賣スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ拂ヒタル代價ヲ辨償スルニ非サレバ其物ヲ回復スルコトヲ得ス  
 第百九十五條、他人カ飼養セシ家畜外ノ動物ヲ占有スル者ハ其占有ノ始善意ニシテ且逃失ノ時ヨリ一个月内ニ飼養主ヨリ回復ノ請求ヲ受ケサルトキハ其動物ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス  
 第百九十六條、占有者カ占有物ヲ返還スル場合ニ於テハ其物ノ保存ノ爲メニ必要ナル金額其他ノ必要費ヲ回復者ヨリ償還セシムルコトヲ得但占有者カ果實ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ其負擔ニ歸ス  
 占有者カ占有物ノ改良ノ爲メニ費シタル金額其他ノ有益費ニ付テハ其價格

所に求むることを得せしむ而して占有者は勿論他人の爲めに占有を爲す者も此訴權を行使することを得占有訴權には左の三種あり

(イ)、占有保持の訴(一九八、二〇一、二〇二)  
 (ロ)、占有保全の訴(一九九、二〇一、二〇二)  
 (ハ)、占有回收の訴(二〇〇、二〇一、二〇二)

占有の訴は本權との關係。占有訴權とは占有なる一の事實に基きて物に關する實力の關係を保護するものにして本權の訴は實體上の權利に基きて實體上の權利義務の關係を定むるを目的となす、此兩訴權の相互の關係は第二百二條の明かにする所なり

ノ増加カ現存スル場合ニ限り回復者ノ選擇ニ從ヒ其費シタル金額又ハ増價額ヲ償還セシムルコトヲ得但惡意ノ占有者ニ對シテハ裁判所ハ回復者ノ請求ニ因リ之ニ相當ノ期限ヲ許與スルコトヲ得  
 第百九十七條、占有者ハ後五條ノ規定ニ從ヒ占有ノ訴ヲ提起スルコトヲ得他人ノ爲メニ占有ヲ爲ス者亦同シ  
 第百九十八條、占有者カ其占有ヲ妨害セラレタルトキハ占有保持ノ訴ニ依リ其妨害ノ停止及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得  
 第百九十九條、占有者カ其占有ヲ妨害セラレタルトキハ占有保全ノ訴ニ依リ其妨害ノ豫防又ハ損害賠償ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得  
 第二百條、占有者カ其占有物ヲ奪ハレタルトキハ占有回收ノ訴ニ依リ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得  
 占有回收ノ訴ハ侵奪者ノ特定承繼人ニ對シテ之ヲ提起スルコトヲ得但其承繼人カ侵奪ノ事實ヲ知りタルトキハ此限ニ在ラズ  
 第二百二條、占有保持ノ訴ハ妨害ノ存スル間又ハ其止ミタル後一年內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス但工事ニ因リ占有物ニ損害ヲ生シタル場合ニ於テ其工

**占有権の効力** 占有権には自己の爲にする意思と物の所持との二要件なるべからず若し此一を缺くに至りたる時は占有権は消滅す然れども所持を失ふも占有は尙存続するものとす

右は自己占有の場合なり、代理占有の場合には代理人が物の占有に關して本人の爲にする意思なきことを表明したる時、代理人が占有物の所持を失ひたる時及び第二百四條の權限を失ふも之が爲めに代理占有に影響を及ぼすべきものにあらず

準占有。有體物の占有を爲すにあらざりて自己の爲めにする意思を以て財産上の權利を行使するを準占有と爲し占有に準じて占有権に關する規定を應用す

事著手ノ時ヨリ一年ヲ經過シ又ハ其工事ノ竣成シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

占有保全ノ訴ハ妨害ノ危険ノ存スル間ハ之ヲ提起スルコトヲ得但工事ニ因リ占有物ニ損害ヲ生スル虞アルトキハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

占有回収ノ訴ハ侵害ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第二百二條 占有ノ訴ハ本權ノ訴ト互ニ相妨ケルコトナシ占有ノ訴ハ本權ニ關スル理由ニ基キテ之ヲ裁判スルコトヲ得ス

**第三節 占有権ノ消滅**

第二百三條 占有権ハ占有者カ占有ノ意思ヲ拋棄シ又ハ占有物ノ所持ヲ失フニ因リテ消滅ス但占有者カ占有回収ノ訴ヲ提起シタルトキハ此限ニ在ラス

第二百四條 代理人ニ依リテ占有ヲ爲ス場合ニ於テハ占有権ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一 本人カ代理人ヲシテ占有ヲ爲サシムル意思ヲ拋棄シタルコト

二 代理人カ本人ニ對シ爾後自己又ハ第三者ノ爲メニ占有物ヲ所持スヘキ意思ヲ表示シタルコト

三 代理人カ占有物ノ所持ヲ失ヒタルコト

占有権ハ代理權ノ消滅ノミニ因リテ消滅セス

**第四章 準占有**

第二百五條 本章ノ規定ハ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ財産權ノ行使ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

**第三章 所有權**

**第一節 所有權ノ界限**

第二百六條 所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用收益及ヒ處分ヲ爲ス權利ヲ有ス

第二百七條 土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ

第二百八條 數人ニテ一棟ノ建物ヲ區分シ各其一部ヲ所有スルトキハ建物及ヒ其附屬物ノ共用部分ハ其共有ニ屬スルモノト推定ス

共用部分ノ修繕費其他ノ負擔ハ各自ノ所有部分ノ價格ニ應ジテ之ヲ分ツ

第二百九條 土地ノ所有者ハ隣界又ハ其近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ

**所有權**

所有權は物權中最も完全強力なる權利にして物に關する總體的支配權なり即ち總ての關係に於て且總ての方法を以て物を包括的に支配することを得るの權利なり何人ニ雖も所有權者の承諾なくして其物の上は何等の行為をも施すを得ず今所有權者の主なる權能は其物を占有し、使用、收益、處分することを得ると及び他人の干渉を排斥するの權能等なり然れども所有者が其物の權能を行ふには必ず法令の制限に服從すべし、而して土地の所有權は土地の上下に及ぶものとす(土地の所有權は上天に達し地球の中心に達すとの格言あり)

所有權の界限。所有權は一定の界限の上に行はるゝものとす其界限即ち範圍は左の如し

一、動産は總て各個一定の界限あるものなるが故に各個の動産は特別な



る所有権の目的をなすことを得、若し動産が不可分物なるときは所有権は必ず其全部につきてあるべく其一部の所有権なるものあり得ざるなり  
二、不動産中土地は其自體に於て一定の境界を有せざるも人為を以て其境界を定むることを得へし故に土地の所有権は表面に關しては人為に定めたる境界を以て境界とし其上下は民法第二百七條に依る  
三、物の所有権は建物に附屬する物及び建物より生ずる遂ての產出物なるものなり

又六之ヲ修繕スル爲メ必要ナル範圍内ニ於テ隣地ノ使用ヲ請求スルコトヲ得  
得租隣人ノ承諾アルニ非サレハ其住家ニ立入ルコトヲ得ス  
前項ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其價金ヲ請求スルコトヲ得  
第二十條 或土地カ他ノ土地ニ圍繞セラレテ公路ニ通セサルトキハ其土地ノ所有者ハ公路ニ至ル爲メ圍繞地ヲ通行スルコトヲ得  
池沼、河渠若クハ海洋ニ由ルニ非サレハ他ニ通スルコト能ハス又ハ崖岸アリテ土地ト公路ト著シキ高低ヲ爲ストキ亦同シ  
第二十一條 前條ノ場合ニ於テ通行ノ場所及方法ハ通行權ヲ有スル者ノ爲メニ必要ニシテ且圍繞地ノ爲メニ損害最少キモノヲ選フコトヲ要ス  
通行權ヲ有スル者ハ必要アルトキハ通路ヲ開設スルコトヲ得  
第二十二條 通行權ヲ有スル者ハ通行地ノ損害ニ對シテ價金ヲ拂フコトヲ要ス但通路開設ノ爲メニ生シタル損害ニ對スルモノヲ除ク外一年毎ニ其價金ヲ拂フコトヲ得  
第二十三條 分割ニ因リ公路ニ通セサル土地ヲ生シタルトキハ其土地ノ所有者ハ公路ニ至ル爲メ他ノ分割者ノ所有地ノミヲ通行スルコトヲ得此場合

五〇

も包含するものとす故に反對の證據なき以上は主物の所有者は同時に從物の所有者と推定さる  
所有權に對する制限。所有權は一般に公法上の理由及び所有權者相互の利害に關する理由に基き二重に制限せらるることあり公法上の理由に基き制限は特別の法律命令を以て定められ所有者相互の利害に基き制限は本法之を規定す  
相隣れる二箇の土地が互に所有權を異にする時は各所有者の權利行使は他の所有者の權利行使に影響を及ぼす故に所有權の行使に關し相隣者間に衝突を來すの結果を生ずることあるへし茲を以て此衝突を調和する爲め所有權の行使に一定の制限を設くる必要あり、相隣者の權利行使に對する第一の制限は所有權の行使を以

ニ於テハ價金ヲ拂フコトヲ要セス  
前項ノ規定ハ土地ノ所有者カ其土地ノ一部ヲ讓渡シタル場合ニ之ヲ準用ス  
第二十四條 土地ノ所有者ハ隣地ヨリ水ノ自然ニ流レ來ルヲ妨グルコトヲ得ス  
第二十五條 水流カ事變ニ因リ低地ニ於テ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ自費ヲ以テ其疏通ニ必要ナル工事ヲ爲スコトヲ得  
第二十六條 甲地ニ於テ貯水排水又ハ引水ノ爲メニ設ケタル工作物ノ破潰又ハ阻塞ニ因リテ乙地ニ損害ヲ及ボシ又ハ及ボス虞アルトキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ修繕若クハ疏通ヲ爲サシメ又必要アルトキハ豫防工事ヲ爲サシムルコトヲ得  
第二十七條 前二條ノ場合ニ於テ費用ノ負擔ニ付キ別段ノ慣習アルトキハ其慣習ニ從フ  
第二十八條 土地ノ所有者ハ直チニ雨水ヲ隣地ニ注瀉セシムヘキ屋根其他ノ工作物ヲ設ケルコトヲ得ス  
第二十九條 溝渠其他ノ水流地ノ所有者ハ對岸ノ土地カ他人ノ所有ニ屬ス

民法 物權

五一

て相隣人の所有権を侵害せざることを必要とするに之なり  
土地の所有権は其所有地内に於て如何なる工事を爲すも隨意なるもそれが爲めに隣地に有形上の損害を及ぼすべき行爲は之を避けざる可らず土地所有者が其所有地内にて爲したる行爲が積極的に損害を隣地に及ぼすことなく單に隣地所有者が享受する利益を奪ふに過ぎざる時は權利の侵害なきものなり故に夫等の行爲を爲すは任意なり然れども此原則を絕對に適用するときは土地所有權の効力が大に殺減せらるべきを以て法律は更に一步を進めて相隣れる土地所有者相互の利益の爲めに土地所有權に數多の制限を設くるを同時に一方に於ては其所有權行使の機能を擴張せり

ルトキハ其水路又ハ幅員ヲ變スルコトヲ得ス  
兩岸ノ土地カ水流地ノ所有者ニ屬スルトキハ其所有者ハ水路及ヒ幅員ヲ變スルコトヲ得但下口ニ於テ自然ノ水路ニ復スルコトヲ要ス  
前二項ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ  
第二百二十條 高地ノ所有者ハ浸水地ヲ乾カス爲メ又ハ家用若クハ農工業用ノ餘水ヲ排泄スル爲メ公路、公流又ハ下水道ニ至ルマテ低地ニ水ヲ通過セシムルコトヲ得但低地ノ爲メニ損害最少キ場所及ヒ方法ヲ選フコトヲ要ス  
第二百二十一條 土地ノ所有者ハ其所有地ノ水ヲ通過セシムル爲メ高地又ハ低地ノ所有者カ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其利益ヲ受ケル割合ニ應ジテ工作物ノ設置及ヒ保存ノ費用ヲ分擔スルコトヲ要ス  
第二百二十二條 水流地ノ所有者ハ堰ヲ設ケル需要アルトキハ其堰ヲ對岸ニ附著セシムルコトヲ得但之ニ因リテ生シタル損害ニ對シテ價金ヲ拂フコトヲ要ス

即ち本法第二百九條乃至第二百三十八條に規定せる種々の權利義務の關係は此間の趣旨を明かにせんか爲に設けられたるものなり、之を相隣者の權利義務といふ、今其權利を列擧すれば左の如し其條件其他の事項は各條に明かなるを以て茲に省略す

對岸ノ所有者ハ水流地ノ一部カ其所有ニ屬スルトキハ右ノ堰ヲ使用スルコトヲ得但前條ノ規定ニ從ヒ費用ヲ分擔スルコトヲ要ス  
第二百二十三條 土地ノ所有者ハ隣地ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ疆界ヲ標示スヘキ物ヲ設ケルコトヲ得  
第二百二十四條 界標ノ設置及ヒ保存ノ費用ハ相隣者平分シテ之ヲ負擔ス但測量ノ費用ハ其土地ノ廣狹ニ應ジテ之ヲ分擔ス  
第二百二十五條 二棟ノ建物カ其所有者ヲ異ニシ且其間ニ空地アルトキハ各所有者ハ他ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ其疆界ニ圍障ヲ設ケルコトヲ得  
當事者ノ協議調ハサルトキハ前項ノ圍障ハ板扉又ハ竹垣ニシテ高サ六尺タルコトヲ要ス  
第二百二十六條 圍障ノ設置及ヒ保存ノ費用ハ相隣者平分シテ之ヲ負擔ス  
第二百二十七條 相隣者ノ一人ハ第二百二十五條第二項ニ定メタル材料ヨリ真好ナルモノヲ用井又ハ高サヲ増シテ圍障ヲ設ケルコトヲ得但之ニ因リテ生スル費用ノ増額ヲ負擔スルコトヲ要ス  
第二百二十八條 前二條ノ規定ニ異リタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ

九、境界線上に設けたる界標、圍障牆壁及び溝渠は相隣者の共有に屬するものと推定す而して相隣者は其共有物を使用する權利を有す

十、境界の近傍に於ける相隣者の關係、所有者を異にする二箇の土地相隣せる場合に各所有者の權利行使が其境界線に接近するに従ひて相隣者の權利行使との間に衝突を來すの結果を生ずること多し故に双方の利益の爲めに境界の近傍に於ける所有權の行使に或一定の制限を設くるの必要あり茲を以て本法は第二百三十三條乃至第二百三十八條を設けて其必要に應ずることとせり、左に之

第二百二十九條 圍障牆壁上ニ設ケタル界標、圍障、牆壁及ヒ溝渠ハ相隣者ノ共有ニ屬スルモノト推定ス

第二百三十條 一棟ノ建物ノ部分ヲ成ス圍障牆壁上ノ牆壁ニハ前條ノ規定ヲ適用セズ

高さノ不同ナル二棟ノ建物ヲ隔ツル牆壁ノ低キ建物ヲ踰ル部分亦同シ但防火牆壁ハ此限ニ在ラス

第二百三十一條 相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但共其牆壁カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ又ハ其牆壁ヲ改築スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ爲シタル者ノ專有ニ屬ス

第二百三十二條 前條ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其價金ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十三條 隣地ノ竹木ノ根カ疆界線ヲ踰ルルトキハ其竹木ノ所有者ヲシテ其枝ヲ剪除セシムルコトヲ得

を列挙すれば  
 (一)竹木に關する制限、(二)建物に關する制限、(三)觀望に對する制限、(四)非戸其他の工作物に對する制限即ち之より詳細は條文を一讀すれば明瞭也

**所有權の取得** 所有權の取得には得るの二種あり、(一)原始取得、(二)繼取得の二種あり、原始取得は先占、遺失物の拾得、埋藏物の発見及び添付の三種あり、繼取得は譲與、贈與、交換等による、所有權の取得は、先占、遺失物の拾得、埋藏物の発見及び添付の三種あり、(一)先占、他人ノ所有物ヲ占有スルニシテ其ノ主體不明ニシテ其ノ物ニ對シテ他ノ人ノ所有權ヲ主張スルコトヲ得

第二百三十四條 隣地ノ竹木ノ根カ疆界線ヲ踰ルルトキハ之ヲ截取スルコトヲ得

第二百三十五條 建築ノ變更セシムルコトヲ得但建築者ノ手ノ時ヨリ一年ヲ經過シ又ハ其建築ノ完成シタル後ハ損害賠償ヲ請求ノミヲ爲スコトヲ得

第二百三十六條 疆界線ヨリ三尺未満ノ距離ニ於テ他人ノ宅地ヲ觀望スヘキ窓又ハ梯側ヲ設ケル者ハ目隠ヲ附スルコトヲ要ス

前項ノ距離ハ窓又ハ梯側ノ最モ隣地ニ近キ點ヨリ直角線ニテ疆界線ニ至ルマテヲ測算ス

第二百三十七條 前二條ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ

第二百三十八條 井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ六尺以上池、地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ三尺以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

水溜ヲ埋メ又ハ溝渠ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ其深サノ半以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス但三尺ヲ踰ルコトヲ要セス

遺失物拾得。遺失物は占有者の意思に反して偶然に其占有を失ひたる動産を云ふ。而して遺失物の拾得者は第二百四十四條に依り所有権を取得す。埋藏物發見。埋藏物とは動産又は不動産中に埋没したる物を云ふ。其の所有なるか不明なる物を云ふ。埋藏物發見者は第二百四十一條の規定に依り所有権を取得す。其發見が自己の所有物中にて發見したる時は他人の所有物中にて發見したる場合に依り異なる。添付。添付とは一の物が他の物の從として之れを合するを云ふ。合成物が合成以前に於て各物の所有を異にする場合に於て各物の所有を異にするに依り異なる。埋藏物ハ特別法ニ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ發見者其所有權ヲ取得ス但他人ノ物ノ中ニ於テ發見シタル埋藏物ハ發見者及ヒ其物ノ所有者折半シテ其所有權ヲ取得ス。第三百四十二條 不動産ノ所有者ハ其不動産ノ從トシテ之ニ附合シタル物ノ所有權ヲ取得ス但權原ニ因リテ其物ヲ附屬モシメタル他人ノ權利ヲ妨ゲス。第三百四十三條 各別ノ所有者ニ屬スル數個ノ動産カ附合ニ因リ毀損スルニ

非サレバ之ヲ分離スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其合成物ノ所有權ハ主ナル動産ノ所有者ニ屬ス分離ノ爲メ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦同シ。第三百四十四條 附合シタル動産ニ付キ主從ノ區別ヲ爲スコト能ハサルトキハ各動産ノ所有者ハ其附合ノ當時ニ於ケル價格ノ割合ニ應ジテ合成物ヲ共有ス。第三百四十五條 前二條ノ規定ハ各別ノ所有者ニ屬スル物カ混和シテ識別スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス。第三百四十六條 他人ノ動産ニ工作ヲ加ヘタル者アルトキハ其加工物ノ所有權ハ材料ノ所有者ニ屬ス但工作ニ因リテ生シタル價格カ著シク材料ノ價格ニ超ユルトキハ加工者其物ノ所有權ヲ取得ス。加工者カ材料ノ一部ヲ供シタルトキハ其價格ニ工作ニ因リテ生シタル價格ヲ加ヘタルモノカ他人ノ材料ノ價格ニ超ユルトキニ限り加工者其物ノ所有權ヲ取得ス。第三百四十七條 前五條ノ規定ニ依リテ物ノ所有權カ消滅シタルトキハ其物ノ上ニ存セル他ノ權利モ亦消滅ス。

及分。離。は。之。を。爲。し。得。る。も。公。益。上。分。離。を。許。さ。ず。る。場。合。に。は。主。物。の。所。有。權。は。添。付。に。依。り。從。物。の。上。の。所。有。權。を。取。得。す。主。物。從。物。を。如。何。に。し。て。區別。す。る。が。第。三。百。四。十。二。條。乃。至。第。三。百。四。十。四。條。の。明。か。に。す。る。所。乃。り。動。産。を。不。動。産。の。附。合。に。付。て。は。常。に。不。動。産。を。以。て。主。物。と。す。添。付。に。は。附。合。の。二。四。二。條。乃。至。二。四。四。條。の。三。種。あり。加。工。の。二。四。六。條。の。三。種。あり。添。付。に。依。り。主。物。の。所。有。者。が。其。の。合成物。の。所有。權。を。取。得。し。たる。に。對。し。は。第。三。百。四。十。七。條。の。效力。を。生。じ。添。付。に。依。り。て。損。失。を。蒙。り。たる。者。は。不。當。利。得。の。原。則。に。從。つ。て。價。金。を。要。求。す。る。こ。と。を。得。共。有。 二。人。以上。の。者。が。共同。して。一。物。に。對。し。て。所有。權。を。有。す。る。に。關。し。て。有。り。云。ふ。共。有。者。が。其。共有。物。に。關。し。て。行。ふ。こ。と。を。得。べき。權利。の。範圍。を。持。た。ず。云。ふ。而。して。此。特。分。別。の。原因。に。關。し。て。各。共有。者。が。共有。物。の。用法。に。從。見。ら。る。各。共有。者。が。共有。物。の。用法。に。從。

右ノ物ノ所有者カ合成物、混和物又ハ加工物ノ單獨所有者ト爲リタルトキ  
 ハ前項ノ權利ハ爾後合成物、混和物又ハ加工物ノ上ニ存シ其共有者ト爲リ  
 タルトキハ其持分ノ上ニ存ス  
 第二百四十八條 前六條ノ規定ノ適用ニ因リテ損失ヲ受ケタル者ハ第七百三  
 條及ヒ第七百四條ノ規定ニ從ヒ償金ヲ請求スルコトヲ得  
**第三節 共有**  
 第二百四十九條 各共有者ハ共有物ノ全部ニ付キ其持分ニ應シタル使用ヲ爲  
 スコトヲ得  
 第二百五十條 各共有者ノ持分ハ相均シキモノト推定ス  
 第二百五十一條 各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ共有物ニ變更  
 ナ加フルコトヲ得ス  
 第二百五十二條 共有物ノ管理ニ關スル事項ハ前條ノ場合ヲ除ク外各共有者  
 ノ持分ノ價格ニ從ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス但保存行爲ハ各共有者之ヲ爲  
 スコトヲ得  
 第二百五十三條 各共有者ハ其持分ニ應シ管理ノ費用ヲ拂ヒ其他共有物ノ負

求むるニ付キ其持分ノ上ニ存ス  
 第二百五十四條 共有者ノ一人カ共有物ニ付キ他ノ共有者ニ對シテ有スル債  
 權ハ其特定承繼人ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得  
 第二百五十五條 共有者ノ一人カ其持分ヲ拋棄シタルトキ又ハ相繼人ナクシ  
 テ死亡シタルトキハ其持分ハ他ノ共有者ニ歸屬ス  
 第二百五十六條 各共有者ハ何時ニテモ共有物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得但  
 五年ヲ超エサル期間内分割ヲ爲ササル契約ヲ爲スコトヲ妨ケス  
 此契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ五年ヲ超ユルコト  
 ナ得ス  
 第二百五十七條 前條ノ規定ハ第二百八條及ヒ第二百二十九條ニ掲ケタル共  
 有物ニハ之ヲ適用セス  
 第二百五十八條 分割ハ共有者ノ協議調ハサルトキハ之ヲ裁判所ニ請求スル  
 コトヲ得  
**民法 物權**  
 五九

前項ノ場合ニ於テ現物ヲ以テ分割ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ分割ニ因リテ著シク其價格ヲ損スル虞アルトキハ裁判所ハ其競賣ヲ命スルコトヲ得  
 第二百五十九條 共有者ノ一人カ他ノ共有者ニ對シテ共有ニ關スル債權ヲ有スルトキハ分割ニ際シ債務者ニ歸スヘキ共有物ノ部分ヲ以テ其辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得  
 債權者ハ右ノ辨濟ヲ受クル爲メ債務者ニ歸スヘキ共有物ノ部分ヲ賣却スル必要アルトキハ其賣却ヲ請求スルコトヲ得  
 第二百六十條 共有物ニ付キ債權ヲ有スル者及ヒ各共有者ノ債權者ハ自己ノ費用ヲ以テ分割ニ參加スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リテ參加ノ請求アリタルニ拘ハラズ其參加ヲ待タズシテ分割ヲ爲シタルトキハ其分割ハ之ヲ以テ參加ヲ請求シタル者ニ對抗スルコトヲ得  
 第二百六十一條 各共有者ハ他ノ共有者カ分割ニ因リテ得タル物ニ付キ賣主ト同シク其持分ニ應ジテ擔保ノ責ニ任ス  
 第二百六十二條 分割ヲ了シタルトキハ各分割者ハ其受ケタル物ニ關スル

地上ノ手續のみにつきて略述せん  
 共有者ノ協議調はさるべきは各共有者ハ其分割を裁判所に請求することを得、共有物の分割には必ず總ての共有者其手續に參與すべく分割に於ける利害關係人即ち共有物に對して債權を有する者及び各共有者の債權者等も其利益を保全せしむる爲めに其分割手續に干與せしめ其意見を陳述せしむる必要あるを以て第二百六十條の規定を生じたるなり  
 裁判上の分割方法に三種あり普通の方法は現物の分割にして特別の方法は競賣に付したる價格の分配なり普通の方法による分割の場合に債權者は第二百五十九條各項の權利を行使することを得  
 共有物分割の效果。分割に因りて共有者其所有に歸する部分の上に新なる所有權を取得するものにして各共有者其持分に應じて他の共有者

か分割に因りて得たるものにして賣主と同じく擔保及び現狀擔保の責に任す、而して分割前に共有者一人より取得したる權利は分割に因りて影響を受くることなし  
 共有に關する證書類は何人か之を保存すべしか之を第二百六十二條に詳細なる規定を設けたり  
 入會權 入會權とは一定の土地に住共同して收益を爲すの權利なり、此權利に關しては第二百六十三條に從ひ所有權以外の財産權の共有に關しては第二百六十四條の明かにする所なり  
 地上權 他人の土地に於て工作物又土地を使用する權利を地上權と云ふ、此權利は他の物權と同じく當事者の意思表示を以て之を設定するを普通とし取得時及ひ遺言に因りても此

證書ヲ保存スルコトヲ要ス  
 共有者一同又ハ其中ノ數人ニ分割シタル物ニ關スル證書ハ其物ノ最大部分ヲ受ケタル者之ヲ保存スルコトヲ要ス  
 前項ノ場合ニ於テ最大部分ヲ受ケタル者ナキトキハ分割者ノ協議ヲ以テ證書ノ保存者ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ裁判所之ヲ指定ス  
 證書ノ保存者ハ他ノ分割者ノ請求ニ應ジテ其證書ヲ使用セシムルコトヲ要ス  
 第二百六十三條 共有ノ性質ヲ有スル入會權ニ付テハ各地方ノ慣習ニ從フ外本節ノ規定ヲ適用ス  
 第二百六十四條 本節ノ規定ハ數人ニテ所有權以外ノ財産權ヲ有スル場合ニ之ヲ適用ス但法令ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラズ  
 第四章 地上權  
 第二百六十五條 地上權者ハ他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル爲メ其土地ヲ使用スル權利ヲ有ス  
 第二百六十六條 地上權者カ土地ノ所有者ニ定期ノ地代ヲ拂フヘキトキハ第

二百七十四條乃至二百七十六條ノ規定ヲ準用ス  
 此他地代ニ付テハ貸借ニ關スル規定ヲ準用ス  
 第二百六十七條 第二百九條乃至第二百三十八條ノ規定ハ地上權者間又ハ地  
 上權者ト土地ノ所有者トノ間ニ之ヲ準用ス但第二百二十九條ノ推定ハ地上  
 權設定後ニ爲シタル工事ニ付テノミ之ヲ地上權者ニ準用ス  
 第二百六十八條 設定行爲ヲ以テ地上權ノ存續期間ヲ定メサリシ場合ニ於テ  
 別段ノ慣習ナキトキハ地上權者ハ何時ニテモ其權利ヲ拋棄スルコトヲ得但  
 地代ヲ拂フベキトキハ一年前ニ豫告ヲ爲シ又ハ未々期限ノ至ラサル一年分  
 ノ地代ヲ拂フコトヲ要ス  
 地上權者カ前項ノ規定ニ依リテ其權利ヲ拋棄セサルトキハ裁判所ハ當事者  
 ノ請求ニ因リ二十年以上五十年以下ノ範圍内ニ於テ工作物又ハ竹木ノ種類  
 及ヒ狀況其他地上權設定ノ當時ノ事情ヲ斟酌シテ其存續期間ヲ定ム  
 第二百六十九條 地上權者ハ其權利消滅ノ時土地ヲ原狀ニ復シテ其工作物及  
 ヒ竹木ヲ除去スルコトヲ得但土地ノ所有者カ時價ヲ提供シテ之ヲ買取ルヘ  
 キ旨ヲ通知シタルトキハ地上權者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得

義務を負ふヤハ第二百六十九條ノ  
 明にする所なり  
**永小作權** 小作料を支拂ひて耕作又  
 人の土地を使用する權利を永小作權  
 と云ふ小作料は土地の使用料に  
 以て必ず之を定めざる可らず而して  
 地上權の地位に於ける如く一時に其  
 全額を支拂ふことを得ず年々又は定  
 期に支拂ふべきものとす  
 永小作權者の權利義務。永小作人は  
 耕作又は牧畜の爲めに必要なる範圍  
 内に於て任意に土地を支配し其の權利  
 を讓渡し貸借し又は抵當に供するこ  
 とを得る權能あることは地上權者ニ  
 同様なり然れども所有者カ永小作  
 人其人に重きを置く場合ナキにあら  
 ず故に設定行爲を以て永小作權の讓  
 渡又は轉貸を禁ずることを得此場  
 合には其讓渡貸借又は抵當權設定  
 は之を爲すことを得ず

前項ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ  
**第五章 永小作權**  
 第二百七十條 永小作人ハ小作料ヲ拂ヒテ他人ノ土地ニ耕作又ハ牧畜ヲ爲ス  
 權利ヲ有ス  
 第二百七十一條 永小作人ハ土地ニ永久ノ損害ヲ生スヘキ變更ヲ加フルコト  
 ヲ得ズ  
 第二百七十二條 永小作人ハ其權利ヲ他人ニ讓渡シ又ハ其權利ノ存續期間内  
 ニ於テ耕作若ハ牧畜ノ爲メ土地ヲ貸借スルコトヲ得但設定行爲ヲ以テ之ヲ  
 禁シタルトキハ此限ニ在ラズ  
 第二百七十三條 永小作人ノ義務ニ付テハ本章ノ規定及設定行爲ヲ以テ定メ  
 タルモノノ外貸借ニ關スル規定ヲ準用ス  
 第二百七十四條 永小作人ハ不可抗力ニ因リ收益ニ付キ損失ヲ受ケタルトキ  
 下雖モ小作料ノ免除又ハ減額ヲ請求スルコトヲ得ス  
 第二百七十五條 永小作人カ不可抗力ニ因リ引續キ三年以上全ク收益ヲ得ス





地役権は或目的の爲めに設定せらるるものなる故其設定したる所以の用途以外に承役地を使用するを得ず若し特に其用途を定めざるときは地役権者は要役地の便益に供する爲め其土地の總ての用途に供することを得、用水地役の場合に要役地の所有者と承役地所有者との關係如何及び要役地所有者相互の關係如何は第二百八十四條及び第二百八十五條の明かにする所なり。

共有者ニ對スル時効中斷ハ地役權ヲ行使スル各共有者ニ對シテ之ヲ爲スニ非サレハ其效力ヲ生セス  
地役權ヲ行使スル共有者數人アル場合ニ於テ其一人ニ對シテ時効停止ノ原因アル時効ハ各共有者ノ爲メニ進行ス  
第二百八十五條 用水地役權ノ承役地ニ於テ水力要役地及ヒ承役地ノ需要ノ爲メニ不足ナルトキハ其各地ノ需要ニ應ジ先ツ之ヲ家用ニ供シ其殘餘ヲ他用ニ供スルモノトス但設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス  
同一ノ承役地ノ上ニ數個ノ用水地役權ヲ設定シタルトキハ後ノ地役權者ハ前ノ地役權者ノ水ノ使用ヲ妨クルコトヲ得ス  
第二百八十六條 設定行爲又ハ特別契約ニ因リ承役地ノ所有者カ其費用ヲ以テ地役權ノ行使ノ爲メニ工作物ヲ設ケ又ハ其修繕ヲ爲ス義務ヲ負擔シタルトキハ其義務ハ承役地ノ所有者ノ特定承繼人モ亦之ヲ負擔ス  
第二百八十七條 承役地ノ所有者ハ何時ニテモ地役權ニ必要ナル土地ノ部分ノ所有權ヲ地役權者ニ委棄シテ前條ノ負擔ヲ免ルルコトヲ得  
第二百八十八條 承役地ノ所有權ハ地役權ノ行使ヲ妨ケサル範圍内ニ於テ其

一切の權能を行ふを得(第二百八十八條參照) 地役權は其行使が全く不能となりたる時及び承役地の所有權と地役權と混同したる場合の外尙第二百八十九條乃至第二百九十三條の規定に依りて消滅原因を明にす又地役權者カ其權利を拋棄したるとき、承役地カ公用の爲め徵收されたる時及び解除條件の成就又は期限の到來によりて消滅するは勿論なり。入會權。共有の性質を有する入會權に付ては前已に述べたる所なり共有の性質を有せずして他人の所有に屬する土地の上に入會權を有する時は其權利關係は殆んど地役權と同様なる故地方の慣習に従ふ外地役權に關する規定に従ふべきものとせり

行使ノ爲メニ承役地ノ上ニ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ承役地ノ所有者ハ其利益ヲ受クル割合ニ應ジテ工作物ノ設置及ヒ保存ノ費用ヲ分擔スルコトヲ要ス  
第二百八十九條 承役地ノ占有者カ取得時効ニ必要ナル條件ヲ具備セル占有ヲ爲シタルトキハ地役權ハ之ニ因リテ消滅ス  
第二百九十條 前條ノ消滅時効ハ地役權者カ其權利ヲ行使スルニ因リテ中斷ス  
第二百九十一條 第六十七條第二項ニ規定セル消滅時効ノ期間ハ不繼續地役權ニ付テハ最後ノ行使ノ時ヨリ之ヲ起算シ繼續地役權ニ付テハ其行使ヲ妨ケキ事實ノ生シタル時ヨリ之ヲ起算ス  
第二百九十二條 要役地カ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ於テ其一人ノ爲メニ時効ノ中斷又ハ停止アルトキハ其中斷又ハ停止ハ他ノ共有者ノ爲メニモ其效力ヲ生ス  
第二百九十三條 地役權者カ其權利ノ一部ヲ行使セサルトキハ其部分ノ時効ニ因リテ消滅ス

留置權

他人の物を占有する者か其物に關して生じたる債權を有し而し其債權が已に辨濟期なるを以て其債權を受ける迄其物を留置するを得此權利を留置權と云ふ留置權は當事者の意思によりて設定するに依らざる其權利の發生は法律に依るべし而して留置權の生ずる債權は必ず占有中の物に關し生ずる債權にして契約より生ずる債權を管利得より生ずる債權及び不法行為より生ずる債權の三種あり留置權者の權利は留置物に其債權の全部の辨濟を受ける迄は其留置物を留置するを得而して留置物より生ずる果實につきは他の債權者より先に辨濟を受けるの權利を有す其果實は天然果實たるを法定果實たるを問はず留置權者に於て之を收取し辨濟に充つるを得辨濟充當は得ず留置權者は留置物に依りて之を出したる必要費及び有益費を第二百

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會權ニ付テハ各地方ノ慣習ニ從フ外本章ノ規定ヲ準用ス

第七章 留置權

第三百九十五條 他人ノ物ノ占有者カ其物ニ關シテ生ジタル債權ヲ有スルトキハ其債權ノ辨濟ヲ受ケルマテ其物ヲ留置スルコトヲ得但し其債權ガ辨濟期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ占有カ不法行為ニ因リテ始マリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百九十六條 留置權者ハ債權ノ全部ノ辨濟ヲ受ケルマテハ留置物ノ全部ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生ズル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

前項ノ果實ハ先ツ之ヲ債權ノ利息ニ充當シ尙ホ餘剩アルトキハ之ヲ元本ニ充當スルコトヲ要ス

第二百九十八條 留置權者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ留置物ヲ占有スルコトヲ要ス

九十九條の規定に依りて所有者をして償還せしむるを得

留置權者の義務。留置權者は用意周到なる人か事務の管理上に於て用ふる注意を以て留置物を占有すべきものとす而して所有者の承諾なくして第二百九十八條第三項に掲げたる行為をなすを得ず若し留置權者が義務に違反したるときは債權者は留置權の消滅を請求するを得

留置權の消滅。留置權は目的物の滅失主たる債權の消滅、留置權者が目的物の占有を失ひたるとき、債務者が相當の擔保を供して其消滅を請求したる時及び留置權者の義務違反に因り債務者より留置權の消滅を請求したる時は留置權は消滅に歸す

留置權者ハ債務者ノ承諾ナクシテ留置物ノ使用若ハ貸貸ヲ爲シ又ハ之ヲ擔保ニ供スルコトヲ得ス但其物ノ保存ニ必要ナル使用ヲ爲スハ此限ニ在ラス

留置權者ガ前二項ノ規定ニ違反シタルトキハ債務者ハ留置權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二百九十九條 留置權者カ留置物ニ付キ必要費ヲ出シタルトキハ所有者チシテ其償還ヲ爲サシムルコトヲ得

留置權者カ留置物ニ付キ有益費ヲ出シタルトキハ其價格ノ增加カ現存スル場合ニ限り所有者ノ選擇ニ從ヒ其費シタル金額又ハ増價額ヲ償還セシムルコトヲ得但裁判所ハ所有者ノ請求ニ因リ之ニ相當ノ期限ヲ許與スルコトヲ得

第三百條 留置權ノ行使ハ債權ノ消滅時效ノ進行ヲ妨ケス

第三百一條 債務者ハ相當ノ擔保ヲ供シテ留置權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第三百二條 留置權ハ占有ノ喪失ニ因リテ消滅ス但第二百九十八條第二項ノ規定ニ依リ貸貸又ハ質入ヲ爲シタル場合ハ此限ニ在ラス

先取特權

先取特權とは、本法其他の法律の規定に依りて、債務者の財産に優先して、債権者による取捨の権利を指す。...

第八章 先取特權

第一節 總則

第三百三條 先取特權者ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ從ヒ其債務者ノ財産ニ付キ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債權ヲ辨濟シ受ケル權利ナ有ス...

民法 物權

先取特權の種類

先取特權の種類は、先取特權の總財產に依りて、第一、第二、第三、第四の四に分類せらる。...

三 雇人ノ給料

四 日用品ノ供給

第三百七條 共益費用ノ先取特權ハ各債権者ノ共同利益ノ爲メニ爲シタル債務者ノ財産ノ保存清算又ハ配當ニ關スル費用ニ付キ存在ス...

三百九條及び第三百十條の範圍内に於て存在するものなり

動産の先取特権 之れ特別の先取特権の一種にして法律は之を以て保護せんことを種類を以て定むるに依りて之を列挙せり

一 不動産ノ賃貸借  
 二 旅店ノ宿泊  
 三 旅客又ハ荷物ノ運輸  
 四 公吏ノ職務上ノ過失  
 五 動産ノ保存  
 六 動産ノ賣買  
 七 種苗又ハ肥料ノ供給  
 八 農工業ノ勞役

第三百十二條 不動産賃貸ノ先取特権ハ其不動産ヲ賃貸其他賃貸借關係ヨリ生シタル賃貸借ノ先取特権ノ上ニ存在ス

第三百十三條 土地ノ賃貸人ノ先取特権ハ賃借地又ハ其利用ノ爲メニ建

第二款 動産ノ先取特権

第三百十二條 左に掲ケタル原因ヨリ生シタル債權ヲ有スル者ハ債務ノ特

定動産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

一 不動産ノ賃貸借

二 旅店ノ宿泊

三 旅客又ハ荷物ノ運輸

四 公吏ノ職務上ノ過失

五 動産ノ保存

六 動産ノ賣買

七 種苗又ハ肥料ノ供給

八 農工業ノ勞役

第三百十二條 不動産賃貸ノ先取特権ハ其不動産ヲ賃貸其他賃貸借關係ヨリ生シタル賃貸借ノ先取特権ノ上ニ存在ス

第三百十三條 土地ノ賃貸人ノ先取特権ハ賃借地又ハ其利用ノ爲メニ建

物ニ備附ケタル動産、其土地ノ利用ニ供シタル動産及ヒ賃借人ノ占有ニ在

の明かにする所なり

不動産賃貸ノ先取特権ヲ以テ擔保スル債權ノ主要なるものは賃借なり而して此先取特権ノ保護を受ヘキ債權ハ第三百十五條ノ制限に従ヘキ債權ニシテ其數額を差引きたる残額に於テハ先取特権ヲ行フことを得

若シ賃借人ハ其數額を差引きたる残額に於テハ先取特権ヲ行フことを得

蓋シ敷金は其貸借其他ノ費用ノ辨濟ニ當リテ第一ニ其辨濟に充當スヘキものなり

二 旅店ノ宿泊ノ先取特権 此特権ニ於テハ旅店ノ先取特権ハ旅客其從者及ヒ牛馬ノ飲食料にして此特権ノ目的物は現に其旅店に存する手荷物なり

三 運輸ノ先取特権 之れ前述ノ先取特権ニ略同にして第三百十八條ニ於テハ同様に之を定ム

四 公吏保證金ノ先取特権 第三百二十條ノ明かにする所なり

五 動産保存ノ先取特権 法律ハ此特権ヲ許したる理由は若シ其保存

ル其土地ノ果實ノ上ニ存在ス

建物ノ賃貸人ノ先取特権ハ賃借人カ其建物ニ備附ケタル動産ノ上ニ存在ス

第三百十四條 賃借權ノ讓渡又ハ轉貸ノ場合ニ於テハ賃貸人ノ先取特権ハ讓受人又ハ轉借人ノ動産ニ及フ讓渡人又ハ轉貸人カ受クヘキ金額ニ付キ亦同シ

第三百十五條 賃借人ノ財産ノ總清算ノ場合ニ於テハ賃貸人ノ先取特権ハ前期、當期及ヒ次期ノ借賃其他ノ債務及ヒ前期並ニ當期ニ於テ生シタル損害ノ賠償ニ付テノミ存在ス

第三百十六條 賃借人カ敷金ヲ受取リタル場合ニ於テハ其敷金ヲ以テ辨濟ヲ受ケサル債權ノ部分ニ付テノミ先取特権ヲ有ス

第三百十七條 旅店宿泊ノ先取特権ハ旅客、其從者及ヒ牛馬ノ宿泊料並ニ飲食料ニ付キ其旅店ニ存スル手荷物ノ上ニ存在ス

第三百十八條 運輸ノ先取特権ハ旅客又ハ荷物ノ運送賃及ヒ附隨ノ費用ニ付キ運送人ノ手ニ存スル荷物ノ上ニ存在ス

第三百十九條 第三百九十二條乃至第三百九十五條ノ規定ハ前七條ノ先取特権ニ

民法 物權

行爲なかりせば其動産は已に消滅し  
 若し保行爲に減少したるなら  
 借格を保存するものなるか故に  
 其共同の利益に關しては他の債権者  
 排して最も先に辨済を受けるの權利  
 六 動産の買主が其買主たる動産の  
 代價を賣主より受ける債権につき其  
 賣主の共同利益に存在するものにて  
 るものなり其利益の理由より許され  
 るものなり其利益の理由より許され  
 七 種苗肥料供給の先取特權は代價の  
 供給たる者か其代價及び利息につき  
 給する者か其代價及び利息につき  
 八 農工業労働の先取特權は一般の  
 先取特權の場合の雇人に異り労働者  
 業又は工業にのみ使役される労働者

之ヲ準用ス

第三百二十條 公吏保證金ノ先取特權ハ保證金ヲ供シタル公吏ノ職務上ノ過  
 失ニ因リテ生シタル債權ニ付キ其保證金ノ上ニ存在ス  
 第三百二十一條 動産保存ノ先取特權ハ動産ノ保存費ニ付キ其動産ノ上ニ存  
 在ス  
 前項ノ先取特權ハ動産ニ關スル權利ヲ保存追認又ハ實行セシムル爲メニ要  
 シタル費用ニ付テモ亦存在ス  
 第三百二十二條 動産賣買ノ先取特權ハ動産ノ代價及ヒ其利息ニ付キ其動産  
 ノ上ニ存在ス  
 第三百二十三條 種苗肥料供給ノ先取特權ハ種苗又ハ肥料ノ代價及ヒ其利息  
 ニ付キ其種苗又ハ肥料ヲ用井タル後一年内ニ之ヲ用井タル土地ヨリ生シタ  
 ル果實ノ上ニ存在ス  
 前項ノ先取特權ハ蠶種又ハ蠶ノ飼養ニ供シタル桑葉ノ供給ニ付キ其蠶種又  
 ハ桑葉ヨリ生シタル物ノ上ニモ亦存在ス  
 第三百二十四條 農工業労働ノ先取特權ハ農工業ノ労働者ニ付テハ最後ノ一年

なり此労働者は其勞役より生ずる  
 果實又は製作物ノ上ニ先取特權を有  
 するなり而して其債權は買金に  
 する工業農業を區別して第三百二十五  
 條の制限に従ふべし  
 一 不動産ノ先取特權ハ動産ノ上ニ  
 不動産ノ先取特權ハ動産ノ上ニ  
 債權の保存此三種動産ノ先取特權  
 債權の保存此三種動産ノ先取特權  
 一 不動産ノ先取特權ハ動産ノ上  
 二 不動産ノ先取特權ハ動産ノ上  
 三 不動産ノ先取特權ハ動産ノ上  
 第三百二十六條 不動産保存ノ先取特權ハ不動産ノ保存費ニ付キ其不動産ノ  
 上ニ存在ス  
 第三百二十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第三百二十七條 不動産工事ノ先取特權ハ工匠、技師及ヒ請負人カ債務者ノ  
 不動産ニ關シテ爲シタル工事ノ費用ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス  
 前項ノ先取特權ハ工事ニ因リテ生シタル不動産ノ増價カ現存スル場合ニ限  
 リ其増加價額ニ付テノミ存在ス

農工業ノ労働者ニ付テハ最後ノ三ヶ月間ノ賃金ニ付キ其勞役ニ因リテ生シ  
 タル果實又ハ製作物ノ上ニ存在ス  
**第三款 不動産ノ先取特權**  
 第三百二十五條 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債權ヲ有スル者ハ債務者ノ  
 特定不動産ノ上ニ先取特權ヲ有ス  
 一 不動産ノ保存  
 二 不動産ノ工事  
 三 不動産ノ賣買  
 第三百二十六條 不動産保存ノ先取特權ハ不動産ノ保存費ニ付キ其不動産ノ  
 上ニ存在ス  
 第三百二十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第三百二十七條 不動産工事ノ先取特權ハ工匠、技師及ヒ請負人カ債務者ノ  
 不動産ニ關シテ爲シタル工事ノ費用ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス  
 前項ノ先取特權ハ工事ニ因リテ生シタル不動産ノ増價カ現存スル場合ニ限  
 リ其増加價額ニ付テノミ存在ス

三 不動産買買の先取特権。は其代  
價及び利息の辨済を受く可き債権が  
其買渡したる不動産の上に存在する  
ことは動産買買の場合と同様なり

**先取特権の順位**

先取特権ある債  
権者が数人ある  
時其他先取特権者間の優劣の關係如  
何の問題を生ず其優先の順序を順位  
と云ふ、法律が特権を與へて債権者  
を保護するには種々の關係によりて  
爲し其保護の度に厚薄あり。其厚き  
ものは先きにし薄きものは後にすへ  
きは當然の事理にして先取特権の間  
に其先後を定めざるべからず、數多  
の先取特権の並ひ存する状態を稱し  
て競合と云ふ、此競合の場合に凡そ  
左の五場合あり各場合につき其順位

第三百二十八條 不動産買買ノ先取特権ハ不動産ノ代價及ヒ其利息ニ付キ其  
不動産ノ上ニ存在ス

**第三節 先取特権ノ順位**

第三百二十九條 一般ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順  
位ハ第三百六條ニ掲ケタル順序ニ從フ

一般ノ先取特権ト特別ノ先取特権ト競合スル場合ニ於テハ特別ノ先取特権  
ハ一般ノ先取特権ニ先ツ但共益費用ノ先取特権ハ其利益ヲ受ケタル總債權  
者ニ對シテ優先ノ效力ヲ有ス

第三百三十條 同一ノ動産ニ付キ特別ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テ  
ハ其優先權ノ順位左ノ如シ

第一 不動産買買、旅店宿泊及ヒ運輸ノ先取特権

第二 動産保存ノ先取特権但數人ノ保存者アリタルトキハ後ノ保存者ハ  
前ノ保存者ニ先ツ

第三 動産買買、種苗肥料供給及ヒ農工業勞役ノ先取特権

第二順位ノ先取特権者カ債權取得ノ當時第二又ハ第三ノ順位ノ先取特権者

の規定を設けたり

一 一般の先取特権互に競合する場合  
(三三九條)

二 特別の先取特権と一般の先取特  
権と競合する場合(三三九條第二項)

三 同一の不動産につき特別の先  
取特権が競合する場合(三三〇條)

四 同一の動産に付きて特別の先取  
特権の競合する場合

五 同一目的物に付きて同一順位の前  
取特権者數人あること

**先取特権の效力**

先取特権は其物  
上擔保にして優  
先權あることは已に述べたる所に於  
て明かなり茲に述べんとするは先取  
特権は如何にして行ふべきか如何な  
る時迄之を行ひ得るや等の點なり此

アルゴトヲ知リタルトキハ之ニ對シテ優先權ヲ行フコト得ス第一順位者ノ  
果實ニ關シテハ第一ノ順位ハ農業ノ勞役者ニ第二ノ順位ハ種苗又ハ肥料ノ  
供給者ニ第三ノ順位ハ土地ノ賃貸人ニ屬ス

第三百三十一條 同一ノ動産ニ付キ特別ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ  
於テハ其優先權ノ順位ハ第三百二十五條ニ掲ケタル順序ニ從フ

同一ノ動産ニ付キ逐次ノ買買アリタルトキハ賣主相互間ノ優先權ノ順位  
ハ時ノ前後ニ依ル

第三百三十二條 同一ノ目的物ニ付キ同一ノ順位ノ先取特権者數人アルトキハ  
各其債權額ノ割合ニ應ジテ辨済ヲ受ク

第三百三十三條 先取特権ハ債務者カ其動産ヲ第三取得者ニ引渡シタル後ハ  
其動産ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス

第三百三十四條 先取特権ト動産買買ト競合スル場合ニ於テハ動産買買者ハ  
第三百三十條ニ掲ケタル第一順位ノ先取特権者ト同一ノ權利ヲ有ス

第三百三十五條 先取特権ト動産買買ト競合スル場合ニ於テハ動産買買者ハ  
第三百三十條ニ掲ケタル第一順位ノ先取特権者ト同一ノ權利ヲ有ス

第三百三十六條 先取特権ト動産買買ト競合スル場合ニ於テハ動産買買者ハ  
第三百三十條ニ掲ケタル第一順位ノ先取特権者ト同一ノ權利ヲ有ス

第三百三十七條 先取特権ト動産買買ト競合スル場合ニ於テハ動産買買者ハ  
第三百三十條ニ掲ケタル第一順位ノ先取特権者ト同一ノ權利ヲ有ス

効力を先取特権が動産のみに關する  
 とき、動産及び不動産に關する時及  
 ひ不動産のみに關するときは、三場合  
 に分ち見ることを得、而して此効  
 力に關して特に茲に規定あるもの  
 外は、抵當權の効力に關する規定に從  
 へべきものとす。

一、先取特権が動産のみに關する効  
 力。動産が先取特権の目的たる場合  
 にも所有者は其動産を他人に讓渡  
 すべきを得若し其目的たる動産の所有  
 權が他人に移りたる時は之と同時に  
 先取特権は消滅する。然し之に拘ら  
 ず繼續するかのれ第二十三條の  
 明かにする所なり。同一動産の上  
 先取特権と動産質權と競合せる場  
 合に此二つの權利は如何か優先する  
 第三十三條の明かなり。

二、先取特権が同時に動産不動産に  
 關するときは、之れ一般先取特  
 權の場合にして第三十五條の制

第三百三十五條 一般ノ先取特權者ハ先ツ不動産以外ノ財産ニ付キ辨濟ヲ受  
 ケ尙ホ不足アルニ非ザレハ不動産ニ付キ辨濟ヲ受クルコトヲ得ス  
 不動産ニ付テハ先ツ特別擔保ノ目的タルモノニ付キ辨濟ヲ受クルコト  
 ナラス

一般ノ先取特權者カ前二項ノ規定ニ從ヒテ配當ニ加入スルコトヲ忘リタル  
 トキハ其配當加入ニ因リテ受クヘカリシモノノ限度ニ於テハ登記ヲ爲シタ  
 ル第三者ニ對シテ其先取特權ヲ行フコトヲ得ス

前三項ノ規定ハ不動産以外ノ財産ノ代價ニ先チテ不動産ノ代價ヲ配當シ又  
 ハ他ノ不動産ノ代價ニ先チテ特別擔保ノ目的タル不動産ノ代價ヲ配當スヘ  
 キ場合ニハ之ヲ適用セス

第三百三十六條 一般ノ先取特權ハ不動産ニ付キ登記ヲ爲ササルモ之ヲ以テ  
 特別擔保ヲ有セサル債權者ニ對抗スルコトヲ妨ケス但登記ヲ爲シタル第三  
 者ニ對シテハ此限ニ在ラス

第三百三十七條 不動産保存ノ先取特權ハ保存行爲完了ノ後直チニ登記ヲ爲  
 スニ因リテ其効力ヲ保存ス

限に從ふべきものとす。一般ノ先取  
 特權ハ不動産につきては此特權を登  
 記せざるも登記を爲したる第三者及  
 ひ特別の物上擔保を有せる債權に  
 對抗し此權利を行使することを得  
 三、先取特權が不動産のみに關する  
 場合の効力は不動産保存の先取特權  
 不動産工事の先取特權不動産質權の  
 先取特權を各區別して第三十三條  
 條以下第三十四條に詳細なる規定  
 を爲す

質權

質權の取捨は規定するに依りて質  
 權の受取人たる債權者又は質權者  
 質權の取捨は規定するに依りて質  
 權の受取人たる債權者又は質權者  
 質權の取捨は規定するに依りて質  
 權の受取人たる債權者又は質權者  
 質權の取捨は規定するに依りて質  
 權の受取人たる債權者又は質權者

第三百三十八條 不動産工事ノ先取特權ハ工事ヲ始ムル前ニ其費用ノ豫算額  
 ニ登記スルニ因リテ其効力ヲ保存ス但工事ノ費用ノ豫算額ヲ越ユルトキハ  
 先取特權ハ其超過額ニ付テハ存在セス

工事ニ因リテ生シタル不動産ノ増價額ハ配當加入ノ時裁判所ニ於テ選任マ  
 シタル鑑定人ヲシテ之ヲ評價セシムルコトヲ要ス

第三百三十九條 前二條ノ規定ニ從ヒテ登記シタル先取特權ハ抵當權ニ先チ  
 テ之ヲ行フコトヲ得

第三百四十條 不動産質買ノ先取特權ハ質買契約ノ同時ニ未タ代價又ハ其利  
 息ノ辨濟アラサル旨ヲ登記スルニ因リテ其効力ヲ保存ス

第三百四十一條 先取特權ノ効力ニ付テハ本節ニ定メタルモノノ外抵當權ニ  
 關スル規定ヲ準用ス

第九章 質權

第一節 總則

第三百四十二條 質權者ハ其債權ノ擔保トシテ債務者又ハ第三者ヨリ受取  
 タル物ヲ占有シ且其物ニ付キ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受

權利は目的物の占有を必要とするものである。債権者は、その権利を行使するに当り、債務者の占有を必要とする。...

第三百四十四條 質權ノ設定ハ債權者ニ其目的物ノ引渡ヲ爲スニ因リテ其效力生ズ。...



ては公示の方法なく占有を以て公  
示の唯一の方法とするが、第三  
百五十二條は、質権は質権者が  
占有を以て公示するに非ざるに  
して、他人の占有を妨げず、其の  
利益を侵害するものとして、質  
物に使用の権利を行使するに依  
るが、質権者は、質物に占有を  
し、其の利益を行使するに依る  
が、質権者は、質物に占有を  
し、其の利益を行使するに依る  
が、質権者は、質物に占有を  
し、其の利益を行使するに依る

ル場合ニ限り鑑定人ノ評價ニ從ヒ質物ヲ以テ直チニ辨濟ニ充ツルコトヲ裁  
判所ニ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ質権者ハ豫メ債務者ニ其請求ヲ通  
知スルコトヲ要ス  
第三百五十五條 數個ノ債權ヲ擔保スル爲メ同一ノ動産ニ付キ質權ヲ設定シ  
タルトキハ其質權ノ順位ハ設定ノ前後ニ依ル  
**第三節 不動産質**  
第三百五十六條 不動産質権者ハ質權ノ目的タル不動産ノ用方ニ從ヒ其使用  
及ヒ收益ヲ爲スコトヲ得  
第三百五十七條 不動産質権者ハ管理ノ費用ヲ拂ヒ其他不動産ノ負擔ニ任ス  
第三百五十八條 不動産質権者ハ其債權ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス  
第三百五十九條 前三條ノ規定ハ設定行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セ  
ズ  
第三百六十條 不動産質ノ存續期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長  
キ期間ヲ以テ不動産質ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ十年ニ短縮ス  
不動産質ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ十年ヲ超

之を規定せしむるに依り、其存  
続期間を限定し、不動産質に依り、  
其利益を行使するに依るが、質  
権者は、質物に占有をし、其の利  
益を行使するに依るが、質権者は、  
質物に占有をし、其の利益を行使  
するに依るが、質権者は、質物に  
占有をし、其の利益を行使するに  
依るが、質権者は、質物に占有を  
し、其の利益を行使するに依る  
が、質権者は、質物に占有をし、  
其の利益を行使するに依る

ユルコトヲ得ス  
第三百六十一條 不動産質ニハ本節ノ規定ノ外次章ノ規定ヲ準用ス  
**第四節 權利質**  
第三百六十二條 債權ハ財產權ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得  
前項ノ債權ニハ本節ノ規定ヲ適用ス  
第三百六十三條 債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲ヌ場合ニ於テ其債權ノ證書アル  
トキハ質權ノ設定ハ其證書ノ交付ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ生ス  
第三百六十四條 指名債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ第四百六十七  
條ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ質權ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之ヲ承  
諾スルニ非サレハ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
前項ノ規定ハ記名ノ株式ニハ之ヲ適用セズ  
第三百六十五條 記名ノ社債ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ社債ノ譲渡  
ニ關スル規定ニ從ヒ會社ノ根幹ニ質權ノ設定ヲ記入スルニ非サレハ之ヲ以  
テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
第三百六十六條 指圖債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ其證書ニ質權

第三百六十三條に於て特に其債権に  
證書あるときは、その債権を以て  
質権の目的となし得るは勿論なり  
り、而して此の場合に何れも  
要せず、然るに質権の効力あるも  
たり、指名債権の場合に、質権の  
債権譲渡の時、債権の譲渡を規  
定し、其手続を爲すに關する規  
則は、債権の譲渡に關する規定  
に準じて、其手続を爲すに關し  
て、非らず、他人に對して之を  
主張するを得ず。之れ第三百六十  
七條に特別の明文を設けたる所  
に依る。其の外の民事訴訟法の  
執行方法に依り、其執行を爲す  
に、債権者は債権者又は第三  
債権者に先立ち、自己の債権の辨  
別

ノ設定ヲ裏書スルニ非サルハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
第三百六十七條 質権者ハ質権ノ目的タル債権ヲ直接ニ取立ツルコトヲ得  
債権ノ目的物カ金錢ナルトキハ質権者ハ自己ノ債権額ニ對スル部分ニ限リ  
之ヲ取立ツルコトヲ得  
右ノ債権ノ辨濟期カ質権者ノ債権ノ辨濟期前ニ到來シタルトキハ質権者ハ  
第三債務者ヲシテ其辨濟金額ヲ供託シシムルコトヲ得此場合ニ於テハ質権  
ハ其供託金ノ上ニ存在ス  
債権ノ目的物カ金錢ニ非サルトキハ質権者ハ辨濟トシテ受ケタル物ノ上ニ  
質権ヲ有ス  
第三百六十八條 質権者ハ前條ノ規定ニ依ル外民事訴訟法ニ定ムル執行方法  
ニ依リテ質権ノ實行ヲ爲スコトヲ得  
第十章 抵當權  
第一節 總則  
第三百六十九條 抵當權者ハ債務者又ハ第三者カ占有ヲ移サシメテ債務ノ擔  
保ニ供シタル不動産ニ付キ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ辨濟ヲ受ケル

を受くるの權利を云ふ。抵當權は債務  
者のみならず、第三者も設定するを得  
得、而して抵當權の目的となり得べ  
き物は、不動産なる有体物なれども、其  
所有權のみならず、地上權、永小作權  
も、其目的となすを得。抵當權の目  
的たる不動産の範圍は、第三百七十條  
の明かにする所なり。抵當權者は、其目  
的物を質権者の如く、使用収益するも  
のに非らざるが故に、其目的物より生  
ずる果實に及ばざるを原則とす。第  
三百七十一條參照  
留置權、質權等の或規定の準備さる  
るときは、第三百七十二條に明かなり  
る。第三百七十二條に明かなり  
る。第三百七十二條に明かなり

權利ヲ有ス  
地上權及永小作權モ亦之ヲ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ  
本章ノ規定ヲ準用ス  
第三百七十條 抵當權ハ抵當地ノ上ニ存スル建物ヲ除ク外其目的タル不動産  
ニ附加シテ之ト一體ヲ成シタル物ニ及ブ但設定行爲ニ別段ノ定アルトキ及  
ヒ第四百二十四條ノ規定ニ依リ債権者カ債務者ノ行爲ヲ取消スコトヲ得ル  
場合ハ此限ニ在ラス  
第三百七十一條 前條ノ規定ハ果實ニハ之ヲ適用セズ但抵當不動産ノ差押ア  
リタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一條ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在  
ラス  
第三百七十二條 第三取得者カ第三百八十一條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其後一年內ニ抵當不  
動產ノ差押アリタル場合ニ限リ前項但書ノ規定ヲ適用ス  
第三百七十三條 第二百九十六條、第三百四條及ヒ第三百五十一條ノ規定ハ  
抵當權ニ之ヲ準用ス  
第二節 抵當權ノ效力

第三百七十三條 數個ノ債權ヲ擔保スル爲メ同一ノ不動産ニ付キ抵押權ヲ設  
定シタルトキハ其抵押權ノ順位ハ登記ノ前後ニ依ル  
第三百七十四條 抵押權者ハ利息其他ノ定期金ヲ請求スル權利ヲ有スルニ依  
リ其満期ノ爲リタル最後ノ二年分ヲ付シテ其抵押權ヲ行フコトヲ得但  
以前ノ定期金ニ付テモ満期後特別ノ登記ヲ爲シタルトキハ其登記ノ時ヨリ  
之ヲ行フコトヲ妨ケス  
第三百七十五條 抵押權者ハ債權ノ不履行ニ因リテ生シタル損害ノ請求  
前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テ其最後ノ二年分ヲ付シテモ亦之ヲ適用ス但利息  
其他ノ定期金トシテ二年分ヲ超ユルコトヲ得ス(三十四年法律第三十六  
號ヲ以テ本項追加)  
第三百七十六條 抵押權者ハ其抵押權ヲ以テ他ノ債權ノ擔保ト爲シ又同一ノ  
債權者ニ對シテ他ノ債權者ノ利益ヲ爲メ其抵押權者ハ其順位ヲ讓渡シ又  
之ヲ放棄スルコトヲ得  
第三百七十七條 抵押權者ハ數人ノ爲メニ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
前項ノ場合ニ於テ抵押權者ハ數人ノ爲メニ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
其處分ノ利益ヲ受ケル者ノ權利ノ順位ハ抵押權ノ登記ニ附記ヲ爲シタル

第三百七十八條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百七十九條 主たる債務者、保證人及ヒ其承繼人ハ抵押權ノ濫除ヲ爲ス  
第三百八十條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十一條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十二條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十三條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十四條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十五條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十六條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十七條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十八條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百八十九條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十一條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十二條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十三條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十四條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十五條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十六條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十七條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十八條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第三百九十九條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ  
第四百條 抵押權者ハ其抵押權ノ處分ヲ爲シタルトキ



一、債権者第三取得者に請求する  
債権者第三取得者に請求するに  
其債権により第三取得者の提供し  
たる金額より十分の一以上の債権に  
増額するに能はざる時は十分の一の  
増額を以て債権者自ら買受可き旨  
を附記するも第三取得者を請求する  
債権者は代償費用につき擔保を供  
すべし。四、増額債権を請求したる  
債権者は、債権者及び債権譲渡人に  
債権通知を以て債権通知を請求した  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる以上は、其  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の  
債権者の利益に單に請求者一身に止  
まらざる他の債権者に關係を及ぼす  
債権者及び債権譲渡人の債権通知  
債権通知を以て債権通知を請求し  
た債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の

債権者第三取得者に請求するに  
其債権により第三取得者の提供し  
たる金額より十分の一以上の債権に  
増額するに能はざる時は十分の一の  
増額を以て債権者自ら買受可き旨  
を附記するも第三取得者を請求する  
債権者は代償費用につき擔保を供  
すべし。四、増額債権を請求したる  
債権者は、債権者及び債権譲渡人に  
債権通知を以て債権通知を請求した  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる以上は、其  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の  
債権者の利益に單に請求者一身に止  
まらざる他の債権者に關係を及ぼす  
債権者及び債権譲渡人の債権通知  
債権通知を以て債権通知を請求し  
た債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の  
債権者及び債権譲渡人に債権通知  
取消しを請求したる債権者の

民法 物権

第三百九十五條 第六百二條ニ定メタル期間ヲ超エサル貸借ハ抵當權ノ登  
 記後ニ登記シタルモノト雖モ之ヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得但其貸  
 借力抵當權者ニ損害ヲ及ボストキハ裁判所ハ抵當權者ノ請求ニ因リ其解  
 除ヲ命スルコトヲ得

**第三節 抵當權ノ消滅**

第三百九十六條 抵當權ハ債務者及ヒ抵當權設定者ニ對シテハ其擔保スル債  
 權ト同時ニ非サレハ時効ニ因リテ消滅セス

第三百九十七條 債務者又ハ抵當權設定者ニ非サル者カ抵當不動産ニ付キ取  
 得時効ニ必要ナル條件ヲ具備セル占有ヲ爲シタルトキハ抵當權ハ之ニ因リ  
 テ消滅ス

第三百九十八條 地上權又ハ永小作權ヲ抵當ト爲シタル者カ其權利ヲ拋棄シ  
 タルモノヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得ス

**第三編 債權**

**第一章 總則**

**第一節 債權ノ目的**

第三百九十九條 債權ハ金錢ニ見積ルコトヲ得サルモノト雖モ之ヲ以テ其目  
 的ト爲スルコトヲ得

第四百條 債權ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ債務者ハ其引渡ヲ爲スマテ  
 善長ナル管理者ノ注意ヲ以テ其物ヲ保存スルコトヲ要ス

第四百一條 債權ノ目的物ヲ指示スルニ種類ノミヲ以テシタル場合ニ於テ法  
 律行為ノ性質又ハ當事者ノ意思ニ依リテ其品質ヲ定ムルコト能ハサルトキ  
 ハ債務者ハ中等ノ品質ヲ有スル物ヲ給付スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ債務者カ物ノ給付ヲ爲スニ必要ナル行為ヲ完了シ又ハ債  
 權者ノ同意ヲ得テ其給付スルモノキ物ヲ指定シタルトキハ爾後其物ヲ以テ債權  
 ノ目的物トス

第四百二條 債權ノ目的物カ金錢ナルトキハ債務者ハ其選擇ニ從ヒ各種ノ通  
 貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ得但特種ノ通貨ヲ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シ  
 タルトキハ此限ニ在ラス

債權ノ目的タル特種ノ通貨カ辨濟期ニ於テ強制通用ノ效力ヲ失ヒタルトキ  
 ハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス

第三百九十九條 債權ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ債務者ハ其引渡ヲ爲スマテ  
 善長ナル管理者ノ注意ヲ以テ其物ヲ保存スルコトヲ要ス

第四百一條 債權ノ目的物ヲ指示スルニ種類ノミヲ以テシタル場合ニ於テ法  
 律行為ノ性質又ハ當事者ノ意思ニ依リテ其品質ヲ定ムルコト能ハサルトキ  
 ハ債務者ハ中等ノ品質ヲ有スル物ヲ給付スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ債務者カ物ノ給付ヲ爲スニ必要ナル行為ヲ完了シ又ハ債  
 權者ノ同意ヲ得テ其給付スルモノキ物ヲ指定シタルトキハ爾後其物ヲ以テ債權  
 ノ目的物トス

第四百二條 債權ノ目的物カ金錢ナルトキハ債務者ハ其選擇ニ從ヒ各種ノ通  
 貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ得但特種ノ通貨ヲ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シ  
 タルトキハ此限ニ在ラス

債權ノ目的タル特種ノ通貨カ辨濟期ニ於テ強制通用ノ效力ヲ失ヒタルトキ  
 ハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス









へは其不履行が債務者の責に歸すべからざる事由に基きたる場合なり。如何なる場合に如何なる方法を以て損害賠償の請求を爲し得るや履行不能の場合に如何なる場合に請求し得るや各本條に於て明かなり。

**多數當事者の債權** 債務者が二人以上なるときは此債權を多數當事者の債權と云ふ。而して此場合に各當事者が如何なる割合に於て債權を有し債務を負ふかは當事間の意思表示に依る。若し別段の意思なき場合は平等の割合に於て債權を有し債務を負担し且つ其割合に依つて分割することを得るを原則とす。然れども此原則には左に掲ぐる如き大なる例外あり。

**不可分債務** 右述ふる如く多數當事者の債權は之を分割し得るを原則とするも其債權の目的物の性質上分割し能はざる場合及び行テ請求シ又債務者ハ總債權者ノ爲メ各債權者ニ對シテ履行ヲ爲スコトヲ得

第四百二十九條 不可分債權者ノ一人ト其債務者トノ間ニ更改又ハ免除アリタル場合ニ於テモ他ノ債權者ハ債務ノ全部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得。但し其一人ノ債權者カ其權利ヲ失ハサレハ之ニ分與スヘキ利益ヲ債務者ニ償還スルコトヲ要ス。

此他不可分債權者ノ一人ノ行爲又ハ其一人ニ付キ生シタル事項ハ他ノ債權者ニ對シテ其效力ヲ生セス。

第四百三十條 數人カ不可分債務ヲ負擔スル場合ニ於テハ前條ノ規定及ヒ連帶債務ニ關スル規定ヲ準用ス。但第四百三十四條乃至第四百四十條ノ規定ハ此限ニ在ラス。

第四百三十一條 不可分債務カ可分債務ニ變シタルトキハ各債權者ハ自己ノ部分ニ付テノ履行ヲ請求スルコトヲ得。又各債權者ハ其負擔部分ニ付テノ履行ノ責ニ在ラス。

**第三款 連帶債務**

第四百三十二條 數人カ連帶債務ヲ負擔スルトキハ債權者ハ其債務者ノ一人

ハ性質上於ては分割すべきことを得るも當事者カ分割せざることを特約したるときは其分割は許さざるなり。故に不可分債務にありては各債權者及債務者は各固有の權利義務を有するも其履行につきては唯一の債權者たり債務者たるか如く看做さる。債權者ハ各自第四百二十八條ノ權利義務を有し債務者ハ各自第四百二十九條ノ義務を有し其關係は他の債權者及債務者ノ如きもの効力を生ず。若し第四百二十九條ノ義務を負擔する者ハ連帶債務にあらざるも其性質酷似するが故に連帶債務に關する規定ヲ準用ス。

**連帶債務** 數人カ共同して債務を負担し且各別に全給付を爲すの義務を負ひ債權者カ其債務者中ノ一人又ハ數人若しくは全員より一回全給付を受けたるときは總債務者カ債務を免除すべき場合は各債務者は連帶債務を負担す。

ニ對シテ又ハ同時若クハ順次ニ總債務者ニ對シテ全部又ハ一部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

第四百三十三條 連帶債務者ノ一人ニ付キ法律行爲ノ無効又ハ取消ノ原因ノ存スル爲メ他ノ債務者ノ效力ヲ妨クルコトナシ

第四百三十四條 連帶債務者ノ一人ニ對スル履行ノ請求ハ他ノ債務者ニ對シテモ其效力ヲ生ス

第四百三十五條 連帶債務者ノ一人ト債權者トノ間ニ更改アリタルトキハ債權ハ總債務者ノ利益ノ爲メニ消滅ス

第四百三十六條 連帶債務者ノ一人カ債權者ニ對シテ債權ヲ有スル場合ニ於テ其債務者カ相殺ヲ援用シタルトキハ債權ハ總債務者ノ利益ノ爲メニ消滅ス

右ノ債權ヲ有スル債務者カ相殺ヲ援用セサル間ハ其債務者ノ負擔部分ニ付テノ他ノ債務者ニ於テ相殺ヲ援用スルコトヲ得

第四百三十七條 連帶債務者ノ一人ニ對シテ爲シタル債務ノ免除ハ其債務者ノ負擔部分ニ付テノ他ノ債務者ノ利益ノ爲メニモ其效力ヲ生ス



